

大垣市みどりの基本計画



平成 30 年 3 月

大 垣 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 緑の基本計画とは	
2. 見直しの趣旨	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画フレーム	
5. 対象となる「みどり」	
6. 「みどり」の機能	
第2章 現況と課題	6
1. 「みどり」の現況	
2. 「みどり」の課題	
第3章 計画の方向性	42
1. 基本理念	
2. 基本方針	
3. 計画の目標	
第4章 具体的な取り組み	48
1. 施策の体系	
2. 施策の内容	
2-1. 「みどり」を守る	
2-2. 「みどり」を創る	
2-3. 「みどり」を活かす	
2-4. 「みどり」を育む	
第5章 都市公園の方針	62
1. 都市公園の状況と課題	
2. 都市公園の整備方針	
3. 都市公園の管理方針	
第6章 地区別方針	68
1. 地区区分	
2. 地区別方針の策定	
第7章 計画の推進に向けて	84
1. 計画の推進体制	
2. 計画の進行管理	
参考資料	
各種制度について	86
用語解説	99





第1章 計画の基本的事項

1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、大垣市（以下、「本市」という）の「みどり」について、将来あるべき姿やそれを実現するための施策などを示すものです。

また、本市では、「大垣市緑を育み生かす条例」において、「緑の基本計画」の策定を位置づけています。

「緑」から「みどり」へ

「大垣しみどりの基本計画」では、公園緑地や農地、森林等における花や樹木のみでなく、河川や湧き水などの水辺ほか、文化の醸成や幸福感、心身の健康の向上などの価値観を含んだものとするため、「緑」を「みどり」と表記しています。

2. 見直しの趣旨

本市では、平成12年に「緑の基本計画」を策定し、公園や緑地の整備・保全など緑化の推進を図ってきました。

現在の「みどりの基本計画」は、平成25年に改定されてから5年が経過し、中間目標年次を迎えていますが、計画目標については、社会・経済情勢の変化などから達成できていないものがあります。

今後、ますます人口減少と少子高齢化が進展していく中で、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題、地震や集中豪雨などの災害発生、生物多様性の保全など多くの社会的課題があり、これらに対応するために、「みどり」の持つ多様な機能を発揮することが求められています。

また、公園や街路樹などについては、将来の人口減少を踏まえ、これまでのような『量』を増やすことに重点を置いた施策を推進することから、次世代に引き継いでいくため、適切な維持管理による美しい景観の保全や「みどり」の空間の利活用促進など、『質』の向上に重点を置く施策へ転換することが重要になっています。

これらを実現するためには、行政による取り組みだけでなく、市民や事業者の理解と協力による「協働」の取り組みが必要不可欠となります。

以上のことを踏まえ、今回の改定では、上位計画となる「大垣市未来ビジョン」や「大垣市都市計画マスタープラン」及びその他の関連計画の策定・改定に合わせ、整合を図りながら、今後の「みどりの基本計画」のあり方や進め方について、全体的な見直しを行うものです。

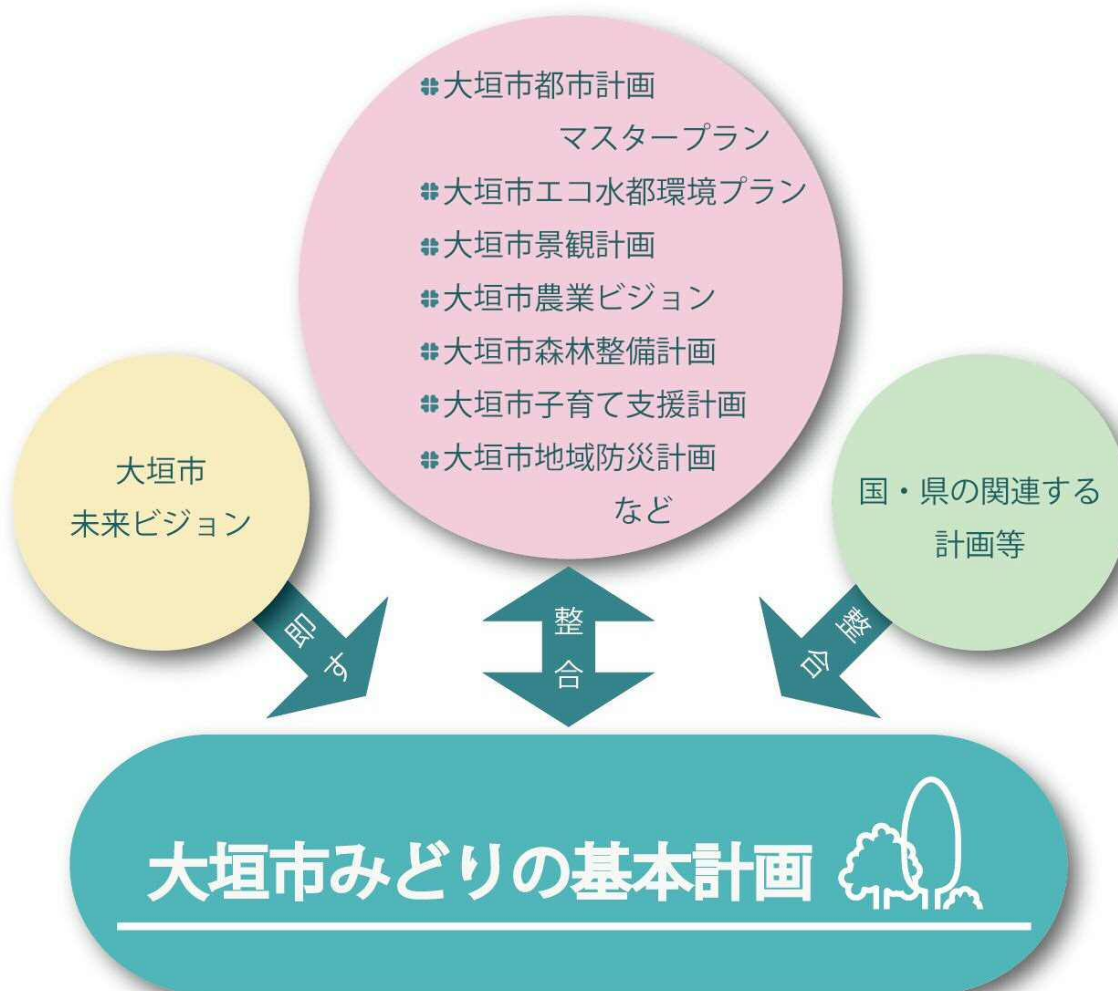


■見直しのポイント

 「量」から「質」の向上への転換
 市民との協働

3. 計画の位置づけ

本計画は、市の「みどり」の将来あるべき姿を描き、また、それを実現していくために、次のような上位・関連計画との整合性を保ちながら、施策を展開します。





4. 計画フレーム

緑地の保全と整備及び緑化の目標の基準となる計画フレームを以下のように設定します。

目標年次

本計画の将来目標年次は、都市計画の総合的な指針である「大垣市都市計画マスタープラン」との整合を図り、概ね20年後となる平成52年度（2040年度）とします。また、10年後となる平成39年度（2027年度）を中間目標年次とします。

ただし、法制度や計画内容に変更が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

対象区域

対象区域は、都市計画区域である大垣地域及び墨俣地域と都市計画区域外の上石津地域を合わせた市域全域（206.57 k m²）とします。

将来人口

「大垣市人口ビジョン」に基づき、中間目標年次の総人口は約158,500人、将来目標年次の総人口は約155,900人とします。

表1-1 将来人口

	現在 平成27年度（2015年度）	中間目標年次 平成39年度（2027年度）	将来目標年次 平成52年度（2040年度）
総人口	159,879人	158,500人	155,900人

※現在の人口は、平成27年国勢調査の数値とする

図1-1 人口の推移と将来の見通し



※「大垣市人口ビジョン」（平成27年10月）より作成



5. 対象となる「みどり」

本計画の「みどり」とは、樹木や草花などの植物のみではなく、それらを含む樹林地や農地、河川や湧き水などの水辺、輪中堤、公園緑地などの土地や空間が対象となります。

■都市公園



■街路樹



■河川



■湧き水



■輪中堤



■森林



■農地



■民有地の緑地



■住宅の生垣



■社寺林



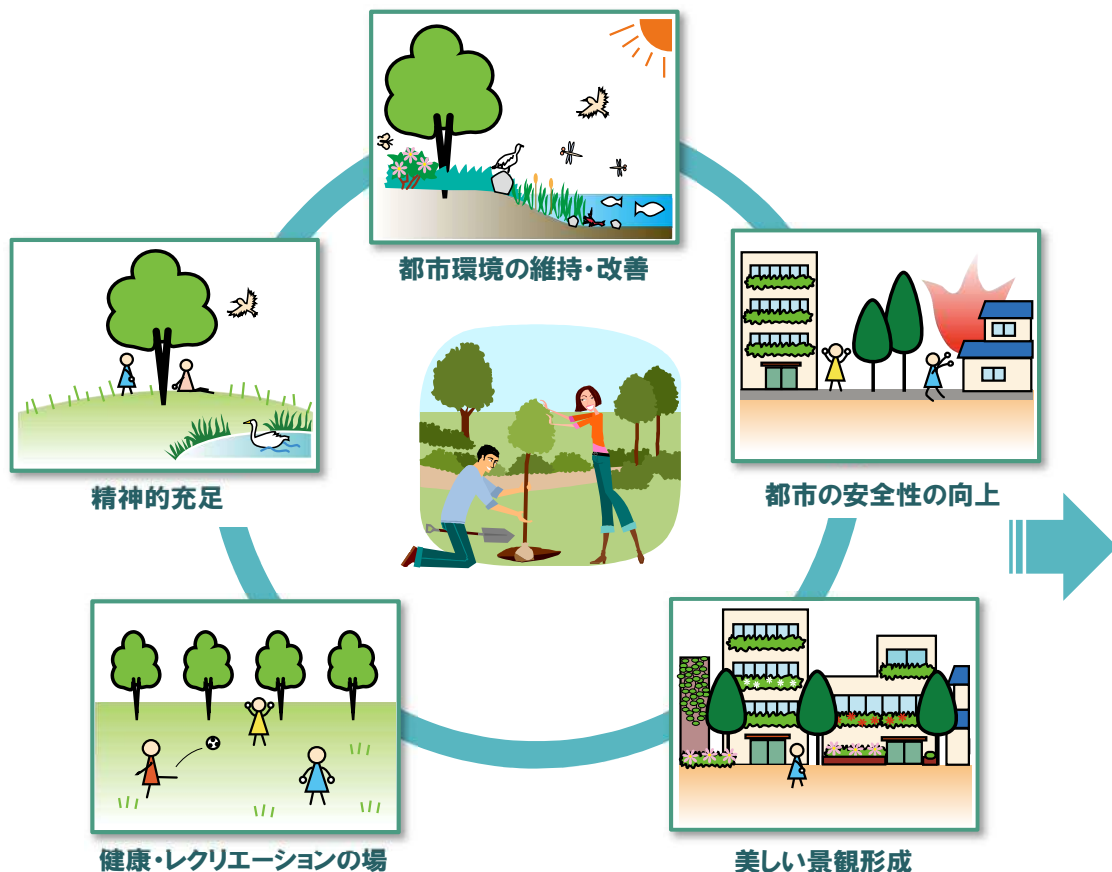


6. 「みどり」の機能

「みどり」は、「都市環境の維持・改善」、「都市の安全性の向上」、「美しい景観形成」、「健康・レクリエーションの場」、「精神的充足」を主要機能として持っています。

また、緑のネットワークを形成することで、これらの機能をより効果的に発揮することができます。

主 要 機 能	概 要
都市環境の維持・改善	大気汚染の浄化や騒音・振動の緩和、省エネルギー化への寄与やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保などの機能
都市の安全性の向上	火災時の延焼防止や災害時の避難路及び避難場所、水源の涵養や雨水浸透による水害の未然防止などの機能
美しい景観形成	自然景観や田園風景の構成に寄与し、ふるさと意識の醸成や都市景観へ風格を与える機能
健康・レクリエーションの場	憩い、散策、遊びなどの野外レクリエーションの場や、スポーツなどの健康づくりの活動の場としての機能
精神的充足	潤い感や安らぎ感を高めるなど日常生活での快適性の向上や、防災・防火等の機能から生じる安心感、自然とのふれあいによる癒しや教育面での機能



緑のネットワーク形成により効果的に機能を発揮



第2章 現況と課題

1. 「みどり」の現況

(1) 地形

本市は、岐阜県南西部に位置する面積 206.57 k²、人口約 16 万人の県下第 2 の都市です。平成 18 年の 1 市 2 町の合併により、飛び地として東に墨俣地域、南西に上石津地域があります。

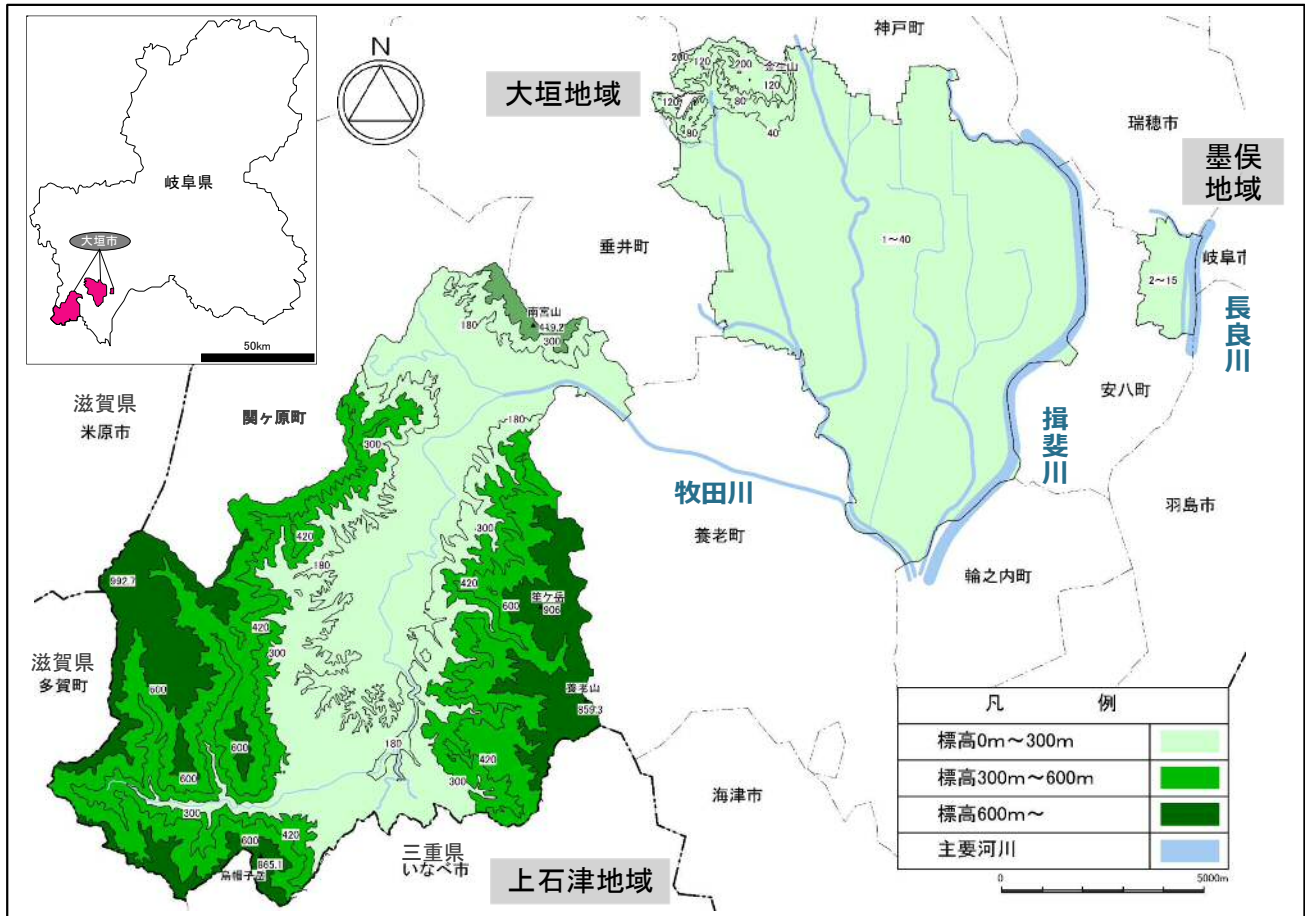
【大垣及び墨俣地域】

大垣地域の北西部の一部を除き、ほぼ全域が海拔 3～6m の平坦な低地で、揖斐川・長良川をはじめ、多くの一級河川が流れる水郷地帯となっています。また、自噴帯に位置しているため湧き水が多く、古くから「水の都」と呼ばれています。

【上石津地域】

標高 800m 前後の山に囲まれ、中央を牧田川が南北に流れる緑豊かな里地里山地域です。

図 2-1 地形特性図





（２）水に関わる環境

○河川・ため池

揖斐川、長良川、牧田川、相川、平野井川、犀川、杭瀬川、水門川、中之江川など大小 21 本の一級河川が市内を流れています。また、ため池は主に農業用として利用され、大垣地域の北西部と上石津地域に点在しています。

河川の水質については、水門川における水質の推移を見ると昭和 40 年代以降大きく改善されており、近年は比較的良好な状態となっています。

○水運

鉄道が発達するまで、水門川や杭瀬川などの河川を利用した水運は、名古屋・桑名と大垣を結ぶ重要な交通路であり、今も港跡が残っています。

○湧き水・地下水

大垣地域は、全国でも有数の自噴帯に位置しており、北部地域では「ガマ」と呼ばれる自然の湧き水が輪中内の用水として利用されていました。また、掘り抜き井戸に代表される「自噴井戸」は生活用水として利用されていました。

また、本市の平均地下水位は回復傾向にあり、近年は興文井で約 5.0m となっています。

○輪中堤

大垣地域や墨俣地域では、集落や耕地を洪水から守るために周囲に堤防（輪中堤）が築かれました。河川堤防を除く輪中堤は、取り壊された箇所が多いものの、現在でも原形をとどめているものが残っています。

輪中堤のうち、河川堤防機能を有するものと、完全に取り壊されたものを除く図 2-5 の赤丸部について、本市の大切な「みどり」として捉え、公共施設緑地として位置づけます。

■赤坂港跡



■名水大手いこ井の泉緑地



■笠木町の古大垣輪中堤





図 2-2 河川・ため池位置図（平成 28 年度末）

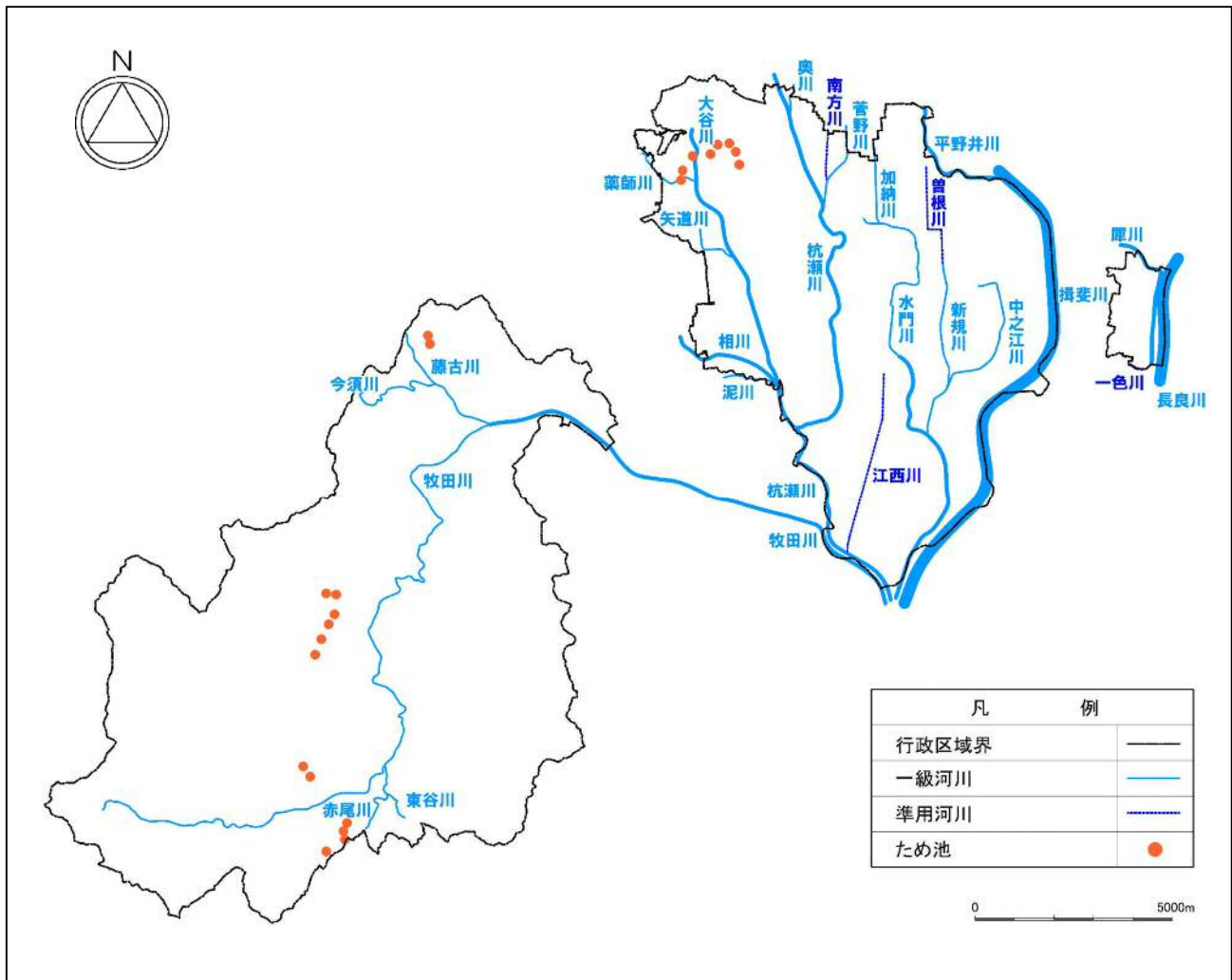
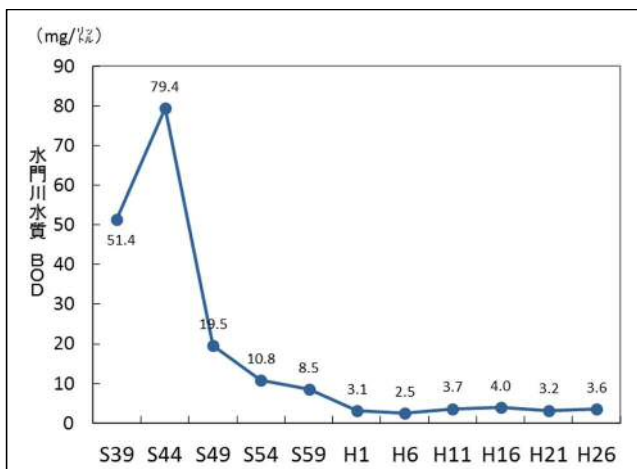
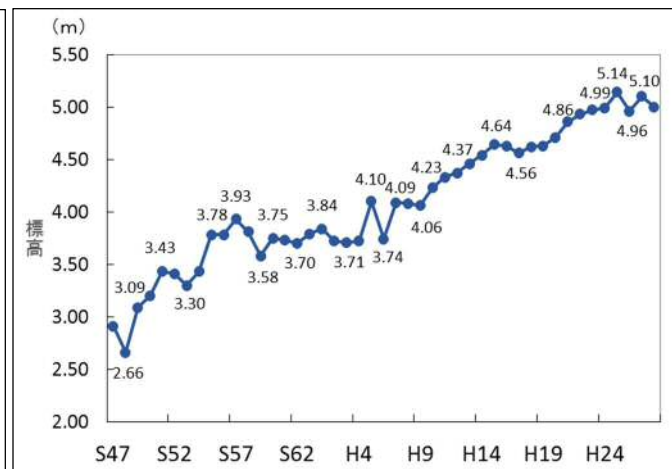


図 2-3 水門川（水門川橋付近）における水質の推移



※「大垣市の下水道」（平成 28 年度末）より作成

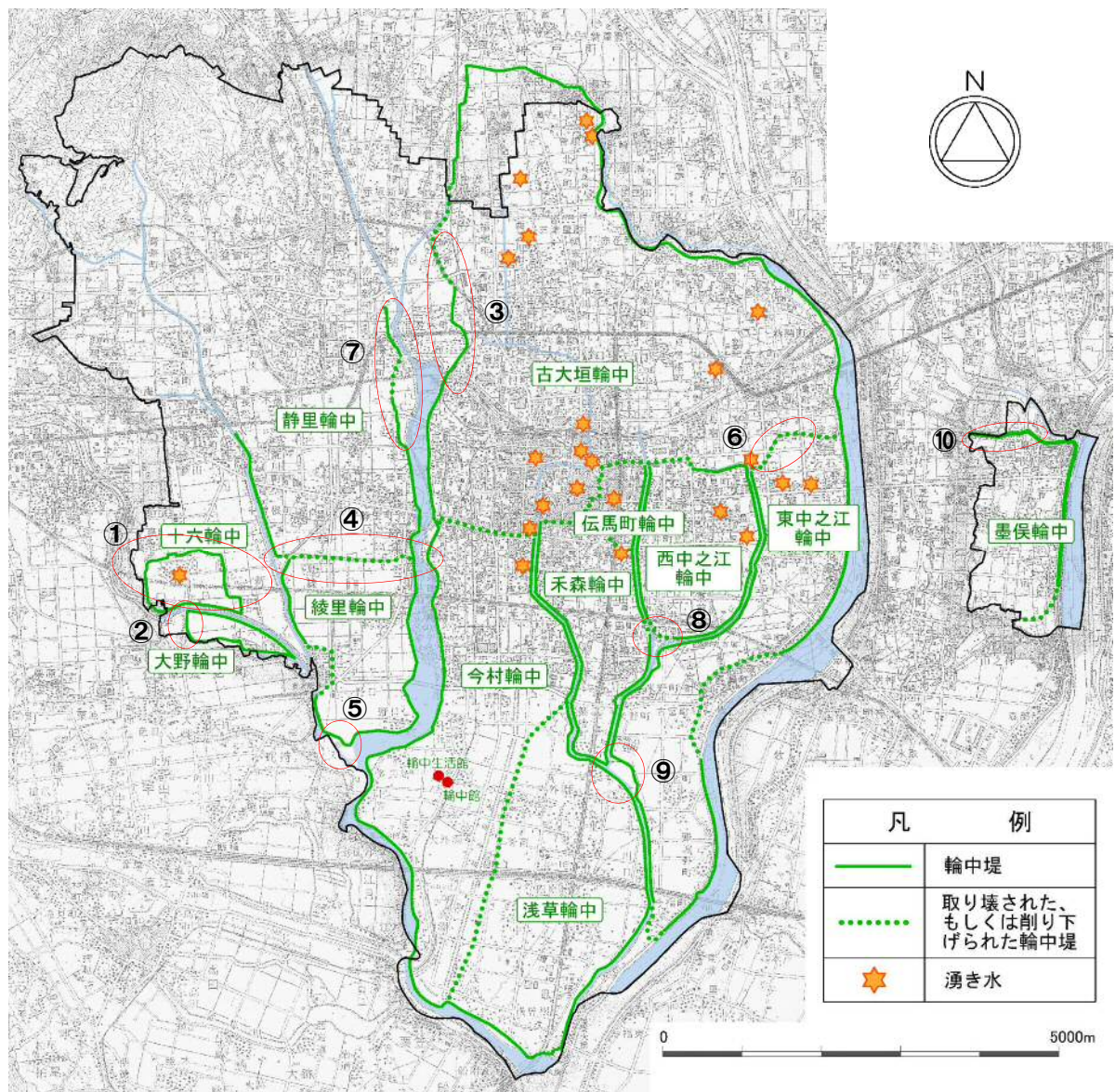
図 2-4 大垣市（興文井）における年平均地下水位の推移



※「岐阜県地下水位観測所観測記録」（平成 28 年度末）より作成



図 2-5 湧き水・輪中の分布図



※図は大垣市史「大垣輪中分布図」（平成 20 年 3 月）、
大垣市「わくわく湧き水マップ」（平成 28 年 7 月）等より作成

番号	場 所	面積 (ha)
①	十六輪中堤	4.15
②	大野輪中堤（西側）	1.24
③	古大垣輪中堤（北西側）	1.20
④	静里～綾里輪中堤	3.16
⑤	綾里輪中堤（南側）	5.42

番号	場 所	面積 (ha)
⑥	古大垣～東中ノ江輪中堤	0.57
⑦	静里輪中堤（南東側）	2.09
⑧	西中ノ江輪中堤（南側）	8.46
⑨	東中ノ江輪中堤（南側）	1.20
⑩	墨俣輪中堤	0.99
合 計		28.48



(3) 歴史・文化財

本市には、かつて東山道、鎌倉街道、伊勢街道、中山道、美濃路、などが通り、街道沿いには今も多く歴史的資源が存在しています。

大垣地域には、国指定史跡の美濃国分寺跡、昼飯大塚古墳、国指定名勝おくのほそ道の風景地大垣船町川湊をはじめとして、県指定史跡の住吉燈台、お茶屋屋敷跡、平林荘跡、市指定史跡の大垣城跡、赤坂港跡などがあります。

また、輪中地帯における特徴的な建築様式である水屋は、治水事業の進展により減少していますが、釜笛地区には現在も水屋群が残っています。輪中で暮らす人々の「村のすまい、村の生活」を紹介する施設として輪中館、輪中生活館があります。

墨俣地域には、市指定史跡の一夜城址などがあります。

上石津地域には、国指定史跡の西高木家陣屋跡などがあります。

■美濃国分寺跡



■昼飯大塚古墳



■西高木家陣屋跡



■大垣城跡



■一夜城址



■水屋





(4) 景観関連

①大垣市景観遺産

本市では、近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、宿場町の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物をはじめとする、後世に伝承すべき景観を有する建造物等の内、「歴史文化遺産」「近代遺産」「現代資産」「風景資産」の4項目のいずれかに該当する物件を所有者等の同意を得たうえで、『大垣市景観遺産』として指定しています。また、今後の保存及び活用により景観遺産となり得る建造物等を『景観自慢』として指定しています。

平成29年3月時点で『景観遺産』として71箇所、『景観自慢』として6箇所が指定されており、その中の「風景資産」には「みどり」に関連する施設も数多く含まれています。

表 2-1 風景資産一覧

地域	区分	場所
大垣	景観遺産	大垣城下水門川沿いの景観
		林町のクスノキ
		笠縫の輪中堤防
		釜笛の水屋群
		広芝池
		曾根城公園
		加賀野八幡神社自噴水
		明星輪寺の境内地とそこからの眺望
		赤坂港会館と川湊跡
		大島堤と桜並木
		西之川ハリヨの池広場
		曾根川の桜
		お茶屋敷跡
		興文木（クスノキ）と正門門柱
		南市橋の奥川
	景観自慢	楽田町八幡神社夫婦松

地域	区分	場所
墨俣	景観遺産	寺町界隈
		一夜城址公園とその周辺
		下野家枝垂れ桜と蔵（水屋）

地域	区分	場所
上石津	景観遺産	上石津町牧田地域の常夜燈群
		藤古川萩原橋付近から見た伊吹山
		多良峡
		津島神社の社叢
		宝暦治水の松
		冠橋付近から見た烏帽子岳
		日本昭和音楽村江口夜詩記念館及び水嶺湖周辺
		藤古川堤防の桜
	景観自慢	上石津町牧田平井地区の石積堤防と石垣

※「大垣市景観遺産」「景観自慢」より
「風景資産」を抜粋

■大垣城下水門川沿いの
景観（大垣）



■笠縫の輪中堤防（大垣）



■広芝池（大垣）



■曾根城公園（大垣）



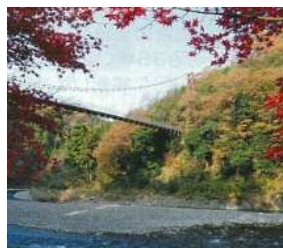
■お茶屋敷跡（大垣）



■藤古川萩原橋付近から
見た伊吹山（上石津）



■多良峡（上石津）



■一夜城址公園とその周辺
（墨俣）





②四季の里

本市では、四季折々の緑（花木等）を一年中身近に親しむため、さらに市外からも多くの人が訪れるように、「四季の里」を市内各所に整備し、公園緑地の活用や「みどり」に対する意識を高め、地域を賑やかにしようとしています。

具体的には、市内の公園緑地（浅中公園、三城公園、赤坂スポーツ公園等）などで、「みどり」の様々な姿（花、香りなど）が楽しめる、魅力ある空間を作っています。

図 2-6 四季の里位置図



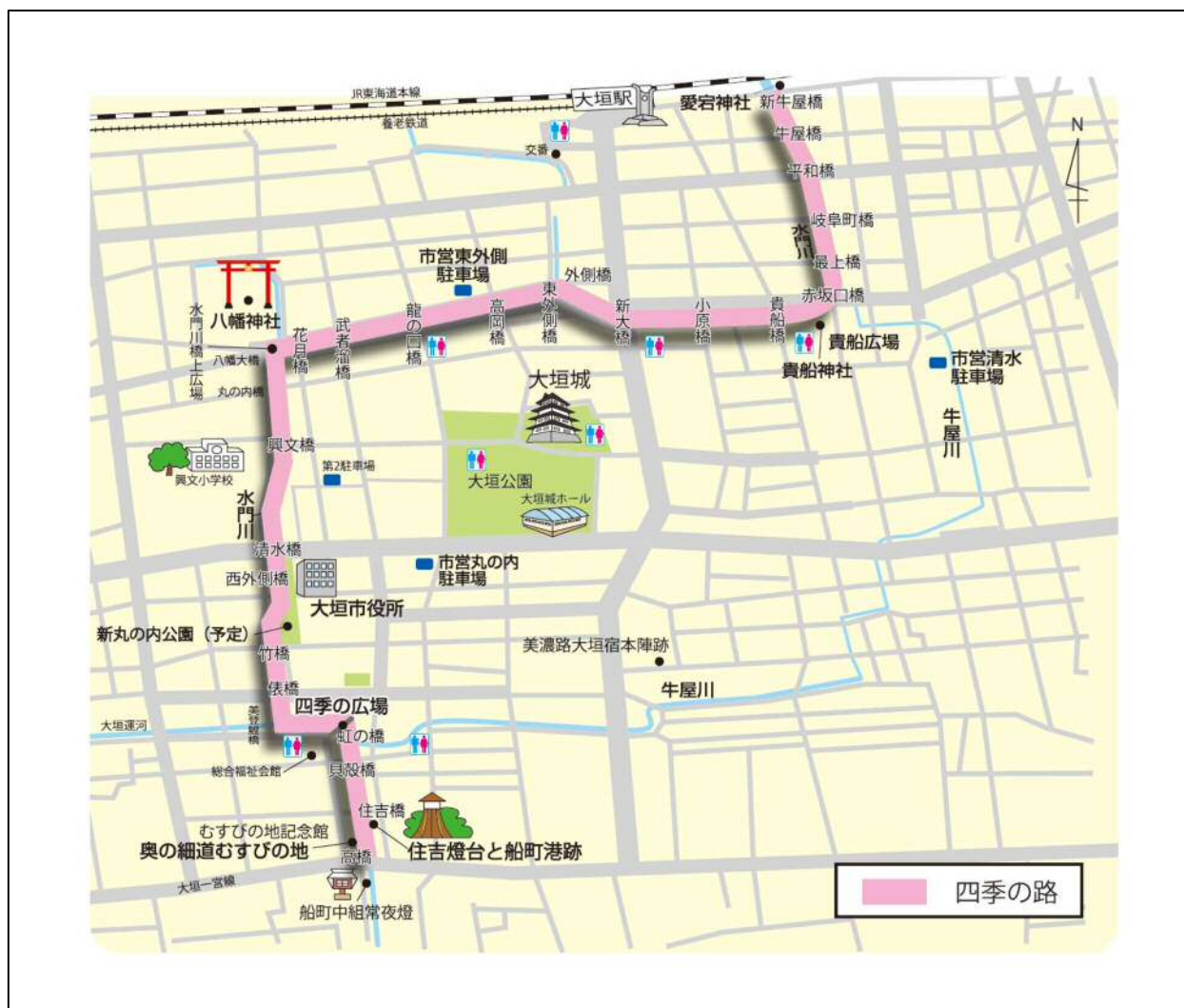
※四季の里パンフレット（平成 29 年 3 月）より作成



③四季の路

「四季の路」は市街地を流れる水門川沿いにつくられている遊歩道で、大垣駅東の愛宕神社から、大垣駅通りを横切り、八幡神社前を通って、船町の奥の細道むすびの地に至る 2.2km におよぶ遊歩道です。この遊歩道全体は、車道と分離され、サクラを中心に市の木（クスノキ）と市の花（サツキ）など多くの樹木が植えられています。

図 2-7 四季の路位置図



※四季の里パンフレット（平成 29 年 3 月）より抜粋（一部修正）



(5) 防災関連

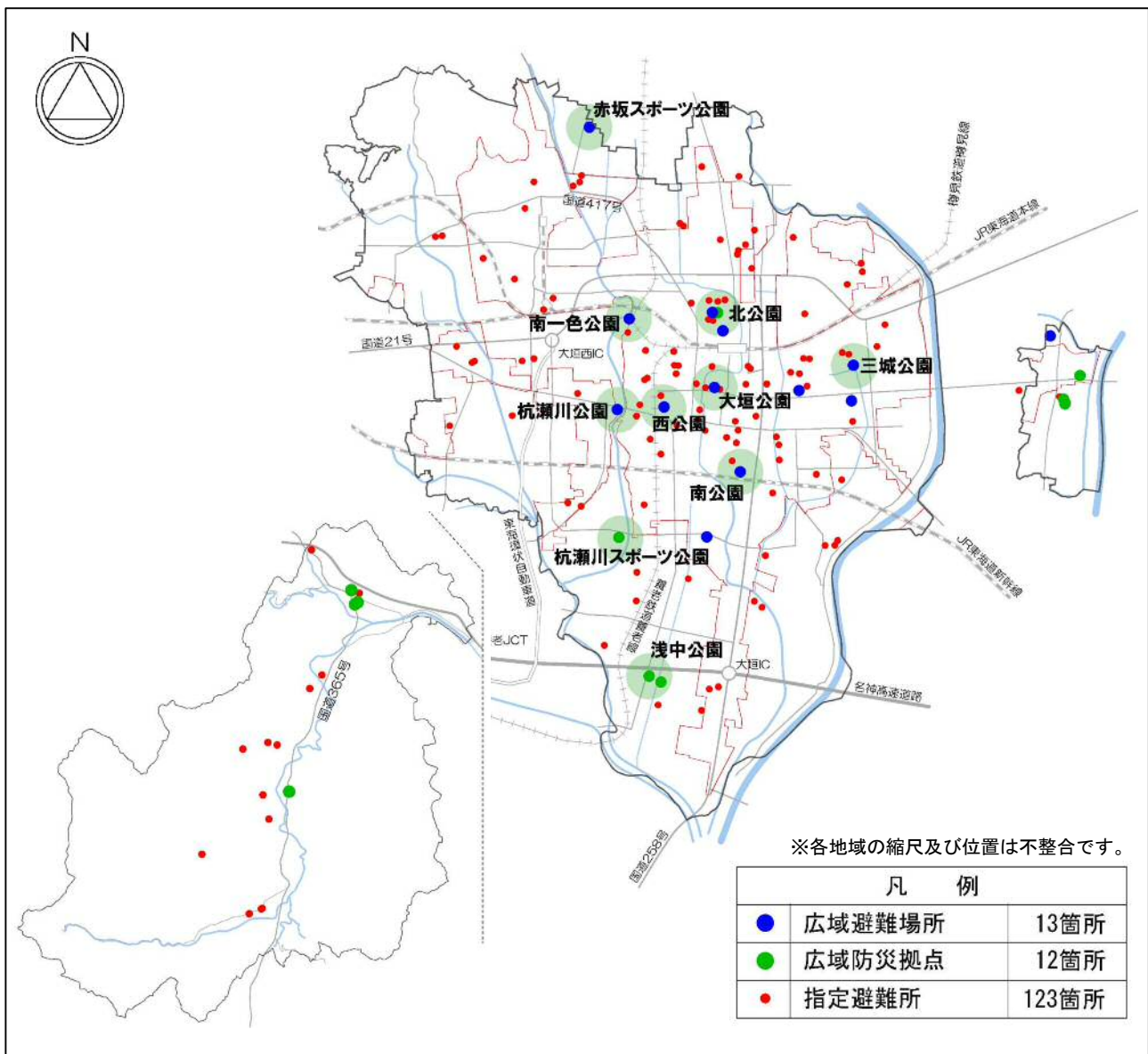
本市は、地理的条件などから水害による被害も多く、特に、近年の局地的豪雨によって、平野部における浸水被害のほか、山間部における土砂流出による被害も発生しています。

また、中心市街地から南部にかけて、軟弱な地盤で構成されているため、大地震が発生すると大きな被害が予想されます。

災害時における避難施設については、一般の指定避難所 123 箇所、大垣公園や赤坂スポーツ公園など広域避難場所 13 箇所、浅中公園や杭瀬川スポーツ公園など広域防災拠点施設 12 箇所を、それぞれ指定しています。

このほか、各自治会では、災害時の安否確認などを行う一時避難場所として、地域の公園を指定しています。

図 2-8 避難施設図（平成 28 年度末現在）



※「大垣市地域防災計画」（平成 27 年 6 月）より作成



(6) 動・植物

○動物

【大垣及び墨俣地域】

- ・主要河川には水鳥が多く生息しており、大垣地域南部の揖斐川と河川敷の一部が鳥獣保護区に指定されています。
- ・清流にしか棲むことができない希少魚ハリヨが生息しており、保護活動が行われています。
- ・大垣地域北西部にはニホンジカ、イノシシ、西部にはタヌキ、アナグマ、杭瀬川周辺にはキツネ、墨俣地域にはタヌキ、ハクビシン、キツネが生息しています。
- ・河川等の水辺環境にはゲンジボタル、ヘイケボタル、北西部の金生山には陸貝、ヒメボタルが生息しています。

【上石津地域】

- ・牧田川等には、ネコギギ^{※1}やカジカガエルが生息しています。
- ・森林部には、ニホンカモシカ^{※1}をはじめ、エゾミドリシジミ、キリシマミドリシジミ^{※3}、ヒサマツミドリシジミ^{※3}が生息しています。

○植物

【大垣及び墨俣地域】

- ・揖斐関ヶ原養老国定公園及び伊吹県立自然公園に指定されている大垣地域北西部が唯一のまとまった樹林地であり、大部分がスギ・ヒノキ等の樹林地とコナラ・カエデ等の自然林で占められています。
- ・杭瀬川をはじめとする水辺空間には、コウホネなどの水生植物が自生しています。
 ＜貴重な樹木＞大垣藩校敬教堂跡のトネリコ^{※3}

【上石津地域】

- ・地域の約9割を占める樹林地はスギやヒノキなどの人工林とコナラやカエデなどの自然林が広がっており、樹林地の一部は揖斐関ヶ原養老国定公園に指定されています。
- ・一之瀬の山間部には、国指定天然記念物であるホンシャクナゲ群落^{※1}が存在しています。
 ＜貴重な樹木＞一之瀬のサンシュユ^{※2}、唯願寺のシブナシガヤ^{※2}、湯葉神社のスギ^{※2}、本善寺のカゴノキ^{※3}、明覚寺のイヌマキ^{※3}、上多良のシイ^{※3}、足谷のコウヤマキ^{※3}、下多良のカヤ^{※3}、延坂のカツラ^{※3}等

※1：国指定天然記念物 ※2：県指定天然記念物 ※3：市指定天然記念物

■ハリヨ



■ゲンジボタル



■イノシシ



■タヌキ



■ニホンカモシカ



■トネリコ



■ホンシャクナゲ





(7) 社会的状況

①人口

本市の人口は、平成17年をピークに減少し、平成27年度は159,879人となっていますが、総世帯数は60,085世帯で増加しており、核家族化（一世帯当たりの人数は平均2.66人）が進展しています。

図2-9 人口・世帯数の推移表



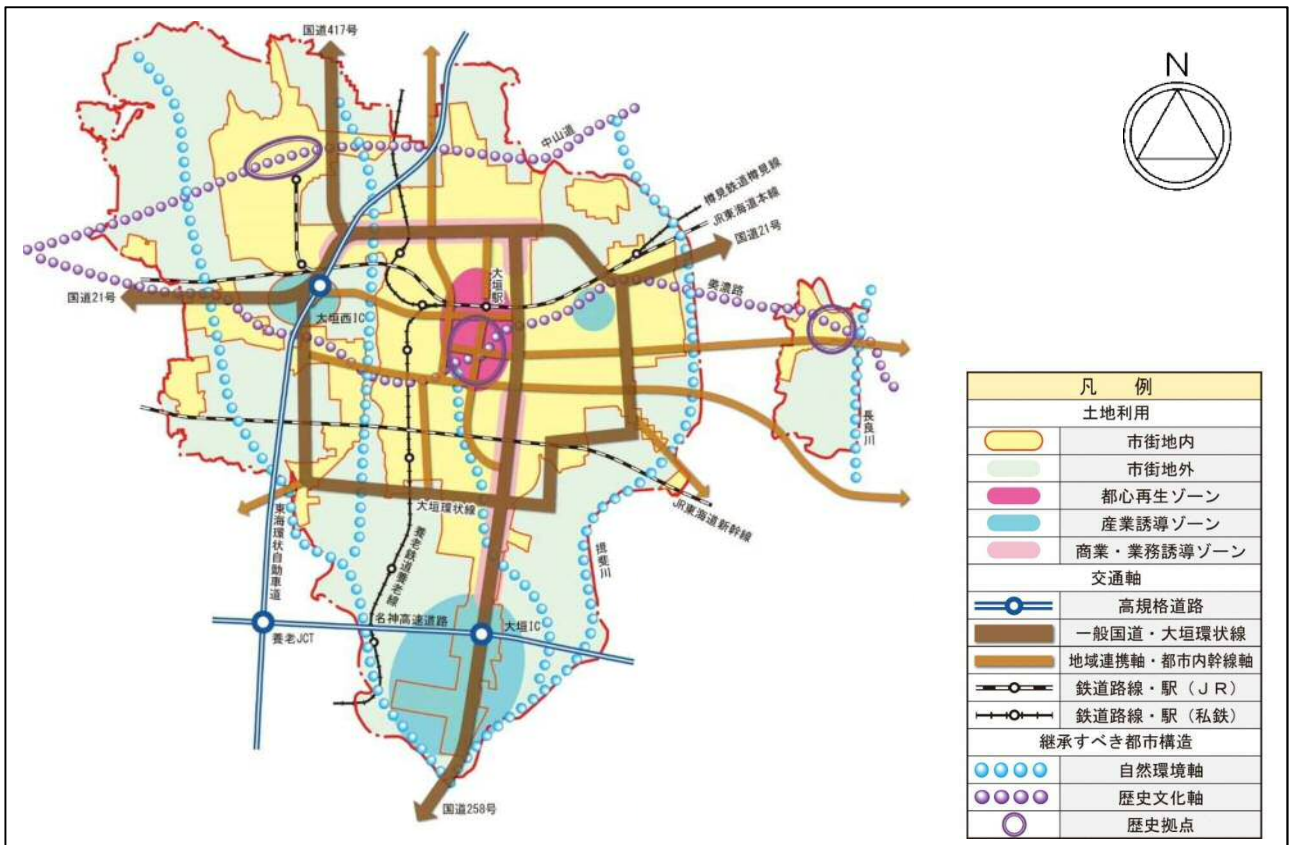
※「平成27年国勢調査」より作成

②都市構造

都市計画区域である大垣・墨俣区域では、「大垣市都市計画マスタープラン」において将来都市構造を下図のように設定しています。

継承すべき都市構造は、自然環境軸として河川及び輪中堤、歴史文化軸として中山道及び美濃路の旧街道、歴史拠点として大垣城周辺・中山道赤坂宿周辺・美濃路墨俣宿周辺を位置づけています。

図2-10 将来都市構造図



※「大垣市都市計画マスタープラン」（平成29年3月）より抜粋



(8) 「みどり」の現状

市全体としては、昭和 51 年から平成 26 年までの約 40 年の間に、大垣地域や墨俣地域で市街地が拡大した影響により、市域化区域の「農地等」が約 10%減少しています。

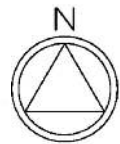
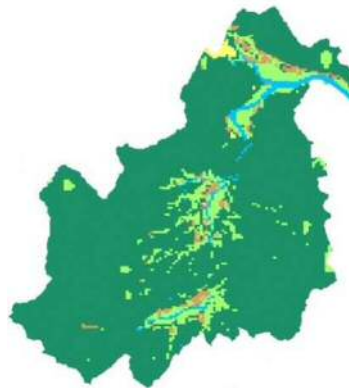
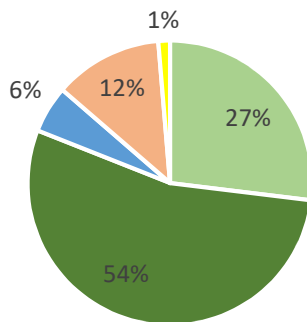
また、大垣地域、上石津地域、墨俣地域ともに緑被率は減少しており、特に大垣地域では 50%を下回っています。

その他、上石津地域では、伐採跡地であった箇所等における植林により、樹林面積が 1 %増加しています。

図 2-11 土地利用変遷図（昭和 51 年→平成 26 年）

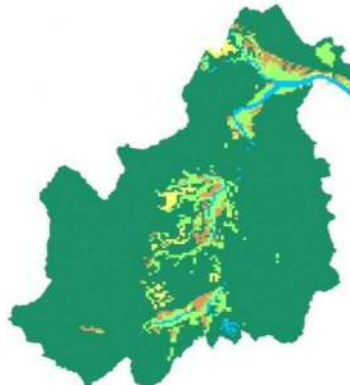
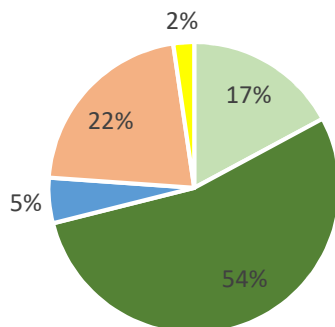
■昭和 51 年

地域	農地等	樹林	河川・ ため池等	市街地・ 道路等	駐車場・ 空地等	計	緑被率(%)
大垣	4327.6	483.1	749.2	2209.0	208.4	7977.3	69.7%
上石津	1059.6	10687.1	266.3	270.3	57.8	12341.1	97.3%
墨俣	174.2	0.0	92.0	68.1	2.2	336.5	79.1%
計	5561.3	11170.2	1107.5	2547.4	268.4	20654.9	86.4%



■平成 26 年

地域	農地等	樹林	河川・ ため池等	市街地・ 道路等	駐車場・ 空地等	計	緑被率(%)
大垣	2554.7	438.9	713.3	4011.3	259.2	7977.3	46.5%
上石津	859.1	10699.8	243.8	334.4	203.9	12341.1	95.6%
墨俣	126.9	0.0	82.1	114.8	12.7	336.5	62.1%
計	3540.8	11138.7	1039.2	4460.5	475.8	20654.9	76.1%



※図・表は「国土数値情報土地利用細分メッシュデータ」より作成



(9) 現況緑地量のまとめ

① 緑地の総量

本市の「みどり」の総量は、下表のとおりとなっています。

表 2-2 「みどり」の総量（現況量）

(平成 28 年度末現在)

種 別					市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域外		合 計			備 考
					整 備 量		整 備 量		整 備 量		整 備 量		一人当たりの 整備面積 (㎡/人)	
					箇所	面積※ (ha)	箇所	面積※ (ha)	箇所	面積※ (ha)	箇所	面積※ (ha)		
施設緑地	住区 基幹 公園	街区公園	130	15.48	24	3.61			154	19.09				
		近隣公園	2	3.20	2	3.29			4	6.49				
		地区公園	5	13.82	2	12.87			7	26.69				
		総合公園	0	0.00	2	21.11			2	21.11				
		運動公園	0	0.00	1	12.83			1	12.83				
	基 幹 公 園 計		137	32.5	31	53.71			168	86.21	5.51	※1		
	特 殊 公 園		1	1.27	2	6.50			3	7.77				
	都 市 緑 地		4	0.49	1	0.07			5	0.56				
	都 市 公 園 計		142	34.26	34	60.28			176	94.54	6.04	※1		
	公 共 施 設 緑 地		169	38.17	70	50.02	26	48.05	265	136.24				
	都 市 公 園 等 合 計		311	72.43	104	110.3	26	48.05	441	230.78	14.25	※2		
	民 間 施 設 緑 地		294	36.71	128	23.57	86	9.97	508	70.25				
	施 設 緑 地 計 ①		605	109.14	232	133.87	112	58.02	949	301.03	18.58	※2		
	地域制緑地	自然環境 保全地域 農業振興地域 農用地区域 河川区域 保安林 地域森林計画 対象民有林 文化財で緑地として 扱えるもの 鳥獣保護区 条例等によるもの	自 然 公 園							1,481.22		※3		
自 然 環 境 保 全 地 域									182.04		時山 烏帽子岳			
農 業 振 興 地 域 農 用 地 区 域									2,209.30					
河 川 区 域									724.02					
保 安 林									6,117.00					
地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林									10,846.00					
文化財で緑地として 扱えるもの									16.56		国・県・市 指定史跡			
鳥 獣 保 護 区									73.10					
条例等によるもの									158.57		※4			
地 域 制 緑 地 小 計								21,807.81						
地 域 制 緑 地 の 重 複								7,010.64						
地 域 制 緑 地 計 ②								14,797.17						
施設緑地・地域制緑地の 重 複 ③								57.85						
総 計 ①＋②－③								15,040.35						

※ 公園面積は供用面積

※ 人口は大垣市 HP「住民登録（外国人含む）世帯・人口集計表」による

※1 都市計画区域内人口（平成 29 年 3 月 31 日） 156,346 人

※2 市域全域人口（平成 29 年 3 月 31 日） 161,992 人

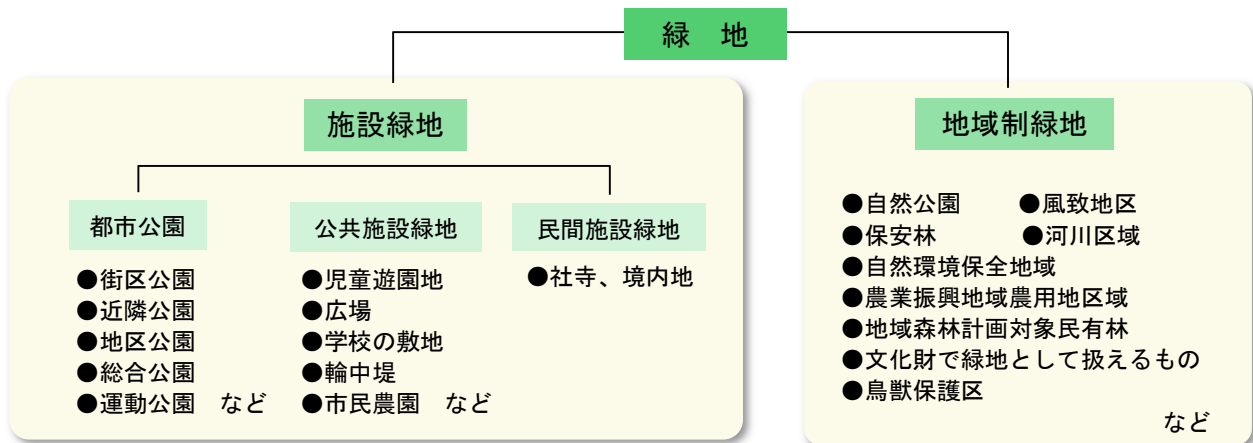
※3 揖斐関ヶ原養老国定公園・伊吹県立自然公園

※4 市条例による緑地



② 緑地の分類

「みどり」の総量は以下の分類に従い、計上しています。



<参考>

表 2-3 都市公園の種別及び配置基準

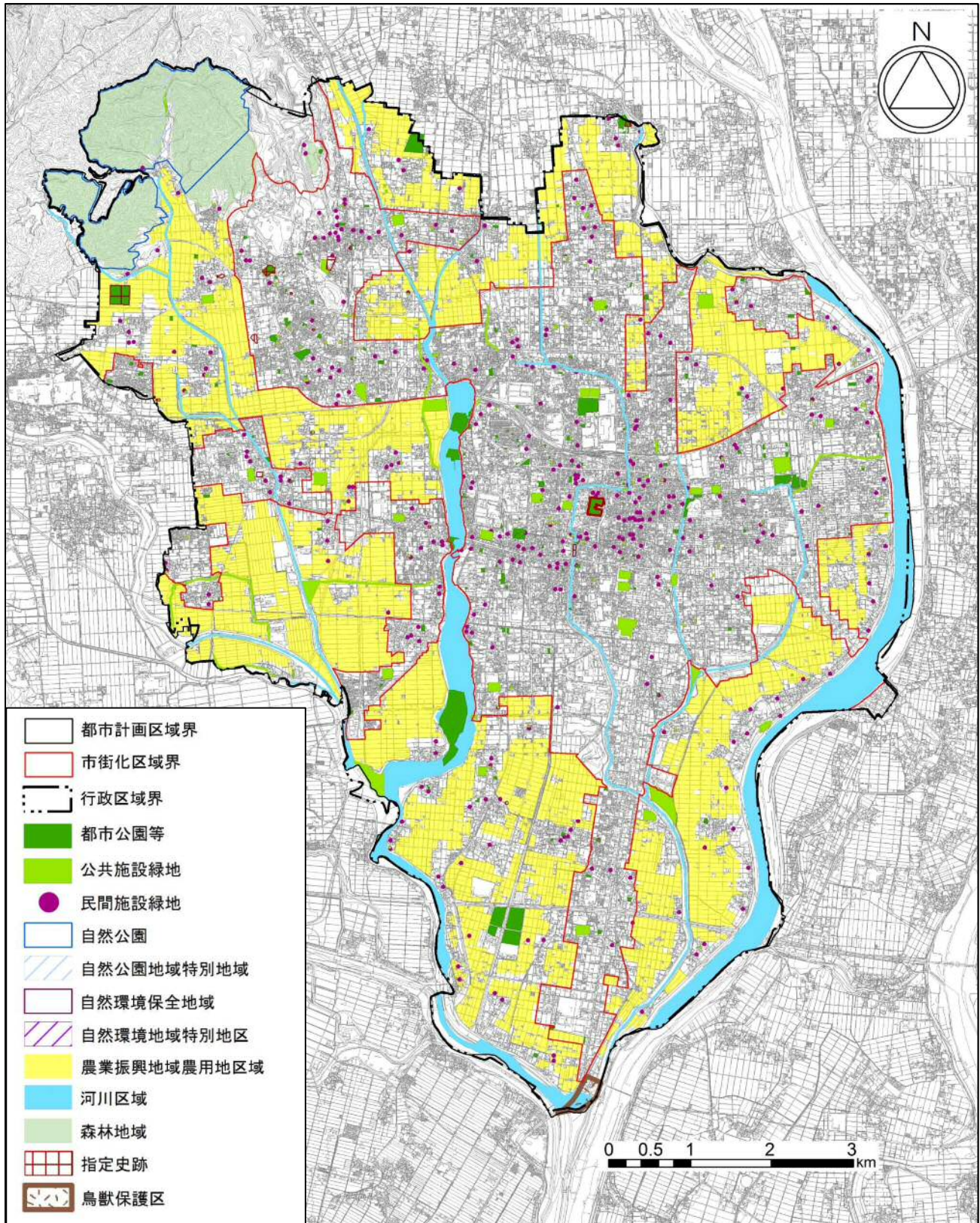
種 類	種 別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置されます。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置されます。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置されます。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置されます。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置されます。
特殊公園	歴史公園	遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産のある土地、もしくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置されます。

※「公園緑地マニュアル」（平成24年度版）より作成



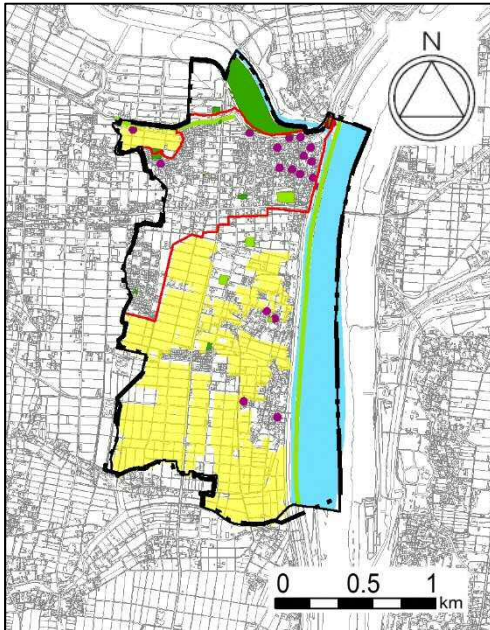
図 2-12 緑地の現況図（平成 28 年度末現在）

【大垣地域】

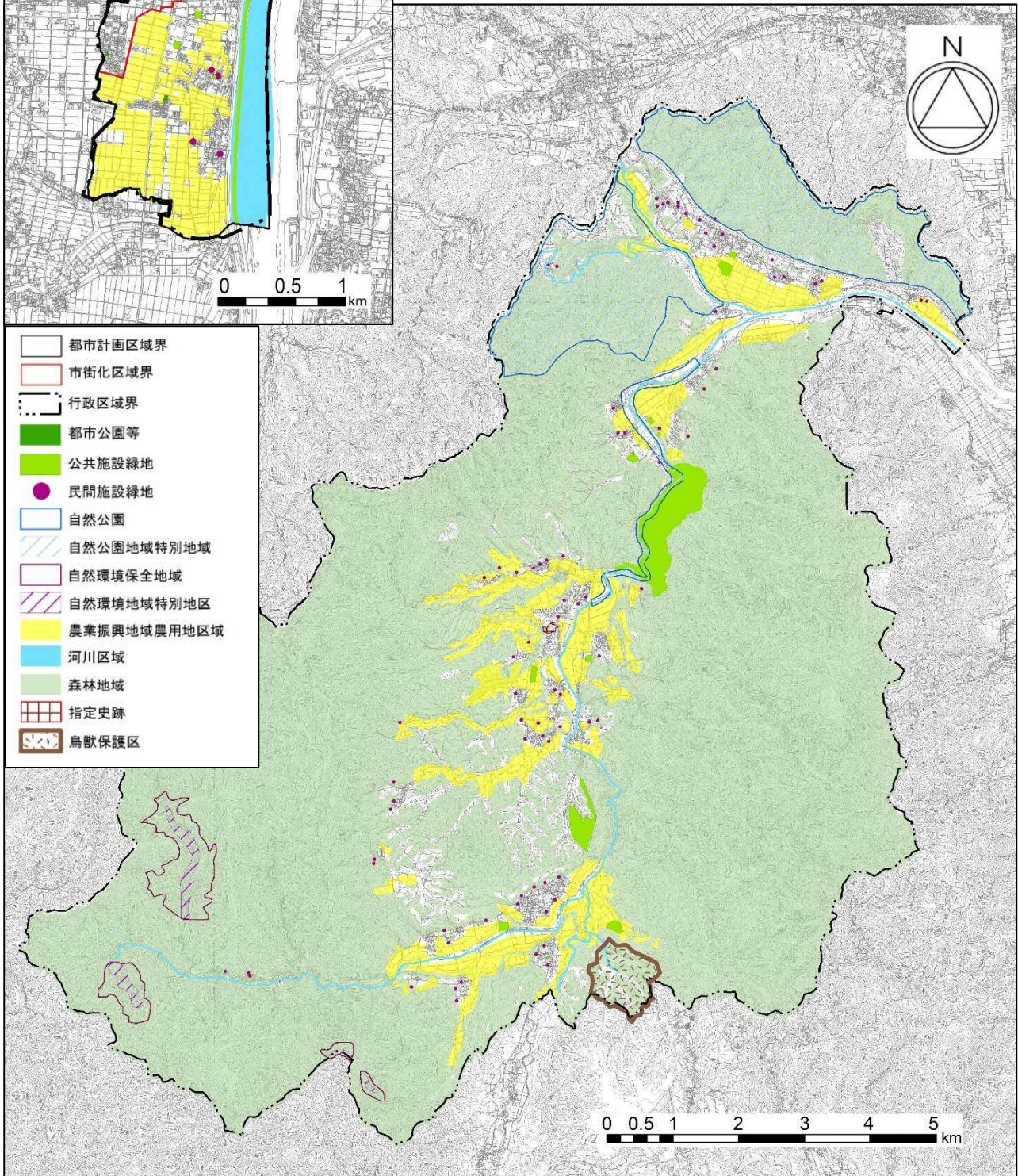




【墨俣地域】



【上石津地域】

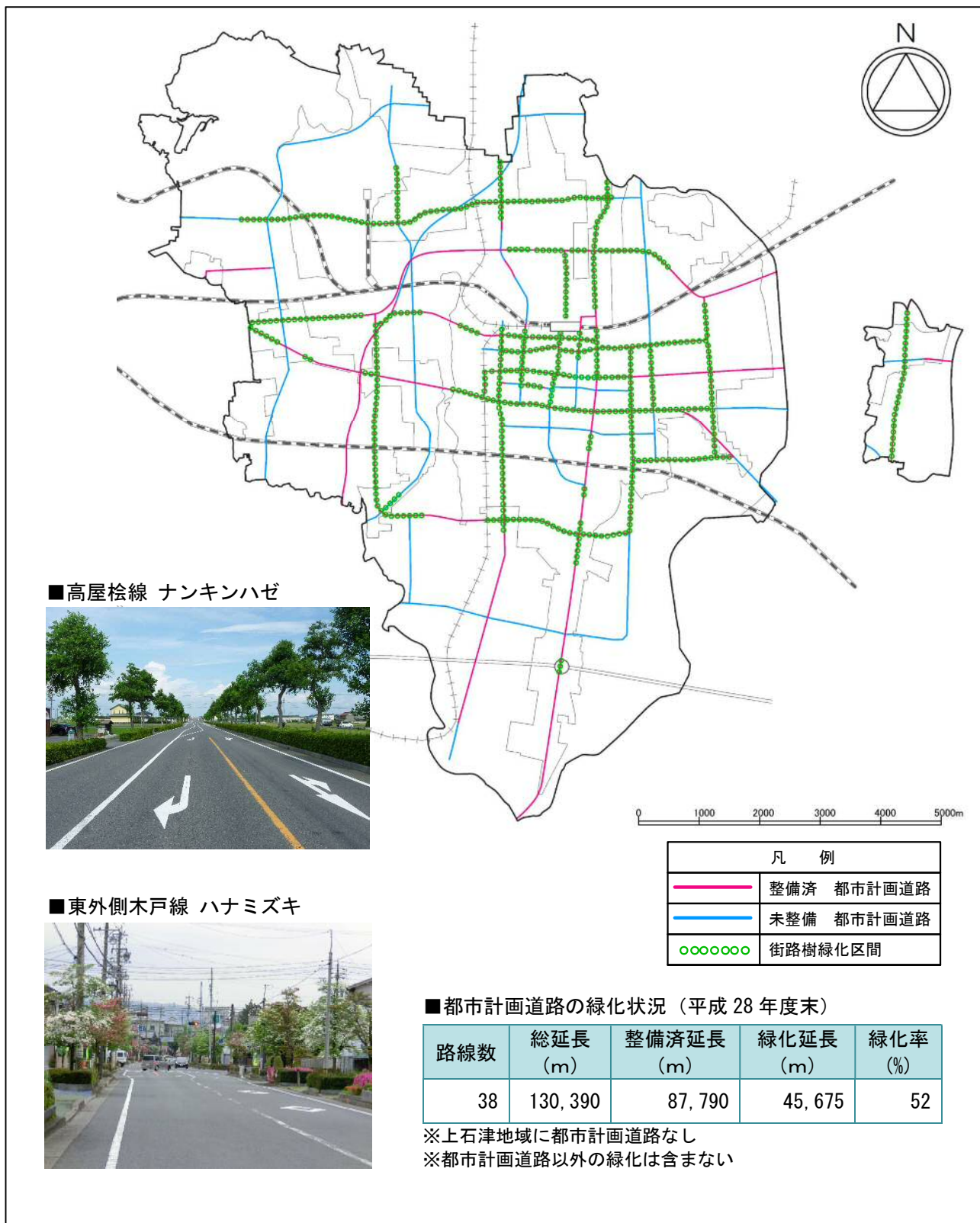




(10) 道路の緑化状況

都市計画道路（整備済区間）の緑化状況については、市街地を中心に街路樹等が植えられており、整備済延長に対する緑化率は52%となっています。（平成28年度末）

図2-13 道路の緑化状況図（平成28年度末現在）





(11) 緑化活動の状況

本市では、以下のような各種緑化活動が行われています。

○緑化に関する啓発活動

- ・市の木「クスノキ」、市の花「サツキ」の制定
- ・シンボルマークの選定
- ・花と緑のふれあい展の開催
- ・広報やホームページ、報道機関等への情報発信
- ・（公社）岐阜県緑化推進委員会支部 大垣市緑化推進委員会
…「緑の募金による森林整備などの推進に関する法律」（緑の募金法）に基づく活動



○市民などが主催・参加・協力する緑化事業

- ・市民団体が主体の「みどり」を守り・創り・活かし・育てる活動
…公共花壇花いっぱい運動、記念樹の植樹、公園緑地における清掃等の維持管理、みどりの少年団による活動、開発行為に伴う緑化、緑の育成ボランティア事業、コミュニティガーデン事業（一般の団体による公園緑地の管理運営）、ガーデニングストリート事業、緑の銀行（市民が献木し、市は公共施設等での活用を検討）等
- ・市民が主催する「みどり」に関わるイベント
…曽根城公園花しょうぶ祭、赤坂東藤まつり、すのまたあじさいまつり、サツキ展示会等
- ・市民参加による農政関連事業
…市民農園、高齢者健康農園、農業体験等

■花と緑のふれあい展



■公共花壇花いっぱい運動



■公園清掃等の維持管理





(12) 「みどり」に対する市民の意識

本計画を見直すにあたり、市民の「みどり」に対する意見や意識を把握し、計画に反映するためにアンケート調査を実施しました。

① アンケート実施概要

実施期間：平成 29 年 1 月 4 日～平成 29 年 1 月 16 日

対象者：大垣市民 1,000 人

小学校区別の人口割合に基づき各小学校区別に実施数を決定後、無作為抽出

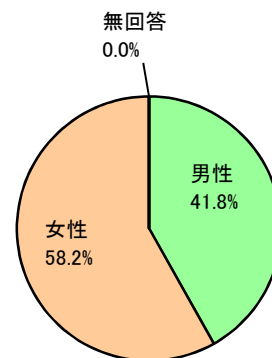
回収数：392 件（回収率 39.2%）

② アンケート結果

以下に、設問別にアンケート結果を示します。

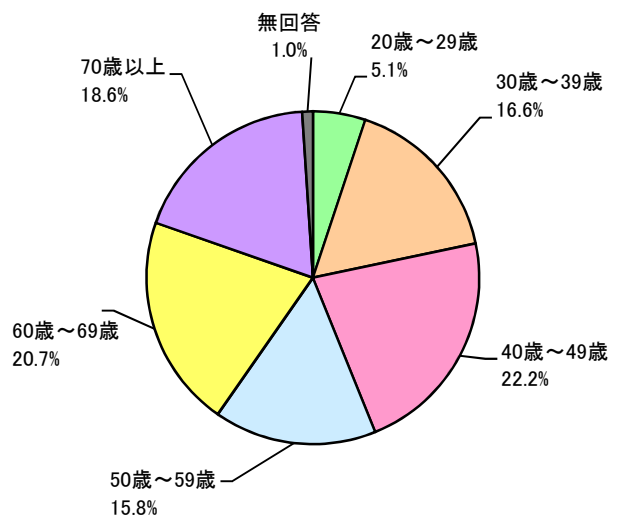
【I-1】性別

選択肢	件数	比率
1. 男性	164	41.8%
2. 女性	228	58.2%
無回答	0	0.0%
計	392	100.0%



【I-2】年齢

選択肢	件数	比率
1. 20歳～29歳	20	5.1%
2. 30歳～39歳	65	16.6%
3. 40歳～49歳	87	22.2%
4. 50歳～59歳	62	15.8%
5. 60歳～69歳	81	20.7%
6. 70歳以上	73	18.6%
無回答	4	1.0%
計	392	100.0%





【Ⅰ－３】お住まい（小学校区）

選択肢	配布数	回答数	回答率	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%
興文小	53	18	34.0%							
東小	68	30	44.1%							
西小	73	25	34.2%							
南小	44	23	52.3%							
北小	95	41	43.2%							
日新小	27	13	48.1%							
安井小	78	23	29.5%							
宇留生小	60	29	48.3%							
静里小	47	22	46.8%							
綾里小	19	9	47.4%							
江東小	56	15	26.8%							
川並小	21	7	33.3%							
中川小	79	28	35.4%							
小野小	85	33	38.8%							
荒崎小	35	13	37.1%							
赤坂小	49	21	42.9%							
青墓小	46	15	32.6%							
牧田小	13	6	46.2%							
一之瀬小	4	2	50.0%							
多良小	12	3	25.0%							
時小	7	4	57.1%							
墨俣小	29	10	34.5%							
無回答		2								
合計	1000	392								

【Ⅱ－１】あなたが「水とみどり」という言葉から、最初に思い浮かべることはなんですか。

- ・「公園や緑地」と回答した方が48.5%となっており、身近な公園や緑地への意識が高いことが分かります。

選択肢	件数	比率
公園や緑地	188	48.5%
山や森林	66	17.0%
河川(堤防)や水路沿い	58	14.9%
水田や畑	26	6.7%
街路樹や道路の植栽	20	5.2%
里地や里山	17	4.4%
庭やベランダにある植物	6	1.5%
その他	6	1.5%
無回答	1	0.3%
計	388	100.0%

複数回答による集計除外4件

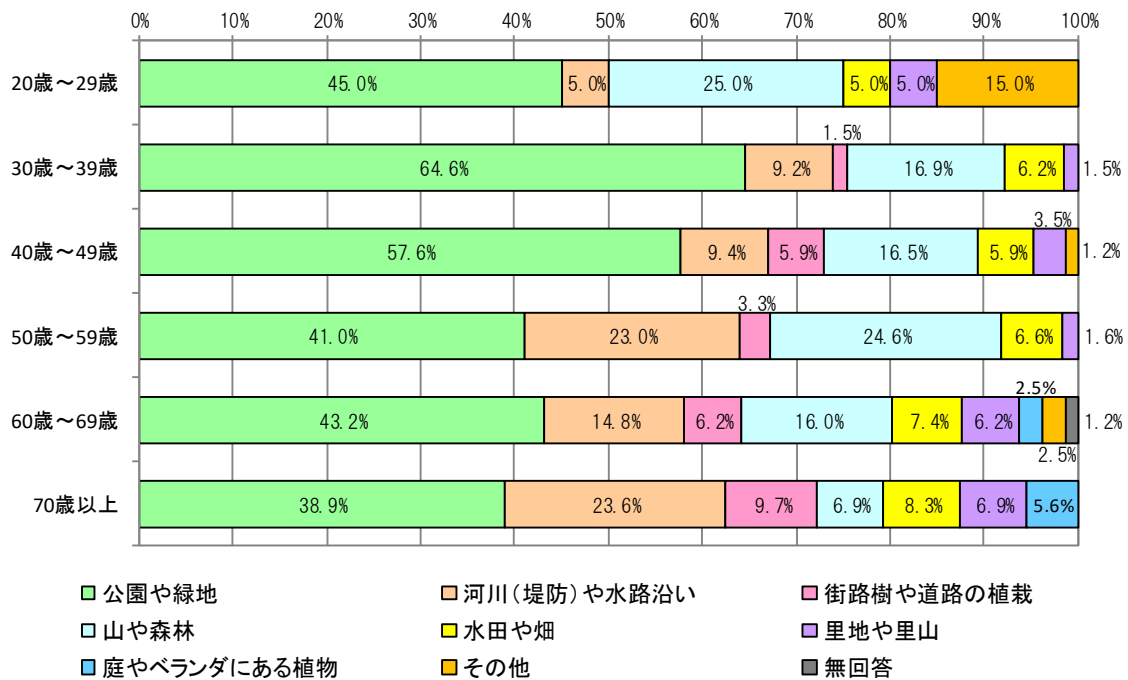


■ 公園や緑地 ■ 河川(堤防)や水路沿い ■ 街路樹や道路の植栽
■ 山や森林 ■ 水田や畑 ■ 里地や里山
■ 庭やベランダにある植物 ■ その他 ■ 無回答



【Ⅱ－１】年齢別割合

- ・すべての年代において「公園や緑地」と回答した方の割合が最も多く、特に30代・40代が多くなっています。
- ・「河川（堤防）や水路沿い」と回答した方の割合は、50代以上が多く、40代以下は少なくなっています。



「みどり」のコラム

【市の魚：ハリヨ】（トゲウオ科）

大垣市環境基本条例に基づき、良質で豊富な地下水や森林、里山など美しく豊かな緑を誇りに思い、将来の世代へと引き継いでいくため、水環境保全のシンボルとして市の魚をハリヨに制定（平成20年10月）しました。

湧水などのきれいな水にしか生息できないハリヨは、岐阜県の指定希少野生生物に指定されているほか、本市の西之川町のハリヨは県の天然記念物に、曾根町・矢道町のハリヨは市の天然記念物に指定されています。

■西之川ハリヨの池広場



■ハリヨ



参考：「市の魚」（大垣市ホームページ）、「市の魚ハリヨ」（大垣市生活環境部環境衛生課）



【Ⅱ－２】あなたが市内で良く利用される公園緑地を教えてください。

- ・大垣公園と回答した方が圧倒的に多い結果となっており、市を代表する公園であることが、市民の意識や利用に反映されていると言えます。
- ・その他では、玉池公園、赤坂スポーツ公園、杭瀬川スポーツ公園、西公園、三城公園が多く、各地区において核となるような規模の大きい公園や芝生広場を有する公園の利用が多いことが分かります。

回答	件数	回答	件数
大垣公園	83	開発公園	2
玉池公園	18	熊野南公園	2
赤坂スポーツ公園	17	藤江公園	2
杭瀬川スポーツ公園	15	丸の内公園	2
西公園	14	北沖公園	2
三城公園	14	くまの北公園	2
かみいしづ緑の村公園	9	墨俣西公園	2
浅中公園	9	中川公園	2
木戸公園	7	昼飯大塚古墳歴史公園	2
曾根城公園	6	和合新町公園	2
東公園	5	その他の回答	各1
ソフピアジャパン周囲	5	笠木公園、和合ふれあい公園、羽衣公園、栄町公園、津村公園、見取公園、南若森ふれあい公園、古知丸公園、本今公園、くまの南公園、笠縫堤、イビデン憩いの小道、堤防(輪中堤)新規川、加賀野名水公園、内原公園、四季の広場公園、波須公園、和合公園、近所の神社、和合中央公園、緑ヶ丘公園(さくら公園)、宿地公園、綾野公園、新田公園、町内の公園、フラワーパーク、笠縫堤防、西地区センター、島里公園、貝曾根いづか公園、関ヶ原明神の森、赤坂公園、南一色公園、貝曾根公園、南類公園、船町界隈、稲葉北公園、外花公園、近くの児童公園、多良峽、牧野公園、楽田ふれあい公園、金生山、大島堤、林町公園、池尻公園、熊野公園、築捨公園、若森公園、あおぞら公園、十六公園	
津布良公園	2	計	299

※複数回答

※公園名の表記は原則として回答どおりとした。

【Ⅱ－３】上記の公園緑地を利用される目的および理由を教えてください。

自由記述で回答をいただいた公園利用の目的は多岐にわたり、多様な利用がされていることが分かりました。

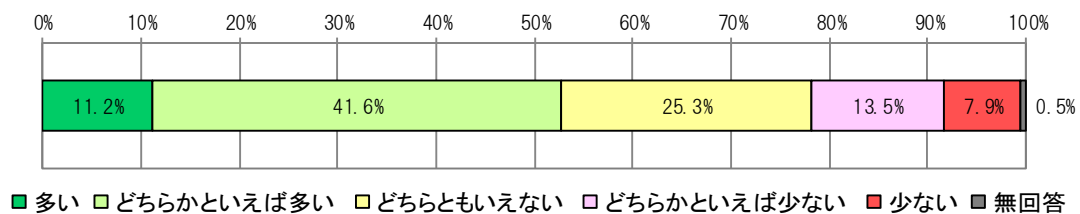
比較的多い回答として、「散策やジョギング」「スポーツ」等の健康づくりや、「子どもを遊ばせる」などを目的とした利用が多く、その他には「公園で開催されるイベント」「スポーツ観戦」などを目的とされている意見も多くありました。



【Ⅲ－１】お住まいの近くの「水とみどり」の量は豊かだと思いますか。

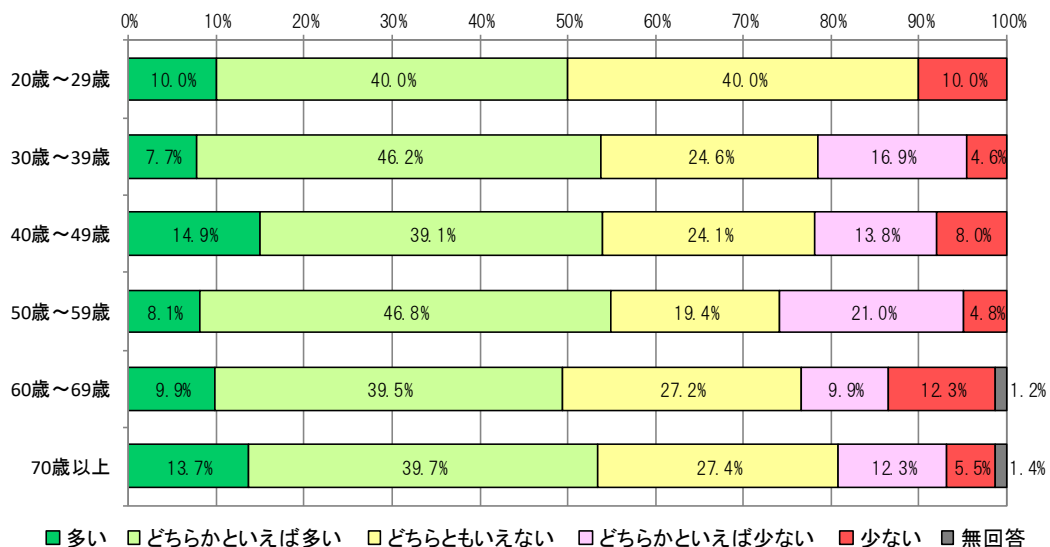
- ・「多い」、「どちらかといえば多い」と回答している方が 52.8%である一方で、「どちらかといえば少ない」、「少ない」と回答している方が 21.4%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 多い	44	11.2%
2. どちらかといえば多い	163	41.6%
3. どちらともいえない	99	25.3%
4. どちらかといえば少ない	53	13.5%
5. 少ない	31	7.9%
無回答	2	0.5%
計	392	100.0%



【Ⅲ－１】年齢別割合

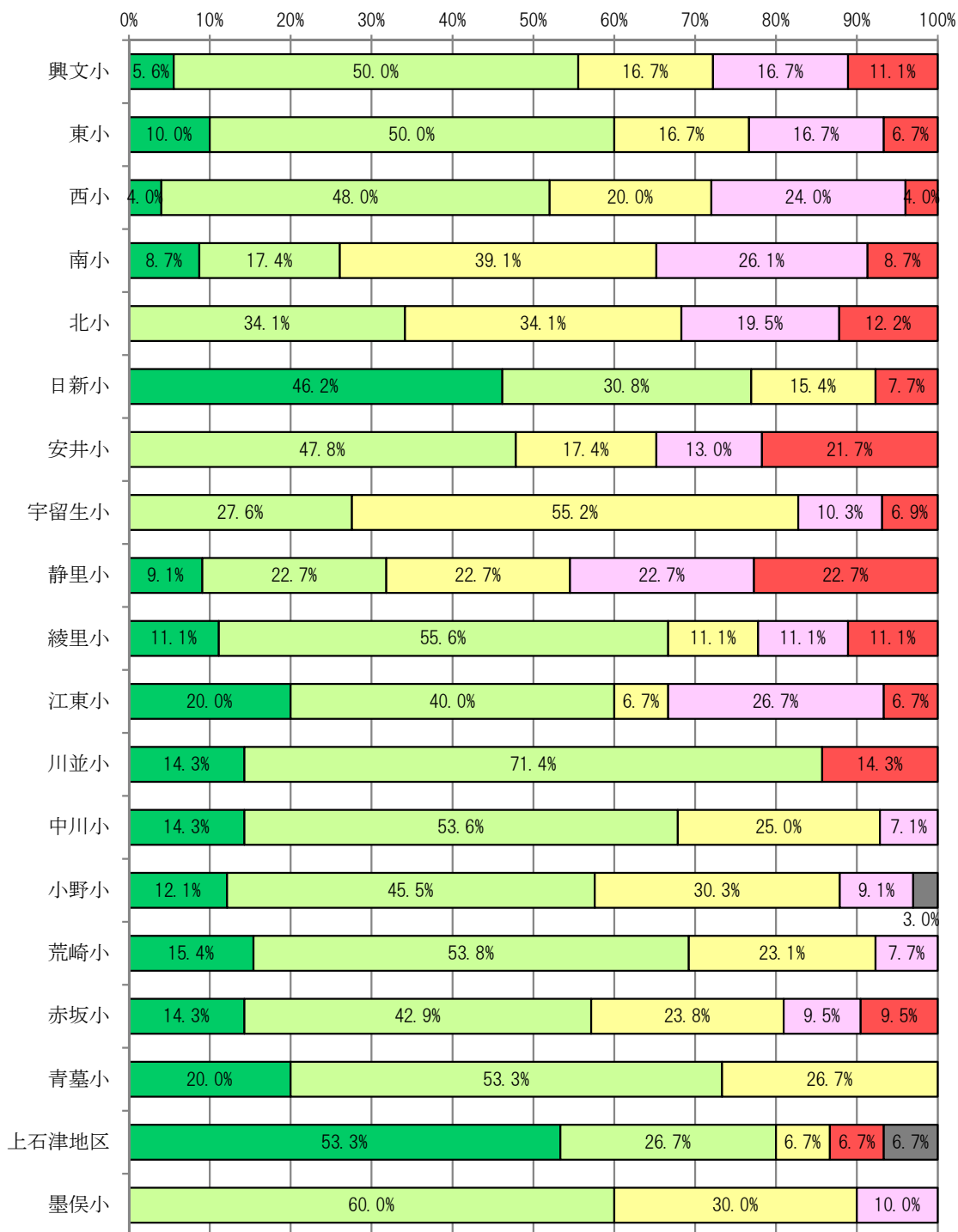
- ・20代では「水とみどり」の量が「少ない」と回答した方は 10.0%と少なく、その他の年代では、「水とみどり」の量が「少ない」、「どちらかといえば少ない」と回答した方が 17.8%～25.8%と多くなっています。





【Ⅲ－１】小学校区別割合

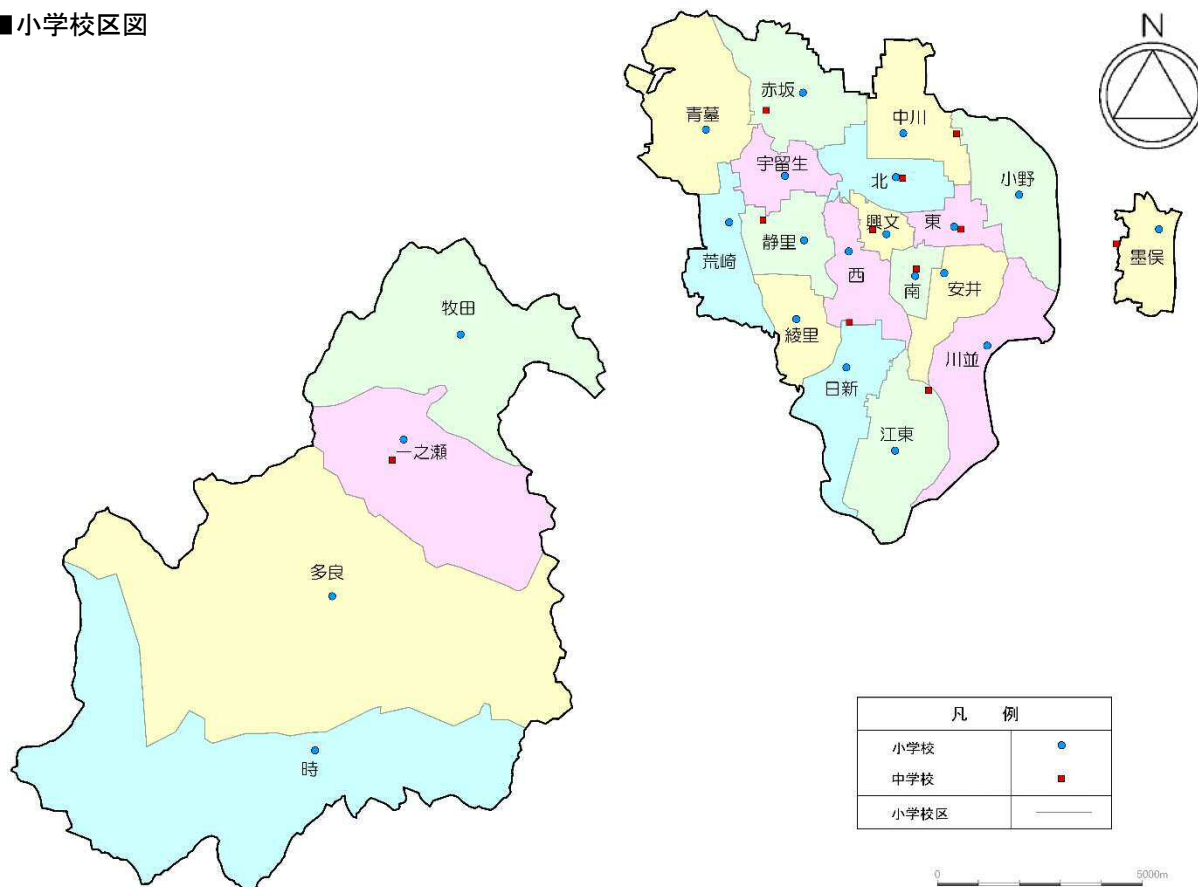
- ・日新小校区、川並小校区、青墓小校区、上石津地区などの市街地外周部で、「水とみどり」の量が「多い」、「どちらかといえば多い」と回答した方は70%を超えています。
 - ・南小校区、北小校区、安井小校区、静里小校区、江東小校区などの中心部で、「水とみどり」の量が「どちらかといえば少ない」、「少ない」と回答した方が30%を超えています。
- (小学校区図は次頁)



■ 多い
 ■ どちらかといえば多い
 ■ どちらともいえない
 ■ どちらかといえば少ない
 ■ 少ない
 ■ 無回答
 ※上石津地区(牧田小、一之瀬小、多良小、時小の4校区を合計)

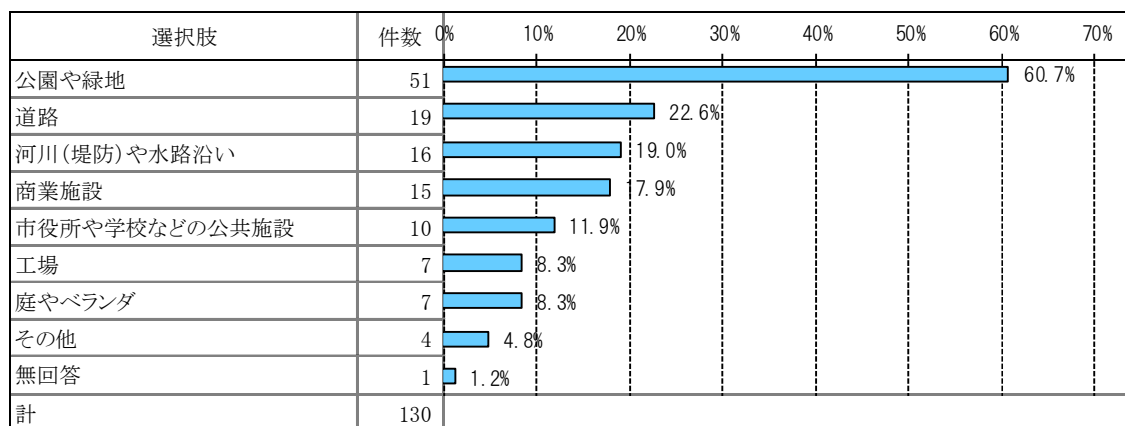


■小学校区図



【Ⅲ－２】上記において「少ない」、「どちらかといえば少ない」と回答された方におたずねします。どの部分の「水とみどり」が不足していると思いますか。

- ・「水とみどり」が少ないと感じている方の 60.7%が、公園や緑地が不足していると感じていることから、公園緑地の整備状況が緑量の豊かさへの印象に大きく影響していることが分かります。



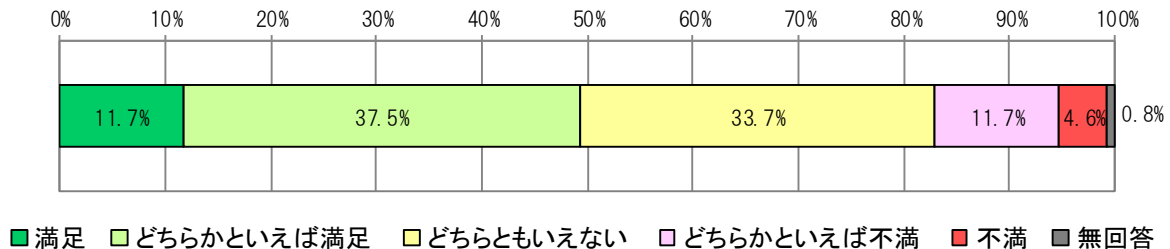
※ 複数回答のため%は
回答件数÷設問の回答者数（84人）で計算



【Ⅳ－１】お住まいの近くの「水とみどり」の質に満足していますか。

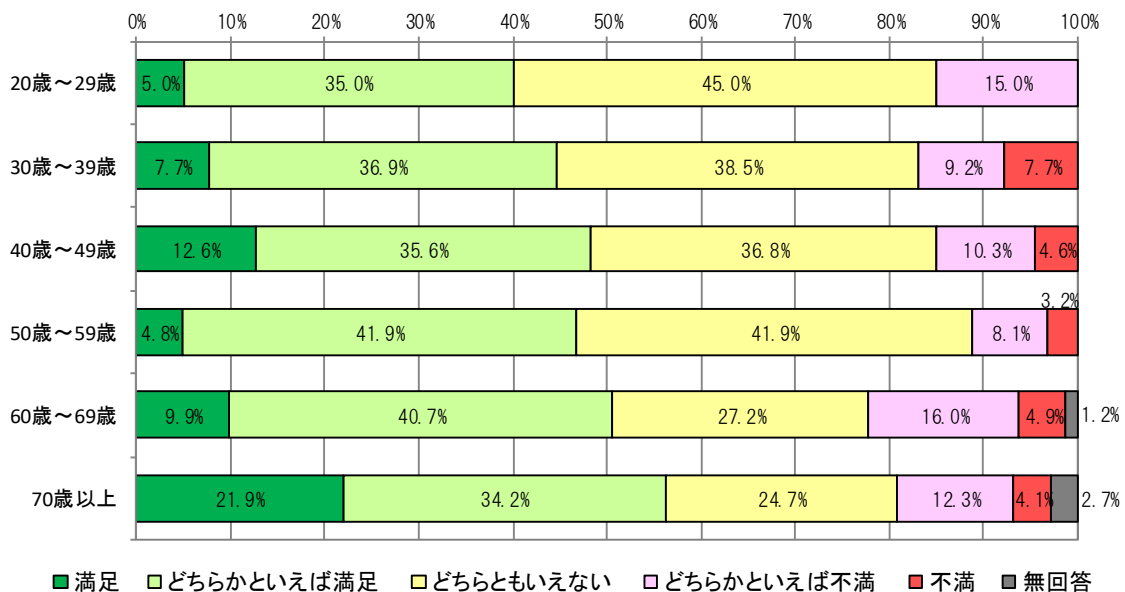
- ・「満足」、「どちらかといえば満足」とされている方が 49.2%であり、約半数の方が満足している状況です。

選択肢	件数	比率
1. 満足	46	11.7%
2. どちらかといえば満足	147	37.5%
3. どちらともいえない	132	33.7%
4. どちらかといえば不満	46	11.7%
5. 不満	18	4.6%
無回答	3	0.8%
計	392	100.0%



【Ⅳ－１】年齢別割合

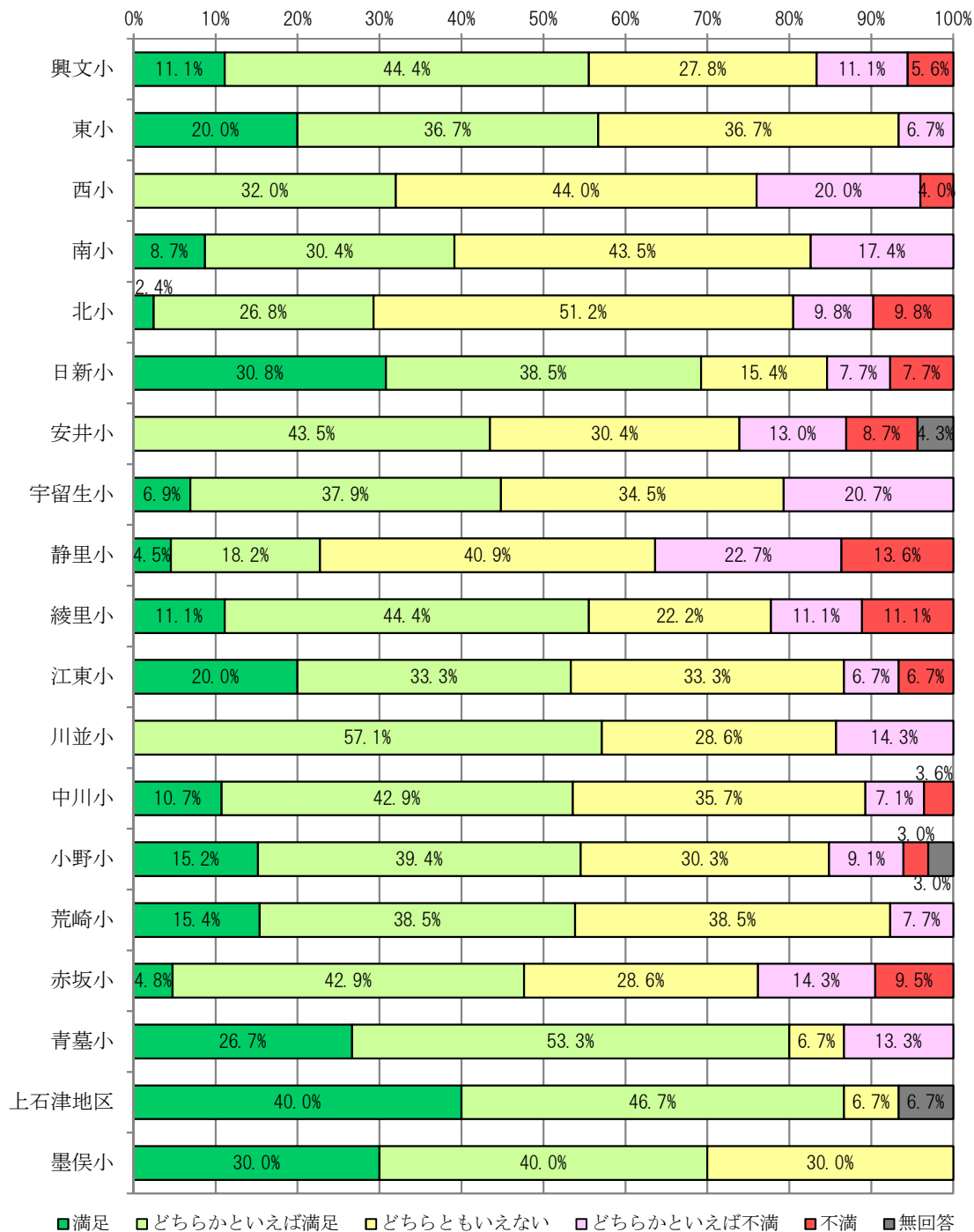
- ・「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した方は、低い年代ほど少ない状況です。





【Ⅳ－１】小学校区別割合

- ・西小校区、南小校区、北小校区、静里小校区で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した方が40%を下回っています。
- ・日新小校区、青墓小校区、上石津地区、墨俣小校区で「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した方が60%を超えています。
- ・西小校区、安井小校区、宇留生小校区、静里小校区、綾里小校区、赤坂小校区で、「不満」、「どちらかといえば不満」と回答した方が20%を超えています。



※上石津地区（牧田小、一之瀬小、多良小、時小の4校区を合計）



【Ⅳ－２】前頁において「不満」、「どちらかといえば不満」と回答された方におたずねします。どのような理由からか教えてください。

自由記述でいただいた回答の中で、代表的なもの（要約）は以下のとおりです。

○「みどり」の必要性に関すること

- ・緑が少ない、環境面から緑はもっとあったほうがよい。
- ・街路樹などが少ない。

○「みどり」の維持管理に関すること

- ・雑草や雑木などが繁茂している、草刈が不十分である。
- ・樹木の管理が不十分である。
- ・落ち葉などの管理がされていない。
- ・樹木が大きくなりすぎている。
- ・家庭ゴミなどが捨てられている。

○公園やオープンスペースに関すること

- ・公園や緑地が少ない、身近な場所に公園がない、歩いていける公園がほしい。
- ・子どもを安心して遊ばせたり、近所の人と交流できる公園が近くにない。
- ・緑豊かな公園がほしい、木陰になる樹木がほしい。
- ・子どもがのびのびと水や緑にふれあえる場所や公園がない。
- ・近くにのんびり憩える場所やリラックスできる場所がない。
- ・大人が読書をしたり家族やカップルでピクニックできるような広い公園がない。
- ・夜の照明を増やしてほしい。

○川や水路に関すること

- ・川や水路の水が汚れている。
- ・川や水路にゴミが捨てられている。

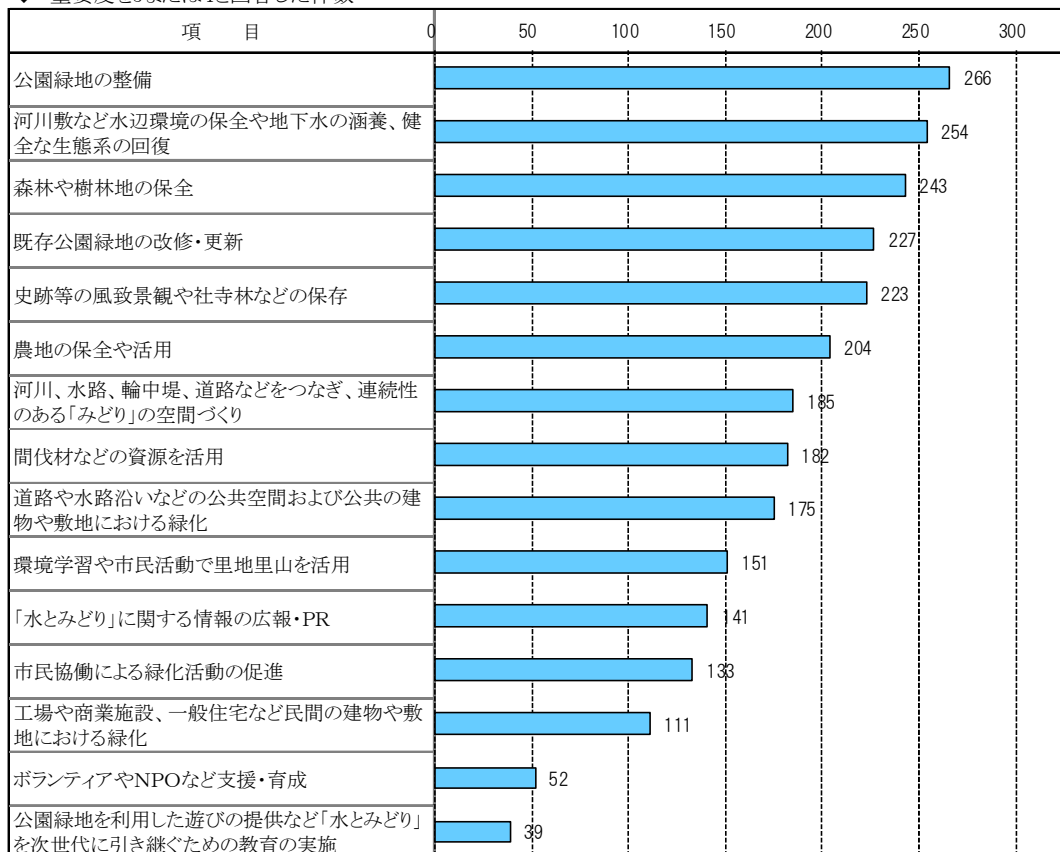


【V-1】あなたは、「水とみどり」を次世代に引き継ぐために、今後、市としてどのような取り組みを重点的に進める必要があると思いますか。

- ・【II-1】の回答結果の「水とみどり」という言葉から最初に思い浮かべたものとして挙げられた、「公園や緑地」や「河川や水路」についての取り組みを重視している方が多くなっています。
- ・教育や育成に関するものについての取り組みを重視している方が少なくなっています。

項 目	重要度 5	重要度 4	重要度 3	重要度 2	重要度 1	無回答	計	重要度 5と4	比率
公園緑地の整備	139	127	100	9	3	14	392	266	67.9%
河川敷など水辺環境の保全や地下水の涵養、健全な生態系の回復	149	105	95	16	2	25	392	254	64.8%
森林や樹林地の保全	99	144	110	16	8	15	392	243	62.0%
既存公園緑地の改修・更新	102	125	122	21	6	16	392	227	57.9%
史跡等の風致景観や社寺林などの保存	91	132	126	23	3	17	392	223	56.9%
農地の保全や活用	83	121	135	28	7	18	392	204	52.0%
河川、水路、輪中堤、道路などをつなぎ、連続性のある「みどり」の空間づくり	71	114	137	35	9	26	392	185	47.2%
間伐材などの資源を活用	74	108	144	36	9	21	392	182	46.4%
道路や水路沿いなどの公共空間および公共の建物や敷地における緑化	52	123	156	36	6	19	392	175	44.6%
環境学習や市民活動で里地里山を活用	50	101	176	40	7	18	392	151	38.5%
「水とみどり」に関する情報の広報・PR	47	94	169	49	15	18	392	141	36.0%
市民協働による緑化活動の促進	39	94	186	42	9	22	392	133	33.9%
工場や商業施設、一般住宅など民間の建物や敷地における緑化	31	80	189	66	11	15	392	111	28.3%
ボランティアやNPOなど支援・育成	11	41	187	88	48	17	392	52	13.3%
公園緑地を利用した遊びの提供など「水とみどり」を次世代に引き継ぐための教育の実施	7	32	143	131	64	15	392	39	9.9%

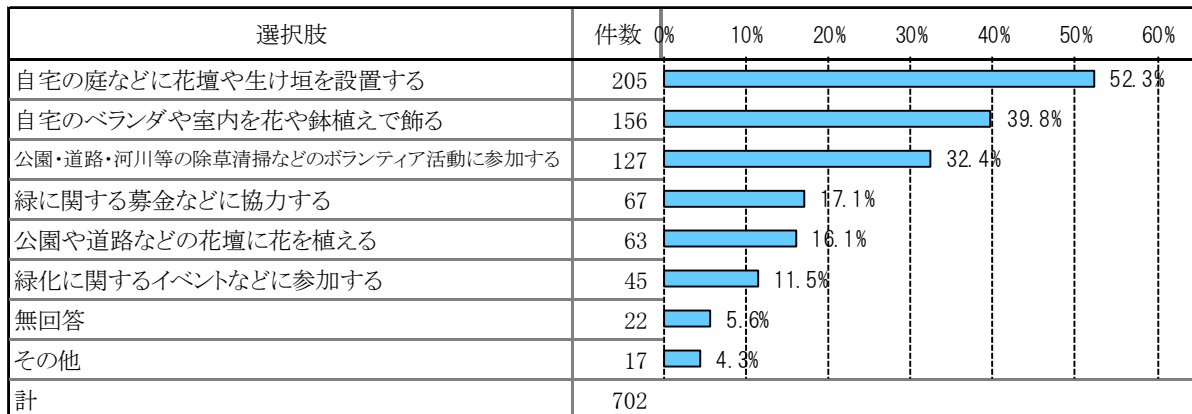
◆ 重要度を5または4と回答した件数





【V-2】「水とみどり」を次世代に引き継ぐために、あなたが実施しているまたは、実施したいと考えている活動はありますか。

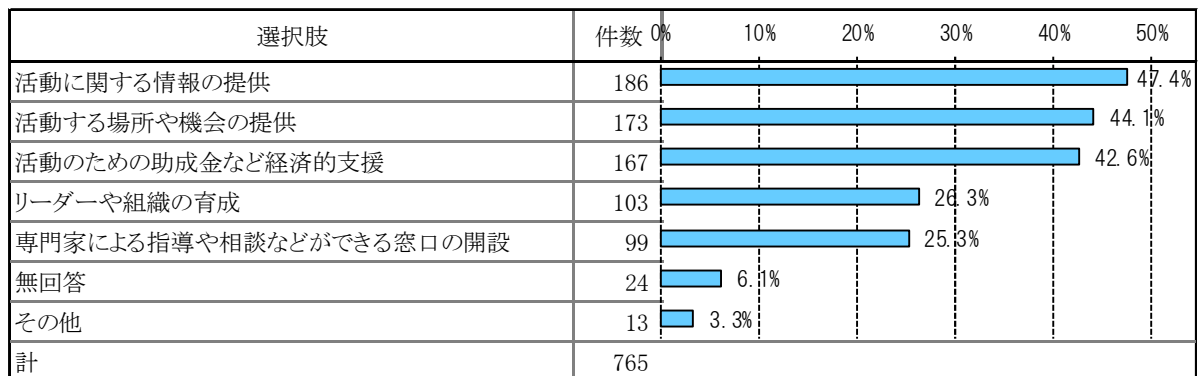
- ・「自宅の庭などに花壇や生け垣を設置する」と回答した方が 52.3%となっています。
- ・「自宅のベランダや室内を花や鉢植えで飾る」と回答した方が 39.8%となっています。
- ・「公園・道路・河川等の除草清掃などのボランティア活動に参加する」と回答した方が 32.4%となっています。



※ 複数回答のため
%は 回答件数÷回答者数（392人）で計算

【V-3】あなたが、「水とみどり」を次世代に引き継ぐための活動を実施または継続するためには、どのような支援が必要だと思いますか。

- ・「活動に関する情報の提供」、「活動する場所や機会の提供」、「活動のための助成金など経済的支援」が必要だと考えている方が 40%を超えています。



※ 複数回答のため
%は 回答件数÷回答者数（392人）で計算



【Ⅵ】みどりの基本計画に関して、ご意見やご要望がありましたらご自由にお書きください。
いただいた回答を、内容の趣旨別に以下の項目に分けることで整理しました。

「公園」	「河川や水路」	「街路樹」	「農地」
「湧き水」	「環境保全」	「民間施設の緑化」	「公共施設の緑化」
「情報発信」	「市民協働」	「緑化全般」	

年齢別の回答数は以下のとおりです。

年齢	回答数
20～29 歳	5 件
30～39 歳	18 件
40～49 歳	25 件
50～59 歳	18 件
60～69 歳	18 件
70 歳以上	21 件

以下に、回答を示します。

ただし、記述していただいた内容を一部抜粋して記載しているものがあります。

○「公園」に関するもの

- ・子どもが安心して遊べる公園を整備してほしい。
- ・駐車場がない。
- ・遊具をいっぱい設置してほしい。
- ・地域によって公園が少ない。
- ・緑が少ない。
- ・ちゃんと遊具が点検されているのか分からないので、点検記録を掲示してほしい。
- ・犬や猫の立ち入りを禁止してほしい。
- ・自治会にある近所の公園（児童遊園地）を改修してほしい。
- ・空き地のような公園があるので、水や緑を整えて、憩いの場所にしてほしい。
- ・大きな木は圧迫感があることに加え、落葉や鳥に対する配慮が必要。高さ制限するべきである。
- ・季節ごとに色とりどりの花が咲く花壇があると良い。
- ・昼間あまり人が居ない公園にお金をかけても税金の無駄遣いです。
- ・自然のままの雑木林を活かした森林浴ができる公園を望みます。

○「河川や水路」に関するもの

- ・彼岸花が咲く堤防があると、たくさんの人が訪れると思う。
- ・サクラ並木には、犬の糞がたくさん落ちている。注意看板が必要。



○「街路樹」に関するもの

- ・街路樹や植込みはきれいだが、何もない歩道では雑草が目立つ。
- ・木や花が等間隔に並んでいるときれいだと思うが、左右の確認をしづらい時がある。
- ・なるべく街路樹は常緑樹にするべきである。
- ・樹木の間隔が狭すぎるところがある。

○「農地」に関するもの

- ・耕作放棄地を利活用してほしい。

○「湧き水」に関するもの

- ・水と緑（花や木）が連続するような緑化をしてほしい。
- ・自噴水は、神社や公園あるいは単独で存在しているため、緑と調和がない。また、ライトアップなどアピール度が乏しい。

○「環境保全」に関するもの

- ・生態系の乱れなどに配慮し、人工的でなく自然な状態を維持していくことが望ましい。
- ・特定の植物を植えるなど生態系に悪影響を及ぼすことをしないでほしい。
- ・子ども達のアレルギーが出やすい「ぶたくさ」は除去できる草なので減らしてほしい。
- ・赤坂の金生山が削られて景観が悪い。

○「民間施設の緑化」に関するもの

- ・見通しが悪くなり交通事故など危険が増えることや空き巣が入る恐れがあるため、やみくもに一般住宅で緑は増やせない。公園や工場での緑化が望ましい。
- ・行政に剪定や除草など維持管理の負担や支援をしてもらえれば緑化しても良い。
- ・シルバー人材センターや職業訓練学校の練習として、民有地の樹木を剪定してもらうことはできないか。
- ・雑草が繁茂している空き地などを活用して緑化できないか。

○「公共施設の緑化」に関するもの

- ・学校のグラウンドを芝生化してほしい。

○「情報発信」に関するもの

- ・広報等でアピールして関心を高めることが大切である。
- ・どこにどのような公園があるのか、もっと教えてほしい。
- ・みどりの基本計画について、全く知らなかった。



○「市民協働」に関するもの

- ・地域や自治会の活動を行いやすいように、対価に見合う助成をしてほしい。
- ・一般市民の緑に取り組む姿が自然になると良い。
- ・業者任せではなく、町内活動で除草しても良いのではないかな。
- ・堤防や水路沿いの除草について、市がリーダーシップをとって、地域住民に任せるようにすれば市の負担も減る。
- ・市民が小さなことから協力して、みどりの街にするために、たくさんのPRをしてほしい。
- ・みどりに関する活動があれば参加していきたい。
- ・緑を維持していくことは財政的にも大変なので、市民参加を促さないと継続は難しいと思う。
- ・緑化ボランティアの機会を作ってほしい。

○「緑化全般」に関するもの

- ・緑を増やすにあたっては、費用もかかるので、慎重に進める必要がある。
- ・落葉はゴミになったり、側溝を詰まらせたりするので、植える木の種類を考えるべき。
- ・落葉の処理に手間がかかるということで落葉樹を伐採、植樹しないのは日本の四季を大切にしていない。
- ・自然は、なるべくそのままの姿が良い。
- ・緑が負の遺産にならないように、若い世代に対する教育が必要です。
- ・緑は重要ですが、財源がまかなえるのか。

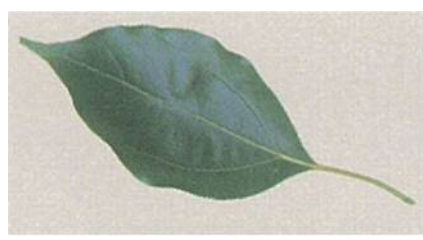
「みどり」のコラム

【市の木：クスノキ】（クスノキ科 常緑高木）

クスノキは本州、四国、九州の暖地に見られる常緑高木で、ふつう高さは25m、直径30～40cmほどですが、高さ40m、直径2m以上の大木もみられます。

非常に強健で、気候、土質にも適応性があり、都市公害には強く、病害虫にも比較のおかされにくいことから、本市においても公共樹木として多く使用しています。

昭和48年に公募により市の木として制定され、市内各所で見られますが、中でも円興寺、JR大垣駅周辺などでは、特に大きなクスノキが見られます。



参考：「葉っぱでおぼえる樹木」（濱野周泰：柏書房）「緑化樹木ガイドブック」（一般財団法人建設物価調査会）「市の木・市の花」（大垣市ホームページ）



2. 「みどり」の課題

本市の現状の解析やアンケート結果などを踏まえ、本市における「みどり」の課題を、以下にとりまとめます。

✻ 「みどり」の維持管理・保全に関する課題

次世代に引き継ぐために現在の良好な「みどり」の空間や景観を守ることが必要

本市の骨格を形成する大小の河川や市内各所に見られる湧き水のほか、上石津地域内の森林、また大垣地域や墨俣地域を中心とした田園の広がりなど、市域面積の4分の3を緑地が占め、全体としては豊かな「みどり」の空間に恵まれた状況にあります。これらの「みどり」について、適切な維持・保全を行い、大垣市都市計画マスタープラン等の計画と調和を図りながら、良好な自然環境や景観を次世代へ引き継いでいく必要があります。

大切に守るべき「みどり」の課題は以下のとおりです。

- ① 揖斐川、長良川、杭瀬川などの水辺空間、川沿いの桜並木、公園、街路樹など公共空間の「みどり」を、市民共有の財産として、次世代に引き継ぐために保全・再生する必要があります。
- ② 市街地内に多く点在する社寺林などは、身近で貴重な緑地として保全する必要があります。
- ③ 河川や街路樹などの連続する「みどり」は、多種多様な動植物の生息場所や移動経路となるように、生物多様性に配慮しながら、緑のネットワークとして保全していく必要があります。また、外来種の繁殖によって、従来の生態系が失われつつあるため、対策が必要です。
- ④ 市街化調整区域に広がる農地は、郊外の良好な田園風景を形成しているとともに、貯水機能やオープンスペース機能を有していることから、関連計画と整合を図りながら保全する必要があります。
- ⑤ 水源涵養や土砂災害の防災・減災に向けて、森林の適切な維持管理の必要性が高まっています。



❖ 「みどり」の整備・創出に関する課題

公園が不足している地区を中心に整備を推進するとともに、再整備や防災機能の向上を図り、良好な「みどり」を創ることが必要

本市の都市計画区域内における都市公園の一人当たり整備面積は約 6 m²/人であり、整備目標である 10 m²/人には満たない状況にあります。また、市民の意識としても公園や緑地が不足していると感じている方が多くみられ、環境面や防災面の観点からも、身近な公園である住区基幹公園を中心に、不足エリアから優先的に都市公園の整備を推進することが必要であるといえます。更に、適正な配置計画などの見直しや老朽化した公園の再整備を合わせて検討していくことも重要です。また公共施設のほか、民間と協力した緑化にも取り組み、まち全体で「みどり」を増やしていく必要があります。

新たに創るべき本市の「みどり」の課題は以下のとおりです。

- ① 都市公園一人あたりの面積が標準を下回っていることに加え、配置に偏りが見られ、市民アンケートの結果においても、「みどり」の少ない地域では、身近な公園が求められています。
- ② 既存の公園施設の老朽化などにより、市民が安心して利用できない等の意見があるため、再整備が求められています。
- ③ 都市計画決定されたものの、長期にわたって未整備となっている都市公園については、市民の土地利用を制約していることから、見直しを検討する必要があります。
- ④ 南海トラフ巨大地震などの発生が懸念されているため、災害時において、広域避難場所や広域防災拠点施設等として活用される公園の防災機能の向上を図る必要があります。
- ⑤ 市民の緑化意識を高めるため、公共施設でのモデル的な緑化推進が必要です。
- ⑥ 大きく成長した街路樹は、安全面や維持管理面における検討が必要となっています。
- ⑦ 民有地の所有者や管理者の理解と協力を得ながら、緑化を推進する必要があります。



❖ 「みどり」の活用に関する課題

自然環境および資産・資源の重要性や魅力を実感できるように、市民活動の場に豊かな「みどり」の空間を活かすことが必要

本市は大小の川が流れ、まちなかに湧き水が点在する「水のまち」であるとともに、広大な森林地域を抱えている豊かな自然に恵まれたまちと言えます。

しかし、日常生活の中で、市民がこれらの恵まれた自然環境やその魅力を十分に実感できていない状況にあります。そのため、様々な場面において、気軽にふれあうことができるように本市の里山や川などの豊かな「みどり」の空間を活用していく必要があります。

積極的に活かすべき「みどり」の課題は以下のとおりです。

- ① 市民が緑化イベントやボランティア活動などへ参加するために、「みどり」に関する様々な情報の提供が望まれています。
- ② 公園緑地や水辺空間、森林、里地里山をイベントやレクリエーションなどの市民活動の場として活用することが重要です。
- ③ 歴史文化資源や観光資源などに「みどり」が持つ多様な機能を活かすため、他分野と連携した施策の展開が必要です。

❖ 「みどり」の育成に関する課題

市民、事業者、行政など多様な主体が、それぞれの有するノウハウを積極的に活用し、「みどり」を大切にするための取り組みなどを育むことが必要

本市では、市街化区域内で新たな公園用地を確保することや、財源確保が厳しい状況にあることなどから、これまでと同様に施策を進めていくことが難しい状況となっています。よって、今後の「みどり」に関わる取り組みは、これまでのように行政主体で行うだけではなく、市民、事業者など多様な主体が、それぞれの得意な分野で主体的に関わる仕組みの導入や、現在も展開されている美しいまちづくり推進団体制度の活用などにより、広く効果的に展開していく必要があります。

市民協働で育むべき「みどり」の課題は以下のとおりです。

- ① 「みどり」に関する多様なニーズや価値観に対応するため、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要です。
- ② 市民活動など様々な場面において、「みどり」に関する理解や関心を深めると共に、緑化意識を高揚させるための対策が必要です。
- ③ 市民が積極的かつ主体的に活躍できる機会の創出や支援などの充実が求められます。
- ④ 「みどり」の空間の重要性を理解し、次世代に引き継いでいくために、市民を対象とした環境教育などの取り組みを行う必要があります。



第3章 計画の方向性

1. 基本理念

「みどり」は、多種多様な生命や豊かな大地の恵みを育むとともに、安らぎや潤いを与えてくれる貴重な財産であり、次世代の子どもたちへ今以上に発展させながら受け継いでいくことが、私たちに求められています。

そのためには、市民一人ひとりが「みどり」に愛着を持ちながら、市民・事業者・行政が連携し、「みどり」を「守る」・「創る」・「活かす」・「育む」ことによって、統一的な共通の目標に向かって取り組んでいくことが重要となります。

そこで、「大垣市みどりの基本計画」の基本理念としては、前回計画が目指すまちのイメージを変えることなく、平成 12 年に決定されたものを継承します。

「水とみどり」がいぶくまち

～「みどり」を育む、この水 この都市 この笑顔～

■大垣地域：おくのほそ道の風景地

大垣船町川湊



■上石津地域：多良峡



■墨俣地域：犀川堤





基本理念を踏まえ、本市の「緑の将来像」を以下に示します。

緑の将来像は、市民・事業者・行政がイメージを共有し、みどりの基本計画の実現に取り組むことができるように、将来における本市のあるべき姿を示すものです。

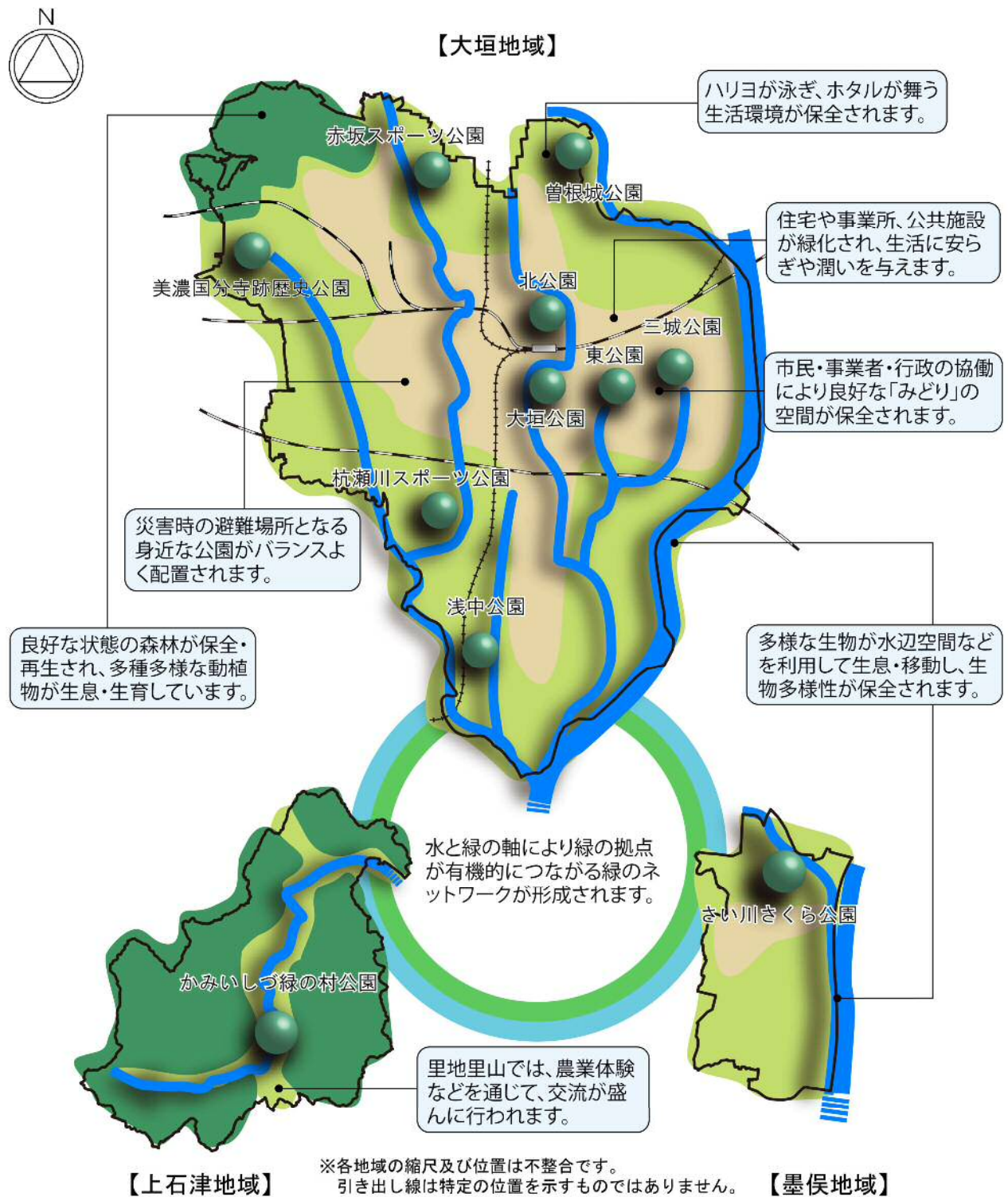
「水と緑の軸」により「緑の拠点」をつなぎ、市域全域に緑のネットワークを形成することで、一体的に「水とみどりがいぶくまち」を目指します。

表 3-1 緑の将来像

凡 例	名 称	概 要
	緑の拠点	まとまった緑を有する拠点となる公園は、遊び・憩い・子育て・健康増進・交流の場など、貴重な緑とオープンスペースとして活用されています。
	水と緑の軸	本市には、多くの一級河川が網目状に流れており、それらの水辺空間を保全しながら緑の拠点をつなぐことで、多様な生物が生息・移動する緑のネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）が形成されています。
	市街地エリア	住宅や事業所・公共施設が緑化され、花や樹木が四季の情緒を奏でることで生活に安らぎや潤いを与えています。また、ハリヨが泳ぎ、ホテルが舞う水辺環境が再生され散策を楽しむ人や、大規模な公園でスポーツを楽しむ姿が見られます。 一方、歩いていける公園・緑地がバランスよく配置され、災害時には避難場所となることから、安心・安全で緑豊かな美しいまちが、市民・事業者・行政の協働により保全されています。
	農地エリア	良好な農地が保全され、社寺林や屋敷林がアクセントになった、のどかで美しい田園風景が残されています。 また、里地里山では、地域の人々によって歴史や文化が受け継がれ、農業体験などを通じて、市街地エリアの人々との交流が盛んに行われています。
	森林エリア	適正な管理により、良好な状態の森林が保全・再生されるとともに、広葉樹林などの健全な森林の中には、多種多様な動植物が生息・生育しています。 また、自然とふれあうレクリエーションなど癒しの体験を求めて、多くの市街地エリアの人々が訪れています。



図 3-1 緑の将来像図



凡例

緑の拠点	水と緑の軸	市街地エリア	農地エリア	森林エリア



2. 基本方針

本市の基本理念及び「緑の将来像」の実現に向けて、以下の基本方針を定めます。



「みどり」を守る

安らぎや潤いをもたらす「みどり」の空間や景観を次世代へ引き継ぐことができるように守ります。



「みどり」を創る

良好な緑を増やしながら、再整備や防災機能の向上を図ることなどにより、安心して魅力ある「みどり」を創ります。



「みどり」を活かす

地域の交流の中で、資産・資源とともに自然とのかかわりが実感できるように「みどり」を活かします。



「みどり」を育む

市民・事業者・行政が協力しながら、貴重な財産である「みどり」を大切にする人材や意識などを育みます。



3. 計画の目標

基本方針に基づく各種施策を推進するにあたって、その成果を把握するために、次の目標を設定します。

(1) 良好な景観と身近に利用できる公園・緑地の充実に対する満足度

「みどり」を守る、「みどり」を創るに関する施策を推進することにより、安らぎや潤いが実感でき、市民の公園緑地の充実（整備および維持管理）に対する満足度が上昇することを目指します。

項 目	現 況 平成 29 年度 (2017)	中間目標 平成 39 年度 (2027)	将来目標 平成 52 年度 (2040)
良好な景観と身近に利用できる 公園・緑地の充実に対する満足度 (市民意向調査)	38.6%	39.3%	40.0%

(2) 一人当たりの都市公園面積

「みどり」を創るに関する施策を推進するにあたって、都市公園の面積は、都市公園法における敷地面積の標準（住民一人あたり 10 m²以上）に向けて、整備を着実に進めることを目指します。

項 目	現 況 平成 28 年度 (2016)	中間目標 平成 39 年度 (2027)	将来目標 平成 52 年度 (2040)
一人当たりの都市公園面積	6.0 m ²	7.0 m ²	8.0 m ²

※都市計画区域内人口あたりの面積



(3) 「みどり」に関するホームページへのアクセス数

「みどり」を活かすに関する施策を推進することにより、緑化やイベント情報などへの関心が高まり、「みどり」に関するホームページへのアクセス数が増加することを目指します。

項 目	現 況 平成 28 年度 (2016)	中間目標 平成 39 年度 (2027)	将来目標 平成 52 年度 (2040)
「みどり」に関する ホームページへのアクセス数	121,697 件	134,000 件	140,000 件

※都市施設課ホームページへのアクセス数

(4) 「みどり」に関するイベント参加者数

「みどり」を活かす、「みどり」を育むに関する施策を推進することにより、「みどり」に対する意識が高まり、「みどり」に関するイベントに参加する人数が増加することを目指します。

項 目	現 況 平成 28 年度 (2016)	中間目標 平成 39 年度 (2027)	将来目標 平成 52 年度 (2040)
「みどり」に関する イベント参加者数	28,600 人	31,600 人	33,000 人

(5) 公園緑地等における維持管理活動団体数

「みどり」を育むに関する施策を推進することにより、身近な公園緑地等の清掃など保全や維持管理に愛着を持って関わっていただく団体数が維持されることを目指します。

項 目	現 況 平成 28 年度 (2016)	中間目標 平成 39 年度 (2027)	将来目標 平成 52 年度 (2040)
公園緑地等における 維持管理活動団体数	106 団体	106 団体	106 団体



第4章 具体的な取り組み

1. 施策の体系

基本方針を踏まえ、施策の体系を次のように設定します。

図 4-1 施策の体系

施策		具体的な取り組み
「みどり」を守る	水辺環境と地下水の保全	● 河川・水路・湖沼など水辺環境の保全 ● 堤防や水路沿いのサクラ並木の保全 ● 生活排水や工場排水対策の推進 ● 地下水の保全
	公共緑地の保全	● 公園の樹木や街路樹の適切な維持管理の実施 ● 樹木の計画的な更新 ● 定期点検の実施 ● 四季の里の充実
	民間緑地の保全	● 緑保全地区や保存樹木等の指定 ● 市民緑地制度などの活用
	生物多様性の保全	● 貴重な動植物の保全・保護 ● 外来種の駆除 ● 緑のネットワークの保全
	農地の保全	● 農用地の保全 ● 都市農地の保全
	森林の保全	● 森林の保全
「みどり」を創る	公園緑地の整備	● バランス良い公園緑地の配置 ● ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進 ● 既存公園の計画的な再整備 ● 都市計画の見直し ● 防災機能の導入 ● 雨水貯留機能の整備 ● 長寿命化計画の策定
	公共施設の緑化	● 花壇やプランター、緑のカーテンなどの設置 ● 学校敷地の緑化 ● 壁面緑化や屋上緑化、駐車場緑化などの推進
	民間施設の緑化	● 花壇設置等事業補助金制度の普及啓発 ● 生け垣設置事業補助金制度の普及啓発 ● 記念樹の配布 ● 開発行為等における緑化指導



施策		具体的な取り組み
「みどり」を活かす	「みどり」の有効活用	● 「みどり」に関する情報の発信 ● 森林や里地里山の活用 ● 公園緑地の有効活用
	「みどり」の資源活用	● 森林資源の利用促進 ● 地元農産物のPRや地産地消の推進
「みどり」を育む	市民協働による緑化活動の促進	● 公共花壇花いっぱい運動の推進 ● 市民参加による公園整備の促進
	「みどり」に関する教育の充実	● プレーパークの実施 ● 環境教育の推進 ● 「みどり」に関する講習会や講座等の開催
	緑化活動の支援	● 環境美化活動の推進 ● 緑の相談室の活用 ● 顕彰制度の設置検討

施策の体系を踏まえ、「みどり」を守る、「みどり」を創る、「みどり」を活かす、「みどり」を育むについて「施策と具体的な取り組み」や「市民・事業者の役割」を次頁以降に示します。



2. 施策の内容

2-1. 「みどり」を守る

(1) 水辺環境と地下水の保全

【具体的な取り組み】

- ・河川改修や水路整備などにあたっては、関係機関等と調整を図りながら、自然に配慮した整備を促進し、**河川・水路・湖沼など水辺環境の保全**に努めます。
- ・定期的な剪定や害虫駆除など適正な維持管理を行うことにより、**堤防や水路沿いのサクラ並木の保全**に努めます。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽などを普及することにより、**生活排水や工場排水対策を推進**します。
- ・地下水涵養のために透水性舗装や雨水浸透桝の設置を促進するとともに、市民の節水意識向上を図るための啓発を実施することなどにより、**地下水の保全**を図ります。

【市民・事業者の役割】

- ・水辺環境を保全するための清掃活動に参加する。
- ・排水基準を守って排水する。
- ・地下水の涵養に協力するとともに節水意識を持つ。

■おくのほそ道の風景地大垣船町川湊



■犀川堤





(2) 公共緑地の保全

【具体的な取り組み】

- ・道路の交通及び防犯、景観等に配慮し、樹木の剪定や害虫駆除、除草、落葉清掃など**公園の樹木や街路樹の適切な維持管理**に努めます。
- ・老木化により倒木の恐れのある樹木や大木化により維持管理に支障をきたす樹木は、**計画的な更新**を検討します。
- ・誰もが安心・安全に公園緑地の施設を利用できるよう**定期点検を実施**します。
- ・四季折々の花などが楽しめるように、緑の拠点となる公園緑地などに整備されている**四季の里の充実**を図ります。

【市民・事業者の役割】

- ・街路樹の落葉清掃や公園緑地の除草、ゴミ拾いなどの維持管理活動に協力する。
- ・枯れ枝や根上がり、施設の損傷などの危険箇所を発見した場合は市に情報提供する。

■街路樹管理（高木剪定）



■街路樹管理（低木刈込）



■赤坂スポーツ公園（フジ）



■曾根城公園（ハナショウブ）





(3) 民間緑地の保全

【具体的な取り組み】

- ・社寺林や屋敷林などを残していくため、**緑保全地区や保存樹木等の指定**を促進します。
- ・都市における緑地の保全、緑化の推進を図るため、**市民緑地制度などの活用**を推進します。

【市民・事業者の役割】

- ・社寺林や屋敷林などを適切に維持保全する。

■金生山明星輪寺



■八幡神社



(4) 生物多様性の保全

【具体的な取り組み】

- ・湧き水などのきれいな水にしか棲まない市の魚ハリヨや、国指定天然記念物である一之瀬のホンシャクナゲ群落など、**貴重な動植物の保全・保護**に努めます。
- ・生態系に悪影響を及ぼす**外来種の駆除**に努めます。
- ・生物多様性を保全する観点から、動植物の移動や交流の場となる水辺環境や街路樹、輪中堤など、**緑のネットワークの保全**に努めます。

【市民・事業者の役割】

- ・地域固有種の保護活動に協力する。
- ・水辺や緑地の環境保全に協力する。
- ・外来種の駆除に協力する。
- ・生物多様性について理解を深める。

■ハリヨの生息環境の保全



■外来種の駆除

(例：オオキンケイギク)





（５）農地の保全

【具体的な取り組み】

- ・担い手の育成や耕作放棄地の解消、鳥獣害対策など農業施策を推進するとともに、関連計画と整合性を図りながら、必要な土地利用転換を除き、**農用地の保全**に努めます。
- ・市街地周辺の農地は、都市に潤いをもたらす貴重な緑として、市民農園等の充実や生産緑地制度の活用などによる**都市農地の保全**について検討します。

【市民・事業者の役割】

- ・農地の重要性について理解を深め、適切に維持管理する。

■農地（大垣地域）



■農地（上石津地域）



（６）森林の保全

【具体的な取り組み】

- ・林業労働者の確保や森林施業の集約化および団地化、適切な間伐や保育の促進などにより**森林の保全**に努めます。

【市民・事業者の役割】

- ・森林の重要性について理解を深め、適切に維持管理する。

■森林（大垣地域）



■森林（上石津地域）





2-2. 「みどり」を創る

(1) 公園緑地の整備

【具体的な取り組み】

- ・各地区に偏りがないよう、**バランス良い公園緑地の配置**を目指します。
- ・誰もが安心・安全に利用できるように、公園緑地の**ユニバーサルデザイン化**や**バリアフリー化の推進**に努めます。
- ・既存の公園緑地については、利用者の意見や要望を取り入れながら**計画的に再整備**を進めます。
- ・都市計画決定されてから長期間未整備となっている公園については、地域住民の合意形成を図りながら、機能集約など**都市計画の見直し**を検討します。
- ・公園を整備する際に、災害時にも利用可能なトイレや照明施設、備蓄倉庫など**防災機能の導入**を検討します。
- ・周辺状況に応じて、公園緑地における**雨水貯留機能の整備**に努めます。
- ・公園施設の劣化や損傷を未然に防止するため、遊具などの公園施設の**長寿命化計画**を策定して、計画的な維持管理に努めます。

【市民・事業者の役割】

- ・公園施設を大切に利用する。

■大垣公園



■玉池公園



■杭瀬川スポーツ公園



■東公園





（２）公共施設の緑化推進

【具体的な取り組み】

- ・ 公共施設などにおいて、**花壇やプランター、緑のカーテンなどの設置**に努めます。
- ・ 小中学校など**学校敷地の緑化**を推進します。
- ・ 公共施設において、市民や事業者の模範となるように**壁面緑化や屋上緑化、駐車場緑化などを推進**します。

【市民・事業者の役割】

- ・ 河川、道路、公園緑地などのゴミ拾いや清掃など維持管理活動に協力する。
- ・ 花壇への草花植栽など緑化活動に参加する。

■奥の細道むすびの地記念館



■墨俣浄化センター



■緑のカーテン設置（市役所）



■駐車場緑化（興文小学校）





(3) 民間施設の緑化推進

【具体的な取り組み】

- ・花壇設置等事業補助金制度の普及啓発に努め、美しい花々があふれる街づくりを目指します。
- ・生け垣設置事業補助金制度の普及啓発に努め、緑豊かで住みよい生活環境を創出するとともに、災害時のブロック塀の倒壊による被害を低減するため生け垣の設置を促進します。
- ・出生や小学校入学時など人生の節目に記念樹を配布し、民有地の緑化を推進します。
- ・条例等に基づき、開発行為等に伴う緑化指導を行い、緑地の確保に努めます。

【市民・事業者の役割】

- ・花壇設置や生け垣設置などにより敷地内の緑化に努める。
- ・開発行為を行う場合は、「大垣市緑を育み生かす条例」に基づき積極的な緑化に努める。
- ・敷地内における樹木等の適正な維持管理に努める。

■イビデン株式会社



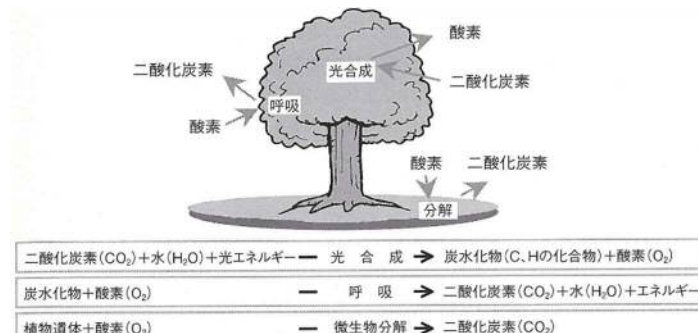
■アクアウォーク



「みどり」のコラム

【樹木の二酸化炭素吸収源としての効果】

植物は光エネルギーを化学エネルギーに変換し、それを使って二酸化炭素と水から有機物を合成します。植物が持つこの機能は光合成と呼ばれ、植物は光合成によって大気中の二酸化炭素を固定し、酸素を大気中に放出します。



参考：「緑の都市再生ガイドブック」（財団法人都市緑化技術開発機構）P. 5



2-3. 「みどり」を活かす

(1) 「みどり」の有効活用

【具体的な取り組み】

- ・市の広報をはじめ、ホームページやメールなど様々な手段を活用し、公園緑地の施設紹介やイベント情報のほか、四季の花の開花情報など、**「みどり」に関する情報の発信**に努めます。
- ・森林エリアや農地エリアと市街地エリアの交流が盛んになるように、自然体験や農業体験の場として、**森林や里地里山の活用**を促進します。
- ・コミュニティ活動やレクリエーションの場として、**公園緑地の有効活用**を促進します。

【市民・事業者の役割】

- ・「みどり」に関するイベントに積極的に参加する。
- ・「みどり」に関心を持ち、魅力を身近な人に広める。
- ・地域コミュニティや憩いの場として公園を積極的に利用する。
- ・自然体験や農業体験に参加する。

■花と緑のふれあい展



■ハナハスまつり（武道館東花ハス池）



■赤坂東藤まつり



■農業体験





(2) 「みどり」の資源活用

【具体的な取り組み】

- ・地域材や木質バイオマス資源など**森林資源の利用を促進**します。
- ・学校給食等における活用や朝市の開催、大型店における販売促進などにより**地元農産物のPRや地産地消を推進**します。

【市民・事業者ができること】

- ・地産地消の大切さを理解する。
- ・地元農産物の販売や購入に協力する。

■間伐材の利用



■地産地消（芭蕉元禄朝市）



「みどり」のコラム

【危険な状況にある都市の熱環境】

近年、夏になると熱中症に関するニュースが多くなります。ヒートアイランド現象が顕著にみられる都市部で、樹木による緑陰が多い歩道は、直射日光を遮り、舗装からの輻射熱を抑える効果などにより気温の上昇が抑えられています。

このように、まちなかの緑は、都市の環境を快適にするために大切な役割を担っています。

都心の歩行者を取り巻く環境

街路樹の少ない歩道
名古屋市都心部のビル街の街路樹以外にはほとんど緑のない空間では、アスファルトやビル壁面が剥き出しで、高温になっています。

緑陰	気温	35.1℃
	WBGT	30.5℃
日向	気温	36.0℃
	WBGT	31.9℃

計測日 2004年8月23日正午頃



左の写真の表面温度

街路樹のトンネルを形成する歩道

トウカエダの二列の街路樹が、トンネル状の豊かな緑陰を形成し、歩行者空間を覆っています。緑陰は気温も低く、歩行者を真夏の日射から守っています。

緑陰	気温	34.4℃
	WBGT	30.8℃
日向	気温	36.0℃
	WBGT	33.0℃

計測日 2004年8月23日正午頃



左の写真の表面温度

参考：「緑の都市再生ガイドブック」（財団法人都市緑化技術開発機構）プロローグ P. 4



2-4. 「みどり」を育む

(1) 市民協働による緑化活動の促進

【具体的な取り組み】

- ・自治会など地元団体との協働により、公園や道路の花壇やプランターなどに花苗を植栽する**公共花壇花いっぱい運動を推進**します。
- ・ワークショップを開催し、地域の特性や住民ニーズを取り入れるなど**市民参加による公園整備を促進**します。

【市民・事業者ができること】

- ・公園緑地や道路の花壇などに花苗を植栽する活動に参加する。
- ・公園や道路のゴミ拾いや清掃などの活動に参加する。
- ・公園整備のワークショップに参加する。

■市民によるコミュニティガーデン整備



■市民団体による植栽活動



「みどり」のコラム

【市の花：サツキ】（ツツジ科 常緑低木）

サツキは本州神奈川県以西の主に太平洋側、九州の一部に分布する高さ 1m 弱程度の常緑低木であり、和名のサツキはサツキツツジを略したもので、旧暦五月（皐月）に花が咲くことに由来しています。

本市においては昭和 48 年に公募により市の花として制定されました。また、サツキの愛好者も多く、特に数多くの古木が集まっていることでは全国有数となっています。



参考：「緑化樹木ガイドブック」（一般財団法人建設物価調査会）

「市の木・市の花」（大垣市ホームページ）



(2) 「みどり」に関する教育の充実

【具体的な取り組み】

- ・遊びを通じて、子どもの想像力・自主性・コミュニケーション能力などを高めるとともに、公園緑地の利活用を推進するため**プレーパークを実施**します。
- ・「みどり」に対する関心を高めるために、自然観察会や市民環境講座などによる**環境教育を推進**します。
- ・緑化意識の高揚を図るため、「みどり」に関する**講習会や講座などを開催**します。

【市民・事業者ができること】

- ・公園緑地で開催されるプレーパークに参加する。
- ・環境学習に参加する。
- ・「みどり」に関する講習会や講座に参加する。

■ プレーパーク（玉池公園出張プレーパーク）



■ 花かざり講習会（大垣公園）



■ 自然環境教育（野外活動センター）



■ 水と緑の探検隊（加賀野名水公園）





(3) 緑化活動の支援

【具体的な取り組み】

- ・美しいまちづくり推進団体制度を充実させ、公園や街路の清掃など**環境美化活動を推進**します。
- ・「みどり」に関する疑問の解決や知識の向上のために、**緑の相談室の活用**を図ります。
- ・公園等の管理や緑化の推進に貢献した方々を表彰する**顕彰制度の設置**を検討します。

【市民・事業者ができること】

- ・「みどり」に関するボランティア活動に参加する。
- ・緑の相談室を活用し、「みどり」に関する知識を持つ。

■公園清掃



■街路樹清掃



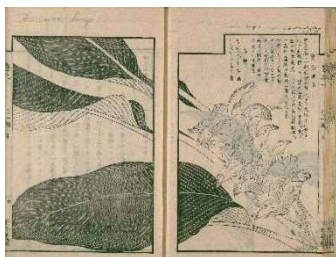
「みどり」のコラム

【飯沼慾斎（いいぬま よくさい）】

飯沼慾斎は、天明3年（1783年）に伊勢国亀山の西山家に生まれ、大垣の町医者飯沼長頭の子となり、医学を学びつつ、本草学者「小野蘭山」に師事し、本草学を修めました。

晩年、長松村の別荘「平林荘」の邸内に庭園式植物園を設け、植物学の研究を行い、その研究成果を、日本で最初の西欧植物学を導入した科学的植物図鑑である「草木図説」として取りまとめました。

■草木図説



■薬木広場



■平林荘跡



参考：「平林荘跡」石碑文（大垣市教育委員会）、「薬木広場」飯沼慾斎先生の胸像解説文
「草木図説」（国立国会図書館デジタルコレクション）



第5章 都市公園の方針

1. 都市公園の状況と課題

本市の都市公園の整備状況は、住区基幹公園が165箇所（52.27ha）、都市基幹公園が3箇所（33.94ha）、特殊公園が3箇所（7.77ha）、都市緑地が5箇所（0.56ha）となっており、これらを合計すると176箇所（94.54ha）の都市公園が整備されています。都市公園の一人当たりの整備面積は、平成28年度末で6.04㎡/人となっており、都市公園の整備標準（10㎡/人）を下回っています。

また、市民アンケート結果では、子どもを安心して遊ばせることができない、気軽に憩える身近な公園が少ない、既存の公園施設の老朽化により安心して利用できない等の意見が多くあるように、住区基幹公園の整備状況に偏りがあることや、施設の老朽化による安全性の低下などが課題となっています。

このような状況から、都市公園が不足するエリアから優先的に整備をする必要があることや、子どもから高齢者まで誰もが安心・安全に利用できる適切な維持管理や施設の更新が必要となっています。

表5-1 都市公園の整備状況

（平成28年度末現在）

種 別				市街化区域		市街化調整区域		合 計			備 考
				整 備 量		整 備 量		整 備 量		一人当たりの整備面積 (㎡/人)	
				箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
都 市 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	130	15.48	24	3.61	154	19.09			
		近隣公園	2	3.20	2	3.29	4	6.49			
		地区公園	5	13.82	2	12.87	7	26.69			
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	0	0.00	2	21.11	2	21.11			
		運動公園	0	0.00	1	12.83	1	12.83			
	基 幹 公 園 計		137	32.5	31	53.71	168	86.21	5.51	※	
	特 殊 公 園		1	1.27	2	6.50	3	7.77			
	都 市 緑 地		4	0.49	1	0.07	5	0.56			
	都 市 公 園 計		142	34.26	34	60.28	176	94.54	6.04	※	

※ 都市計画区域内人口（平成29年3月31日）156,346人。

※ 上表は都市計画区域内の大垣地域と墨俣地域を対象とします。



表 5-2 整備後 30 年以上経過している都市公園箇所数

	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	特殊公園	都市緑地	合計
H28 年度末 整備済箇所数	154	4	7	2	1	3	5	176
上記の内 整備後 30 年以上 経過している 箇所数	61	1	4	1	1	1	0	69

2. 都市公園の整備方針

都市公園は、市民のレクリエーションや都市防災、都市環境の向上や維持、改善などの役割があり、本市は、公園施設を都市計画に定め都市計画事業として整備してきました。しかし、今後予測される人口減少などの社会情勢の変化や、公園配置状況の偏り、既設公園の老朽化、住民ニーズの多様化などの様々な問題に対応するため、整備方針の見直しを行い都市公園の「質」の向上を目指すこととします。

以下に都市公園の整備方針を示します。

(1) 市街化区域における整備方針

今後、都市機能の集約化が求められる中で、新たな公園整備の考え方としては、将来的にも居住エリアとなる市街化区域において、市民アンケートで要望の多い身近な公園である「住区基幹公園」の整備を進めることとします。

公園の配置にあたっては、周辺の都市公園のバランスを考慮し、公園が不足しているエリアを優先します。

その際には、大垣市都市計画マスタープランや大垣市立地適正化計画など関連計画と整合を図ります。

■ 昼飯東公園





（２）市街化調整区域における整備方針

市街化調整区域では、水田を中心とした農地や北部の森林地区、河川や水路など、潤いのある「みどり」の空間が広がっています。また、歴史的な価値のある文化財なども多く残されています。

そのため、これらの魅力的な資源を活かした自然公園や親水公園、歴史公園などの整備を進めることとします。

■美濃国分寺跡歴史公園



■杭瀬川スポーツ公園



（３）老朽化した都市公園の再整備

既存の都市公園は、整備されてから 30 年以上経過しているものが多くあり、施設の老朽化による「質」の低下などが問題となっていることから、周辺の公園配置や利用状況を踏まえて、計画的に再整備を行います。

また、再整備にあたっては、子どもから高齢者まで誰もが、安心・安全で快適に利用できるように、ユニバーサルデザインなどの基準に配慮します。

（４）市民参加の公園づくり

都市公園の整備・再整備にあたっては、地域住民との意見交換会の開催やワークショップ手法の導入により、子育て支援、高齢者の健康づくり、地域コミュニティの活性化、防災機能の向上など、地区の特性や多様なニーズを取り入れ、子どもから高齢者まで誰もが快適に利用できる満足度の高い公園整備を目指します。

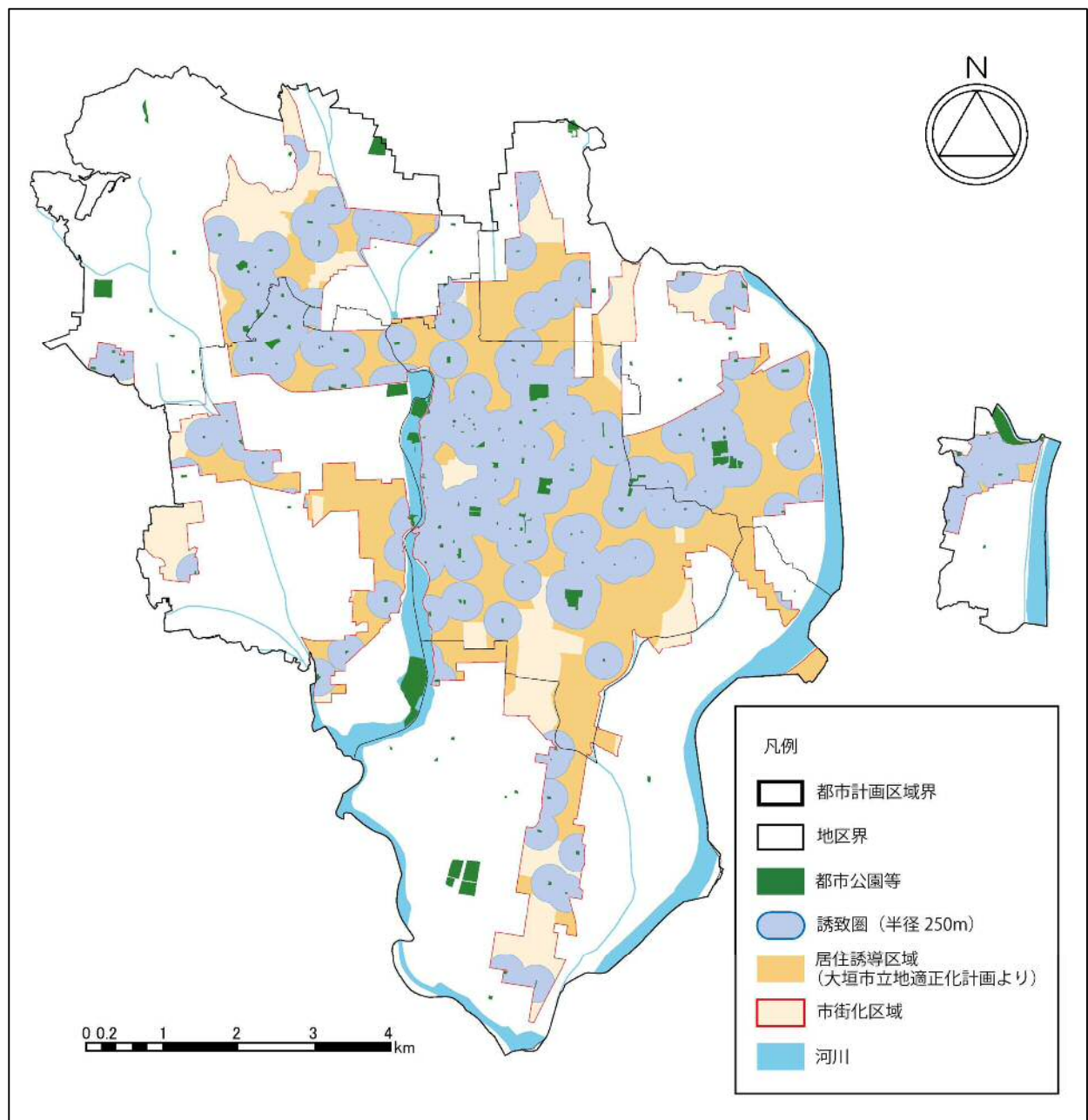


(5) 都市計画の見直し

これまでの都市計画は、人口増加や経済の発展、市街地の拡大を前提として決定されてきましたが、今後は、人口減少や少子高齢化の急速な進展など都市整備を取り巻く社会情勢は大きく変化することが予測されており、これらの課題に対応する必要があります。

都市計画決定されてから長期間未整備となっている公園予定地については、厳しい財政状況や宅地化の進行などにより用地取得が困難な状況にあることから、周辺の公園配置状況などを踏まえるとともに、計画の必要性や実現性を検証し、地域住民と合意形成を図りながら、機能集約や廃止など計画の見直しを検討します。

図 5-1 都市公園等の誘致圏図





3. 都市公園の管理方針

本市の都市公園の管理方針としては、これまで実施してきた安全管理・維持管理・運営管理を、今後も計画的かつ効率的に継続していくことを基本とします。また、法改正により創設された制度などを活用して、これからの都市公園にふさわしい管理運営を検討していきます。

以下に都市公園の管理方針を示します。

(1) 安全管理

都市公園の長寿命化計画を策定し、公園施設の修繕・更新・改築を進めるとともに、安全に利用できるよう、法令で定める基準に基づき、公園施設の点検を実施します。また、事故防止に努めるだけでなく、周辺からの見通しを確保するなど、防犯面にも留意した対策を実施します。

(2) 維持管理

公園内の定期的な清掃、適切な施設管理及び植栽管理を行い、市民が都市公園を快適に利用できるよう維持に努めます。

また、身近な公園の清掃・除草などの簡易的な維持管理は、市と地域住民が協力して実施する活動を推進します。

(3) 運営管理

都市公園の立地条件、資源、特性などに応じて、魅力のある公園となるような運営管理に努めます。

大垣公園などの市街地の公園では、市民団体が主催するイベント開催などの利活用を積極的に推進して、まちなかの賑わい創出に努めます。

杭瀬川スポーツ公園など豊かな自然を活かした公園では、動植物の生息環境を保全しながら、市民の日常的な健康づくりの場としての活用や、自然体験学習の場としての活用、広大な敷地を活かしたイベントの開催等、公園の特色に応じた運営管理を行います。

また、公園の紹介やイベント情報のほか、四季の花の開花情報などを発信し、公園の利活用を促進します。



（４）官民連携による管理

現在、大垣公園において、NPO 法人と協働してプレーパークが開催されており、指導者が常駐し、子どもたちに遊びを教えるなかで、子どもの創造力、自主性、コミュニケーション能力を高めると同時に、子育て世代の交流の場づくりを行っています。

都市公園法の改正により、民間事業者による公益還元型の収益施設の公募設置管理制度の創設など、官民連携による都市公園の再生・活性化に向けた取り組みが整ってきています。これらのことを踏まえながら、市民、事業者が連携した質の高い公園管理を目指していきます。

■大垣公園プレーパーク



■光るどろだんご作り



■どんぐりフォトフレームづくり





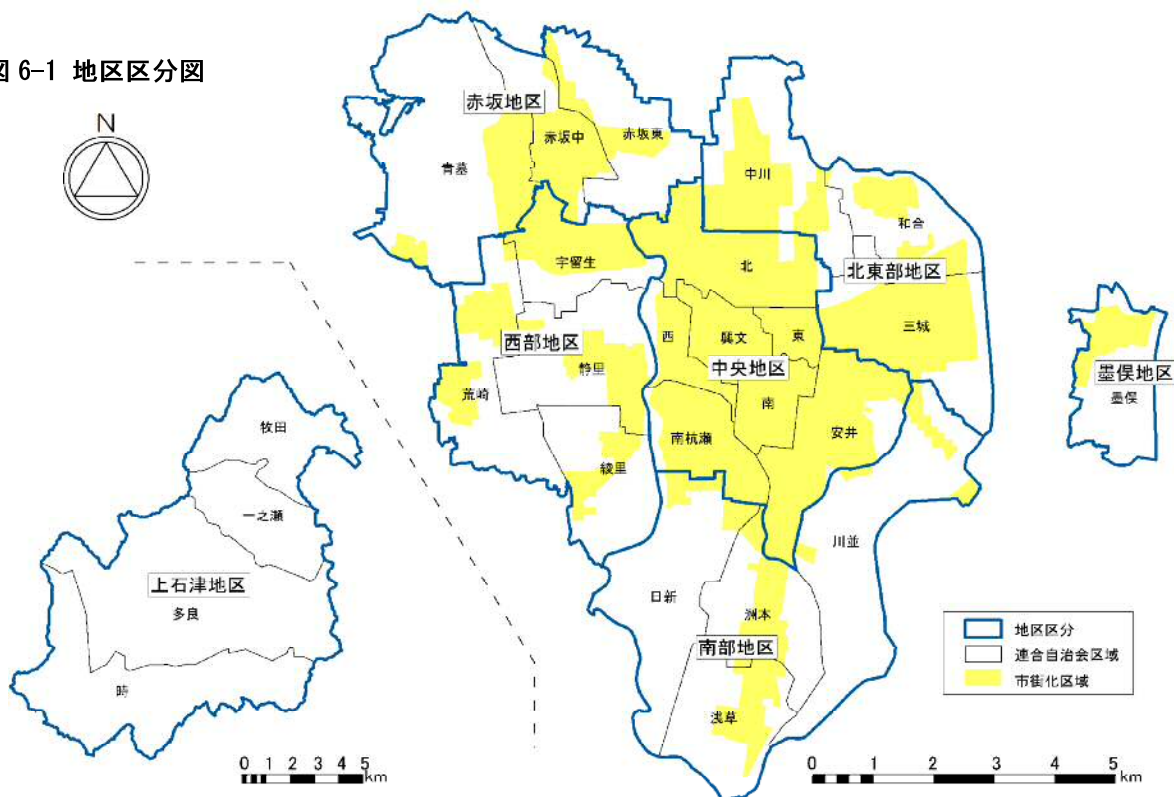
第6章 地区別方針

施策の体系を踏まえ、地区別方針を策定します。

1. 地区区分

地区区分は大垣市都市計画マスタープランとの整合を図るため、都市計画区域内については以下の図に示す6地区とします。ただし、本計画は市全域を対象とした計画であるため、都市計画区域外である上石津地区を追加し計7地区とします。

図 6-1 地区区分図



2. 地区別方針の策定

以下の7地区について、「みどり」の概況や「みどり」の資源などの現状を踏まえ「地区別方針」を策定します。（次頁以降参照）

- | | |
|----------|----------|
| 1. 中央地区 | 2. 北東部地区 |
| 3. 南部地区 | 4. 西部地区 |
| 5. 赤坂地区 | 6. 墨俣地区 |
| 7. 上石津地区 | |



また、各地区において「みどり」の資源として位置づけるものは、下表に示した内容としています。これらの資源の配置状況を、「みどり」の資源位置図としてとりまとめます。

種 別	「みどり」の資源
公園・広場等	・都市公園、市単独公園の内、近隣公園相当のもの ・風景資産に位置づけられた緑地等 ・四季の里 ・四季の路や関連施設 ・遊歩道 ・大島堤サイクリング道
河川・水路・湖沼	・一級河川 ・準用河川 ・風景資産に位置づけのある河川及び湖沼
輪中堤	・「大垣輪中分布図」に記載のある輪中堤の内、河川堤ではないもの
歴史・文化資源	・国、県、市の指定史跡の内、まとまった緑地を持つと判断し、本計画において「文化財の内緑地として扱えるもの」として緑地面積を計上したもの
湧き水	・市の公表する「湧き水マップ」に記載があるものの内、市の管理する公園・広場内及び社寺内にあるもの

1. 中央地区（興文・東・西・南・北・南杭瀬・安井）

（１）「みどり」の概況

- ・交通拠点となる大垣駅があり、中心商業地が形成されているほか、市役所やスイトピアセンターなどの公共施設が集中するなど、本市の中核となる都市機能を有する地区です。
- ・中心部に水門川、西部には杭瀬川、東部には中之江川が流れる平坦な地形となっています。
- ・土地利用は、大垣駅南部に商業地が形成され、その周辺に住宅地が広がり、さらにその南には工業地が位置しています。大垣駅北部では、工場跡地を利用して住宅地や商業地への土地利用転換が進んでいます。
- ・名水「大手いこ井の泉」八幡神社「大垣の湧水」など水都おおがきのシンボルとなる多くの湧き水が点在しています。
- ・中心部には、大垣城の本丸を中心に設置された市の代表的な公園である大垣公園があり、そのほかにも東公園や北公園など拠点となる公園があります。
- ・大垣城跡やおくのはそ道の風景地大垣船町川湊などの魅力的な歴史文化資源が多く点在しています。

（２）「みどり」の資源

種 別	「みどり」の資源
公園・広場等	大垣公園、東公園、北公園、西公園、南一色公園、南公園運動場、浄化センター、四季の路（四季の広場、貴船広場）、大垣運河遊歩道、牛屋川遊歩道、笠縫堤遊歩道
河川・水路・湖沼	杭瀬川、水門川、新規川、中之江川、加納川、曾根川
輪中堤	西中之江輪中堤、古大垣輪中堤
歴史・文化資源	大垣城跡、おくのはそ道の風景地大垣船町川湊
湧き水	名水大手いこ井の泉緑地、八幡神社「大垣の湧水」、高屋稲荷神社、栗屋公園、春日神社「春日の宮湧き出ずる名水」、白髭神社、むすびの泉、俵町葉木広場、水都北口オアシス



(3) 「みどり」の施策

- ① 良好な都市景観を形成している水門川沿いの四季の路や牛屋川、大垣運河沿いの遊歩道など水辺環境の保全に努めます。
- ② 笠縫の輪中堤や杭瀬川の堤防などのサクラ並木を保全することにより、良好な景観を創出します。
- ③ 名水「大手いこ井の泉」や八幡神社「大垣の湧水」、奥の細道むすびの地記念館「むすびの泉」など湧き水の保全に努めます。
- ④ 街路樹については、適切な維持管理に努めるとともに、景観や維持管理費等を総合的に勘案しながら、計画的な更新を検討します。
- ⑤ 緑の拠点である大垣公園(サクラ)、東公園(ウメ)、北公園(ムクゲ)、浄化センター(モクレン)において、四季折々の花などが楽しめる「四季の里」の充実を図ります。
- ⑥ 笠縫の輪中堤は、連続性のある緑地として環境の保全に努め、緑のネットワーク形成を図ります。
- ⑦ 市街地周辺の優良農地は、都市に潤いをもたらす貴重な「みどり」として、保全を検討します。
- ⑧ 整備水準やバランスを考慮しながら、公園が不足している地区の整備を進めます。
- ⑨ 笠木公園は、一部のみを開園していますが、残りについては未整備となっていることから、公園予定地の現状を踏まえ、代替となる公園へ集約するなど計画の見直しを検討します。
- ⑩ 丸の内公園は、市役所庁舎の建替えにあわせて水門川沿いに移設し、庁舎、公園、水門川が一体となる整備を行い、子育て支援や高齢者の健康づくりなど、子どもから高齢者まで誰もが快適に利用できる整備を行います。
- ⑪ 整備されてから長期間経過した公園において、施設の老朽化対策や利用者ニーズを踏まえた再整備などを進めます。
- ⑫ 災害時において、広域避難場所や広域防災拠点施設等として活用される公園の防災機能の充実に努めます。
- ⑬ 積極的な情報発信などに努めるとともに、大垣公園等においてコミュニティ活動やレクリエーションの場として利活用を促進します。
- ⑭ プレーパークや環境教育の実施のほか、市民協働による公共花壇花いっぱい運動や環境美化活動を推進します。

■大垣公園

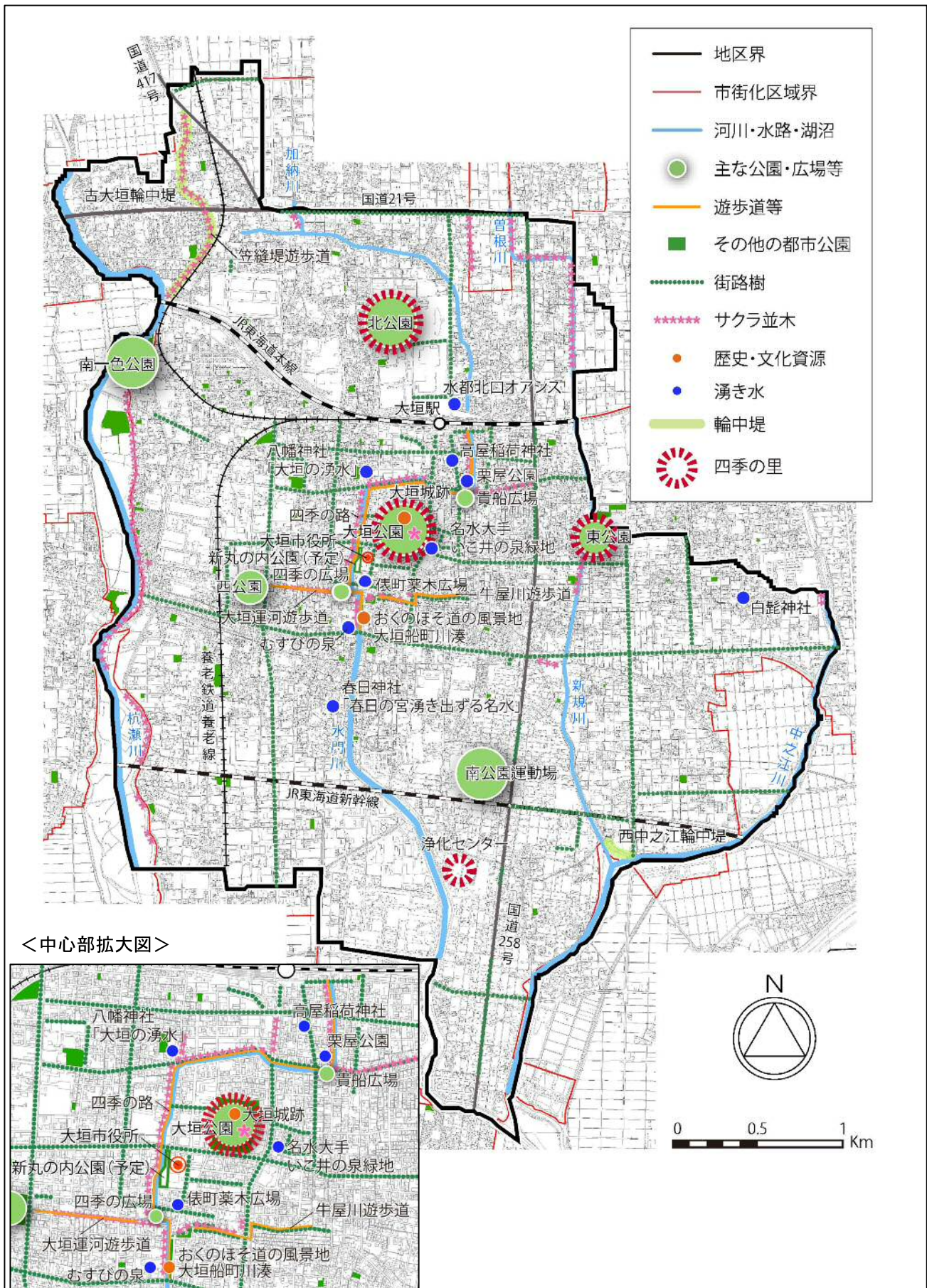


■四季の広場





(4) 「みどり」の資源位置図《中央地区（興文・東・西・南・北・南杭瀬・安井）》





2. 北東部地区（中川・和合・三城）

（１）「みどり」の概況

- ・中央部を JR 東海道本線、国道 21 号が横断しており、北西部は、岐阜経済大学、大垣女子短期大学などの教育関係施設が立地する文教地区、南部は、ソフトピアジャパンを中心とした情報産業拠点となっています。
- ・東部に揖斐川、北部には平野井川、南部には中之江川が流れる平坦な地形となっています。
- ・北部の市街化調整区域には豊かな農地が広がっています。
- ・天然記念物のハリヨ生息地がある曾根城公園や西之川ハリヨの池広場のほか加賀野八幡神社の井戸など多くの湧き水が点在しています。
- ・北部には曾根城公園、南部には三城公園や東公園など拠点となる公園があります。

（２）「みどり」の資源

種 別	「みどり」の資源
公園・広場等	三城公園、東公園、曾根城公園、総合体育館、大島堤サイクリング道
河川・水路・湖沼	揖斐川、新規川、平野井川、加納川、中之江川、曾根川
輪中堤	東中之江輪中堤
湧き水	加賀野八幡神社井戸、三城公園「未来の泉」、曾根城公園、北方町がま広場、西之川ハリヨの池広場、上面八幡神社、曾根華溪寺乃福水

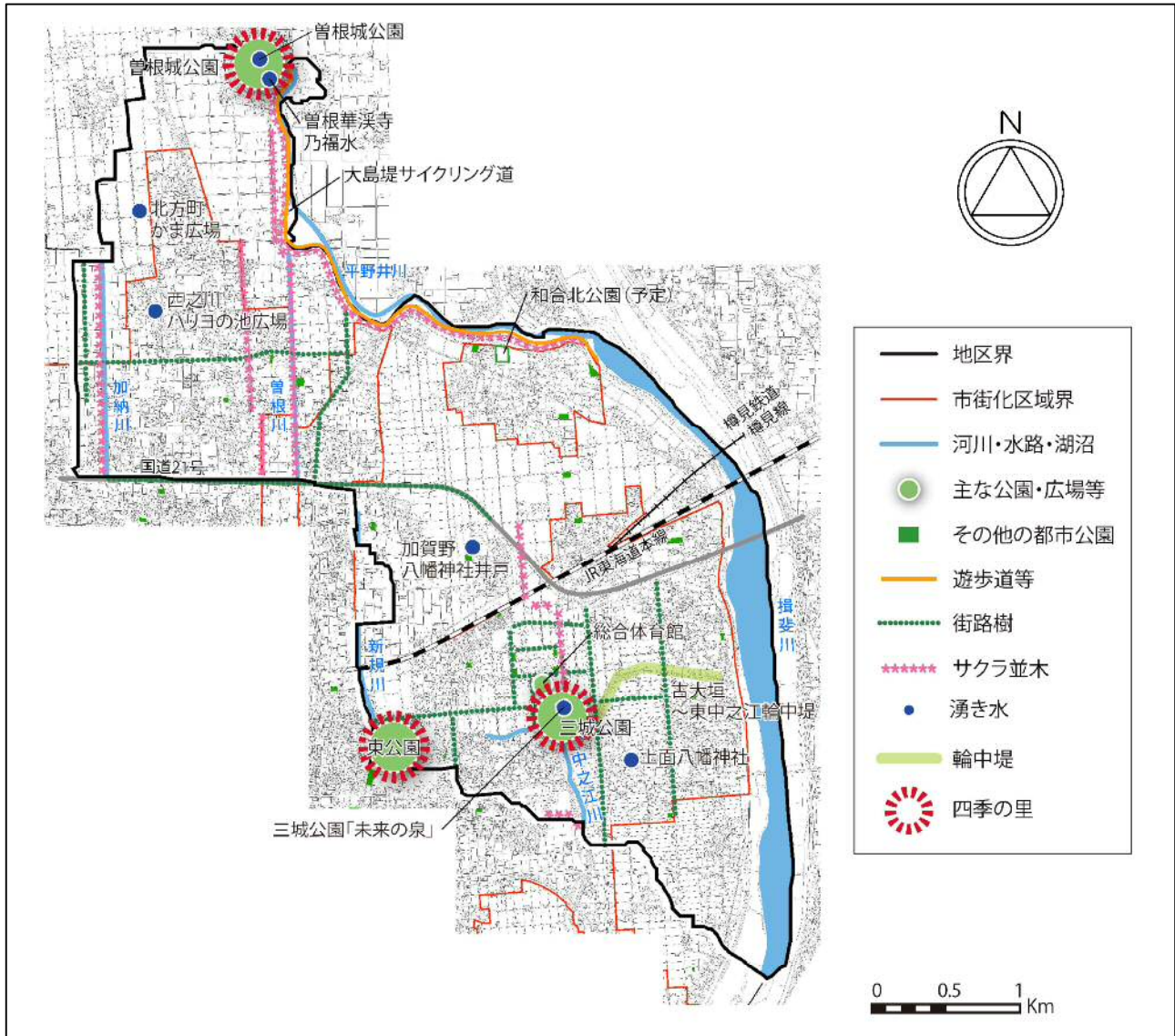
（３）「みどり」の施策

- ① 揖斐川や平野井川などの自然空間は、多様な動植物の生息・生育場所となっているため、水辺環境の保全に努めます。
- ② 大島堤や曾根川等のサクラ並木を保全することにより、良好な景観を創出します。
- ③ 加賀野八幡神社井戸や三城公園「未来の泉」などの湧き水の保全に努めます。
- ④ 街路樹については、適切な維持管理に努めるとともに、景観や維持管理費等を総合的に勘案しながら計画的な更新を検討します。
- ⑤ 緑の拠点である曾根城公園（ハナショウブ）、東公園（ウメ）、三城公園（ツバキ）において、四季折々の花などが楽しめる「四季の里」の充実を図ります。
- ⑥ 集落内にある社寺林や屋敷林などの民間緑地の保全に努めます。
- ⑦ 天然記念物のハリヨが生息する曾根城公園、加賀野八幡神社周辺、西之川ハリヨの池広場などのハリヨの生息環境の保全に努めます。
- ⑧ 大島堤や曾根川沿いは、連続性のある緑地として環境の保全に努めるとともに、サイクリング道の活用を促進するなど、緑のネットワーク形成を図ります。
- ⑨ 農用地については、保水や生物多様性などの多面的機能を有しており、関連計画と整合を図りながら、必要な土地利用転換を除き、保全に努めます。
- ⑩ 和合北公園など整備水準やバランスを考慮しながら、公園が不足している地区の整備を進めます。
- ⑪ 東公園については、大垣競輪場の施設再整備に合わせて拡張整備を実施します。
- ⑫ 整備されてから長期間経過した公園において、施設の老朽化対策や利用者ニーズを踏まえた再整備などを進めます。
- ⑬ 災害時において、広域避難場所や広域防災拠点施設等として活用される公園の防災機能の充実を図ります。
- ⑭ 積極的な情報発信などに努めるとともに、三城公園等においてコミュニティ活動やレクリエーションの場として利活用を促進します。



- ⑮ プレーパークや環境教育の実施のほか、市民協働による公共花壇花いっぱい運動や環境美化活動を推進します。

(4) 「みどり」の資源位置図《北東部地区（中川・和合・三城）》



■ 曽根城公園



■ 大島堤のサクラ並木





3. 南部地区（日新・浅草・洲本・川並）

（１）「みどり」の概況

- ・揖斐川や杭瀬川、水門川など多くの河川が合流する地域であり、平坦な地形となっています。
- ・国道 258 号周辺地域を除いて、大半が市街化調整区域となっており、水田等の農地が多くを占め、のどかな田園風景が広がっています。
- ・南西部には陸上競技場などを有する浅中公園、北東部には武道館があり、スポーツやレクリエーションの拠点となっています。
- ・かつては水害を受けやすい地区であったため、独自の建築様式として、水屋などが残されており、輪中文化を紹介する輪中館や輪中生活館があります。

（２）「みどり」の資源

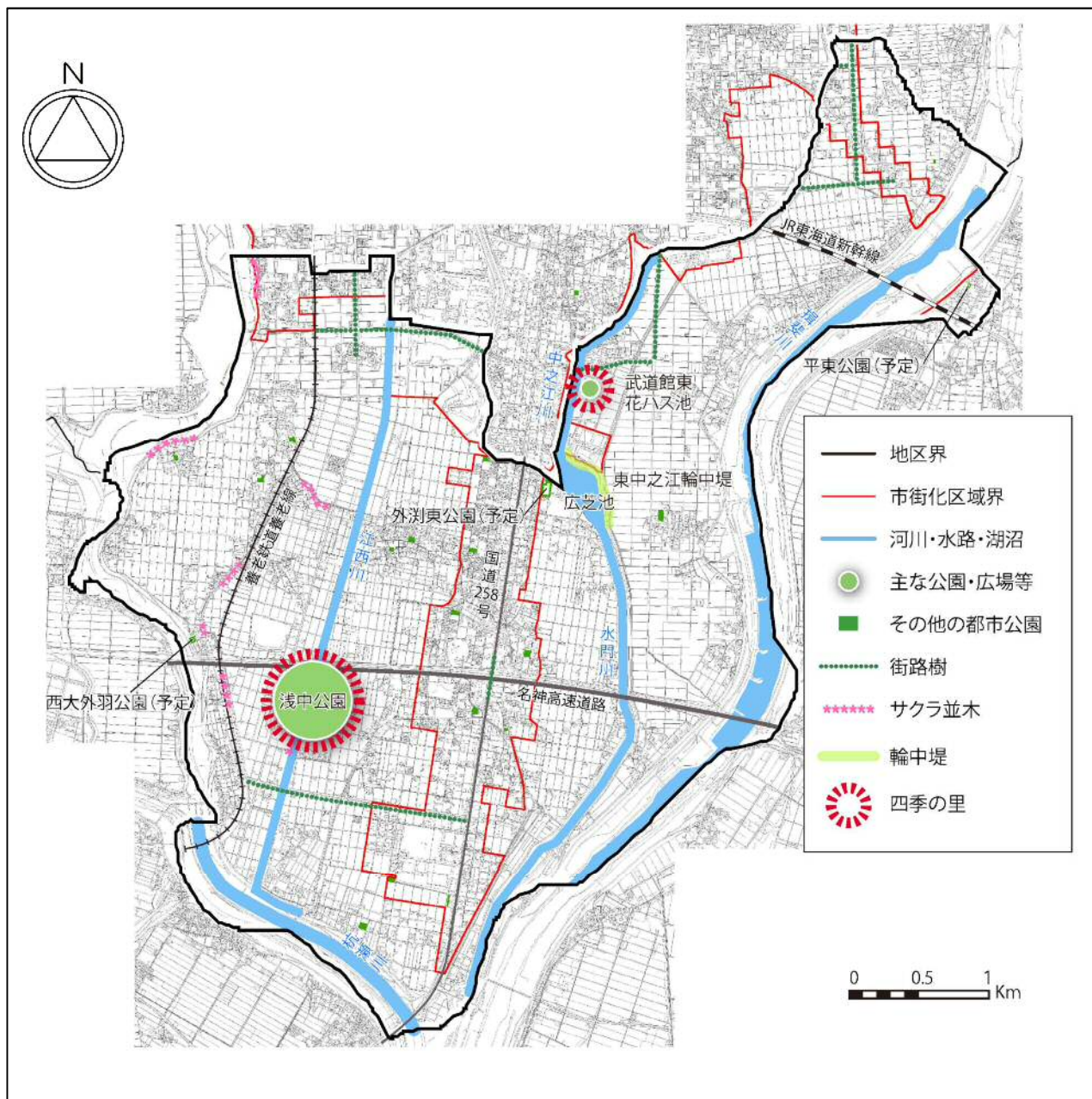
種 別	「みどり」の資源
公園・広場等	浅中公園、武道館東花ハス池
河川・水路・湖沼	揖斐川、杭瀬川、水門川、中之江川、江西川、広芝池
輪中堤	東中之江輪中堤

（３）「みどり」の施策

- ① 揖斐川や杭瀬川などの自然空間は、多様な動植物の生息・生育場所となっているため、水辺環境の保全に努めます。
- ② 杭瀬川堤などのサクラ並木を保全することにより、良好な景観を創出します。
- ③ 街路樹については、適切な維持管理に努めるとともに、景観や維持管理費等を総合的に勘案しながら計画的な更新を検討します。
- ④ 緑の拠点である浅中公園(ツツジ)や、武道館東花ハス池(ハナハス)において、四季折々の花などが楽しめる「四季の里」の充実を図ります。
- ⑤ 東中之江輪中堤は、連続性のある緑地として環境の保全に努め、緑のネットワーク形成を図ります。
- ⑥ 集落内にある社寺林や屋敷林などの民間緑地の保全に努めます。
- ⑦ 農用地については、保水や生物多様性などの多面的機能を有しており、関連計画と整合を図りながら、必要な土地利用転換を除き、保全に努めます。
- ⑧ 外渕東公園など、整備水準やバランスを考慮しながら、公園が不足している地区の整備を進めます。
- ⑨ 整備されてから長期間経過した公園においては、施設の老朽化対策や利用者ニーズを踏まえた再整備などを進めます。
- ⑩ 災害時において、広域避難場所や広域防災拠点施設等として活用される公園の防災機能の充実を図ります。
- ⑪ 積極的な情報発信などに努めるとともに、浅中公園等においてスポーツやレクリエーションの場として利活用を促進します。
- ⑫ プレーパークや環境教育の実施のほか、市民協働による公共花壇花いっぱい運動や環境美化活動を推進します。



(4) 「みどり」の資源位置図《南部地区（日新・浅草・洲本・川並）》



■ 武道館東花ハス池



■ 浅中公園





4. 西部地区（宇留生・静里・綾里・荒崎）

（１）「みどり」の概況

- ・地区を縦貫する東海環状自動車道の整備に伴い、大垣インターチェンジが設置されるとともに、国道 21 号や大垣環状線等の幹線道路が地域の骨格を形成し、それらの沿道に商業施設が立地しています。
- ・地区のおよそ 3 分の 2 が市街化調整区域となっており、水田等の農地が多くを占め、その中に島状に分散した市街地が形成されています。
- ・東部に杭瀬川、中央部に大谷川、南部に相川が流れる平坦な地域となっています。
- ・南部には、河川敷を活用した杭瀬川スポーツ公園があり、スポーツやレクリエーションの拠点及び親水空間として市民に利用されています。
- ・大谷川に洗堰があり、過去に多くの浸水被害が発生したことから、現在もはっきりと輪中堤を確認することができます。

（２）「みどり」の資源

種 別	「みどり」の資源
公園・広場等	杭瀬川スポーツ公園、杭瀬川公園、玉池公園、福田公園
河川・水路・湖沼	杭瀬川、大谷川、相川、泥川
輪中堤	十六輪中堤、大野輪中堤、静里輪中堤、綾里輪中堤
歴史・文化資源	平林荘跡、一里塚、荒尾古墳群
湧き水	弘法の井戸広場

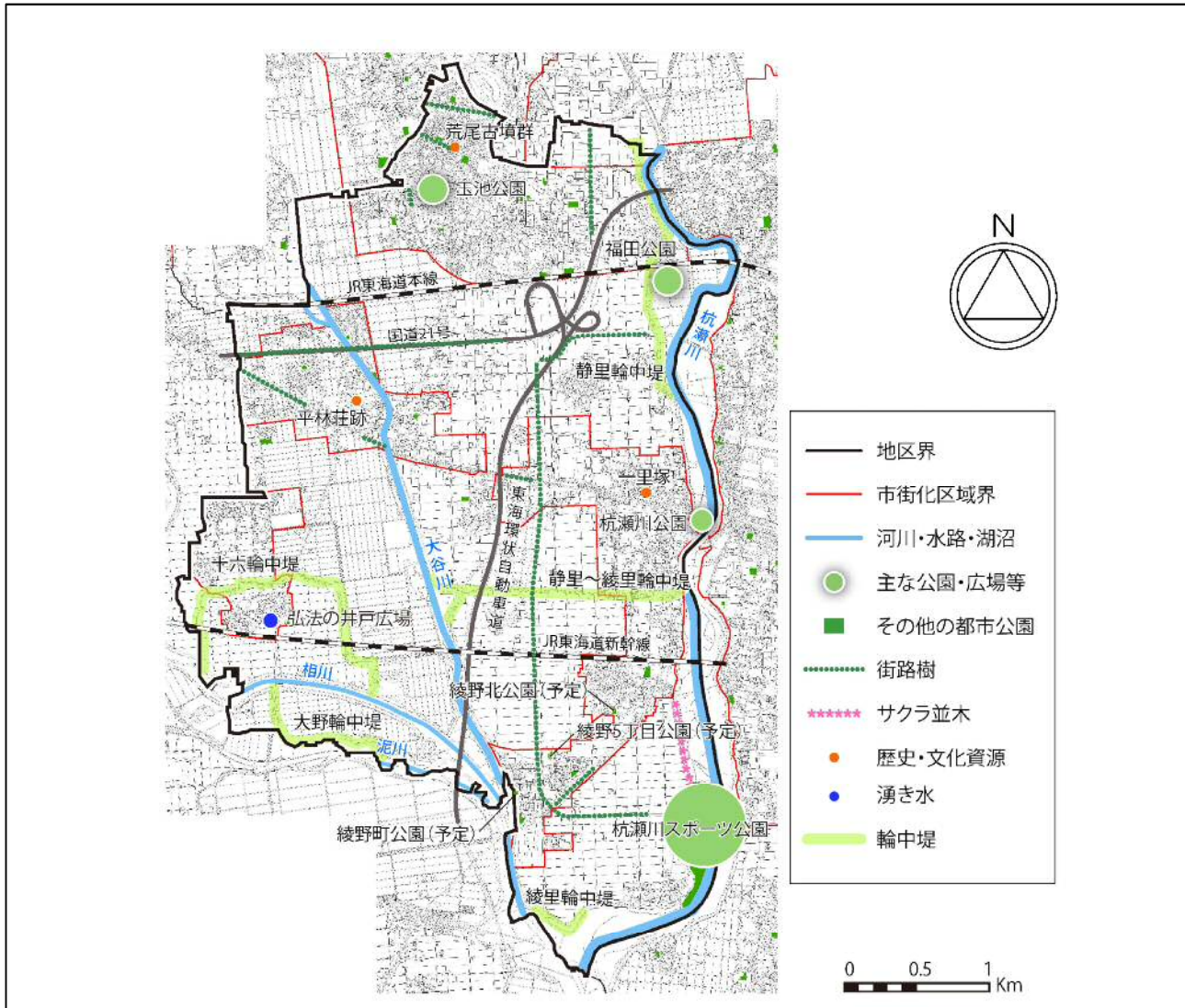
（３）「みどり」の施策

- ① 杭瀬川や大谷川などの自然空間は、多様な動植物の生息・生育場所となっているため、水辺環境の保全に努めます。
- ② 杭瀬川の堤防のサクラ並木を保全することにより、良好な景観を創出します。
- ③ 「弘法の井戸」をはじめ湧き水の保全に努めます。
- ④ 街路樹については、適切な維持管理に努めるとともに、景観や維持管理費等を総合的に勘案しながら計画的な更新を検討します。
- ⑤ 緑の拠点である杭瀬川スポーツ公園において、レクリエーションの場として活用し、水辺の動植物と親しめる空間として充実を図ります。
- ⑥ 十六輪中堤や静里輪中堤は、連続性のある緑地として自然環境の保全に努め、緑のネットワーク形成を図ります。
- ⑦ 集落内にある社寺林や屋敷林などの民間緑地の保全に努めます。
- ⑧ 農用地については、保水や生物多様性などの多面的機能を有しており、関連計画と整合を図りながら必要な土地利用転換を除き、保全に努めます。
- ⑨ 綾野北公園など、整備水準やバランスを考慮しながら、公園が不足している地区の整備を進めます。
- ⑩ 杭瀬川の河川敷を活用して、スポーツ・レクリエーション・散策などの複合的な機能を有する福田公園を整備します。
- ⑪ 整備されてから長期間経過した公園においては、施設の老朽化対策や利用者ニーズを踏まえた再整備などを進めます。
- ⑫ 災害時において、広域避難場所や広域防災拠点施設等として活用される公園の防災機能の充実に努めます。



- ⑬ 大垣西インターチェンジ周辺は、流通業務など新たな産業拠点として発展が期待されている地域であり、土地利用にあたっては、周辺の自然環境や景観との調和に配慮した緑化の推進を図ります。
- ⑭ 積極的な情報発信などに努めるとともに、杭瀬川スポーツ公園等においてスポーツやレクリエーションの場として利活用を促進します。
- ⑮ プレーパークや環境教育の実施のほか、市民協働による公共花壇花いっぱい運動や環境美化活動を推進します。

(4) 「みどり」の資源位置図《西部地区（宇留生・静里・綾里・荒崎）》



■弘法の井戸広場



■十六輪中堤





5. 赤坂地区（赤坂中・赤坂東・青墓）

（１）「みどり」の概況

- ・市街地は中山道の赤坂宿を中心に形成されており、古くからの街並みや歴史・文化資源が多く点在する地域です。
- ・東に杭瀬川、西に大谷川が流れ、大垣地域では唯一山地を有する地区で、多様な自然環境に恵まれています。
- ・北部には赤坂スポーツ公園があり、スポーツやレクリエーションの拠点となっています。
- ・北部の金生山には、ヒメボタルとともに陸性貝類が生息しています。
- ・国の史跡に指定されている美濃国分寺跡や昼飯大塚古墳が公園として整備されています。

（２）「みどり」の資源

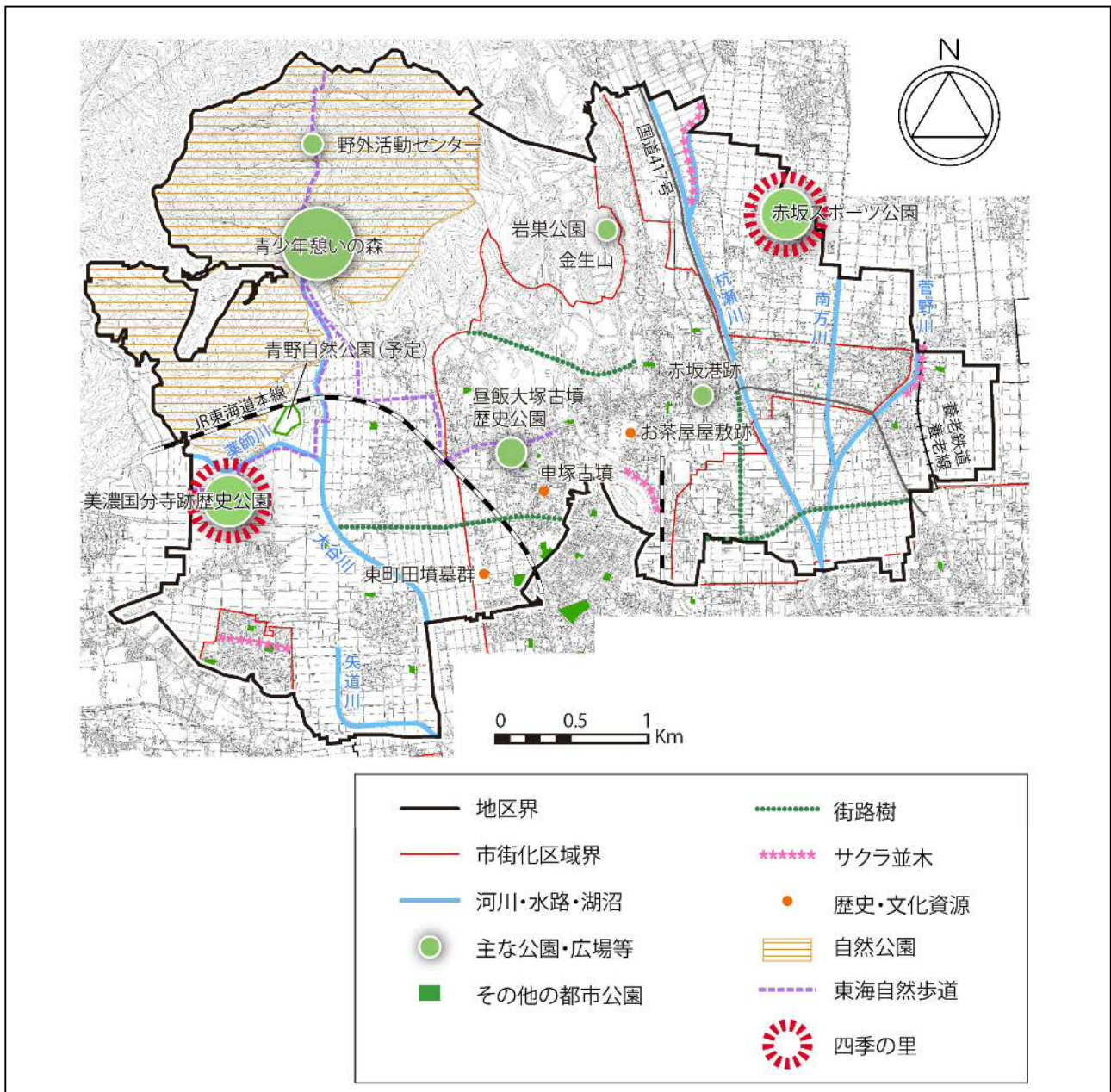
種 別	「みどり」の資源
公園・広場等	赤坂スポーツ公園、岩巢公園、美濃国分寺跡歴史公園、昼飯大塚古墳歴史公園、青少年憩いの森、野外活動センター、赤坂港跡
河川・水路・湖沼	杭瀬川、菅野川、南方川、矢道川、薬師川、大谷川
歴史・文化資源	東町田墳墓群、お茶屋屋敷跡など

（３）「みどり」の施策

- ① 杭瀬川や大谷川、矢道川などの自然空間は、ゲンジボタルやハリヨなどが生息するなど、多様な動植物の生息・生育場所となっているため、水辺環境の保全に努めます。
- ② 稲葉団地の排水路沿いなどのサクラ並木を保全することにより、良好な景観を創出します。
- ③ 街路樹については、適切な維持管理に努めるとともに、景観や維持管理費等を総合的に勘案しながら計画的な更新を検討します。
- ④ 緑の拠点である赤坂スポーツ公園（フジ）や美濃国分寺跡歴史公園（サザンカ）において、四季折々の花などが楽しめる「四季の里」の充実を図ります。
- ⑤ 集落内にある社寺林や屋敷林などの民間緑地の保全に努めます。
- ⑥ 金生山の陸貝やヒメボタルの生息地などの自然環境の保全に努めます。
- ⑦ 農用地については、保水や生物多様性などの多面的機能を有しており、関連計画と整合を図りながら必要な土地利用転換を除き、保全に努めます。
- ⑧ 森林を活かした青野自然公園の整備を行います。
- ⑨ 整備されてから長期間経過した公園においては、施設の老朽化対策や利用者ニーズを踏まえた再整備などを進めます。
- ⑩ 災害時において、広域避難場所や広域防災拠点施設等として活用される公園の防災機能の充実に努めます。
- ⑪ 揖斐関ヶ原養老国定公園や伊吹県立自然公園の自然環境を保全するとともに、地域の個性や魅力の普及啓発に努め、東海自然歩道の利用を促進します。
- ⑫ 積極的な情報発信などに努めるとともに、赤坂スポーツ公園等においてスポーツやレクリエーションの場として利活用を促進します。
- ⑬ プレーパークや環境教育の実施のほか、市民協働による公共花壇花いっぱい運動や環境美化活動を推進します。



(4) 「みどり」の資源位置図《赤坂地区（赤坂中・赤坂東・青墓）》



■ 美濃国分寺跡歴史公園



■ 赤坂スポーツ公園





6. 墨俣地区（墨俣）

（１）「みどり」の概況

- ・北部の市街地は、美濃路の墨俣宿を中心に形成されており、古くからの街並みが残されています。また、一夜城址や鎌倉街道など歴史文化資源が多く点在する地域です。
- ・東部に長良川と犀川が流れる平坦な地区となっています。
- ・北部に市街地が形成されており、南部には農地が広がっています。
- ・北部には、水辺空間を活用したさい川さくら公園が整備されており、自然と身近にふれあえる拠点となっています。
- ・一夜城址や犀川堤のサクラ並木は、サクラの名所として有名で、市内外から花見客が訪れる観光地となっています。

（２）「みどり」の資源

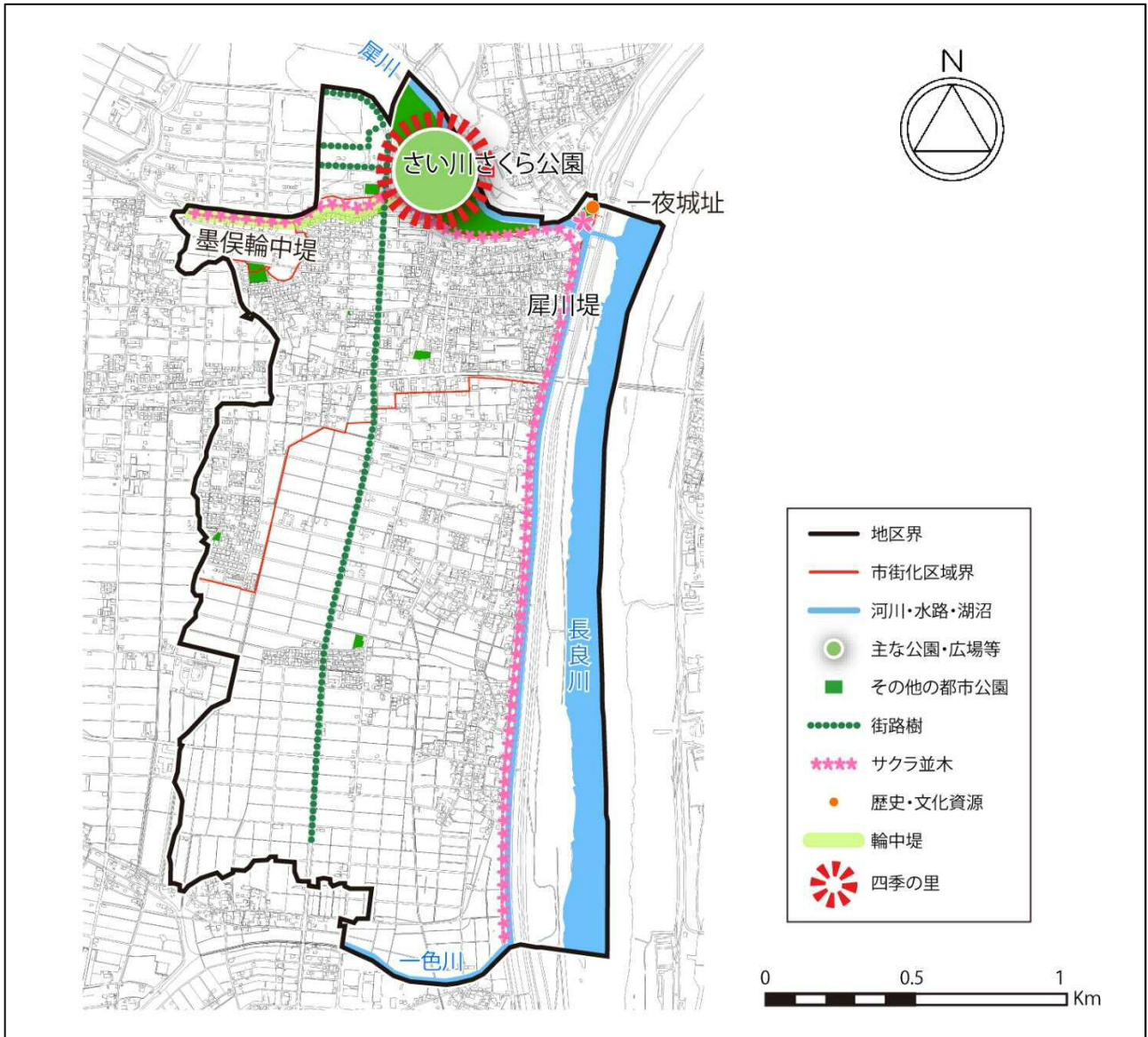
種 別	「みどり」の資源
公園・広場等	さい川さくら公園
河川・水路・湖沼	長良川、犀川、一色川
輪中堤	墨俣輪中堤
歴史・文化資源	一夜城址

（３）「みどり」の施策

- ① 長良川や犀川などの自然空間は、多様な動植物の生息・生育場所となっているため、水辺環境の保全に努めます。
- ② 犀川堤のサクラは、植栽してから約 60 年が経過し、老木化が進んでいることから、計画的な維持更新を実施し、サクラ並木を保全することにより良好な景観を創出します。
- ③ 緑の拠点であるさい川さくら公園および犀川堤において、アジサイが楽しめる「四季の里」の充実を図ります。
- ④ 墨俣輪中堤は、連続性のある緑地として環境の保全に努め、緑のネットワーク形成を図ります。
- ⑤ 農用地については、保水や生物多様性などの多面的機能を有しており、関連計画と整合を図りながら必要な土地利用転換を除き、保全に努めます。
- ⑥ 集落内にある社寺林や屋敷林などの民間緑地の保全に努めます。
- ⑦ 整備されてから長期間経過した公園においては、施設の老朽化対策や利用者ニーズを踏まえた再整備などを進めます。
- ⑧ 積極的な情報発信などに努めるとともに、さい川さくら公園等においてコミュニティ活動やレクリエーションの場として利活用を促進します。
- ⑨ プレーパークや環境教育の実施のほか、市民協働による公共花壇花いっぱい運動や環境美化活動を推進します。



(4) 「みどり」の資源位置図《墨俣地区（墨俣）》



■犀川堤のサクラ並木



■一夜城址





7. 上石津地区（牧田・一之瀬・多良・時）

（１）「みどり」の概況

- ・西に鈴鹿山系、東に養老山系、北に南宮山塊と標高 800 メートル前後の山々に囲まれ、中央を縫うように牧田川が南北に流れ、その周辺に集落が点在する盆地型の地域です。
- ・地区の約 9 割を占める森林には、スギやヒノキなどの人工林とコナラやカエデなどの自然林が広がっており、その一部は揖斐関ヶ原養老国定公園に指定されています。
- ・ネコギギやニホンカモシカ、ホンシャクナゲ群落など貴重な動植物が存在しています。
- ・牧田川など堤防のサクラ並木、街道沿いの石積みのマツバギクやシバザクラ、多良峡などのモミジが良好な四季の景観を形成しています。
- ・ハナモモやカミツレ(ハーブ)など新たな緑の景観形成が行われています。
- ・中心部には、地区の代表的な公園であるかみいしづ緑の村公園があり、そのほかにも日本昭和音楽村など、豊かな自然を活用した体験施設があります。
- ・歴史・文化資源である西高木家陣屋跡や、里山文化を紹介する上石津郷土資料館などの多くの魅力的な施設が点在しています。

（２）「みどり」の資源

種 別	「みどり」の資源
公園・広場等	かみいしづ緑の村公園、多良峡森林公園、日本昭和音楽村、一之瀬ポケットパーク
河川・水路・湖沼	牧田川、藤古川、水嶺湖
歴史・文化資源	西高木家陣屋跡

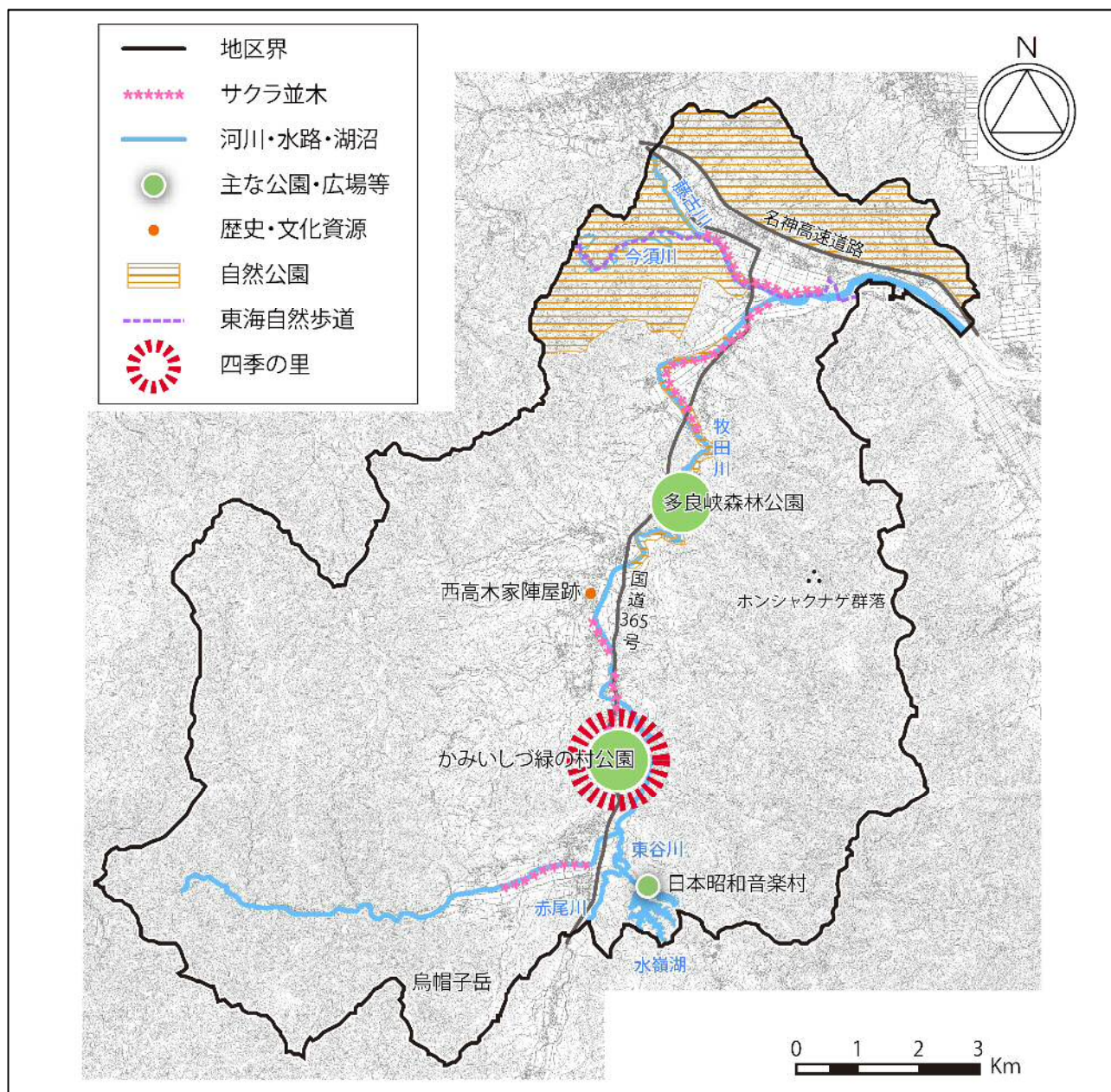
（３）「みどり」の施策

- ① 牧田川などの自然空間は、ネコギギなどが生息するなど、多様な動植物の生息・生育場所となっているため、水辺環境の保全に努めます。
- ② 牧田川などの堤防のサクラ並木を保全することにより、良好な景観を創出します。
- ③ 一之瀬のホンシャクナゲ群落や唯願寺のシブナシガヤなど貴重な天然記念物の保護活動に対し、補助金を交付し保全を促進します。
- ④ 地区の大半を占める森林について、必要となる間伐の実施などにより保全し、豊かな自然景観の保護とともに、災害の防止に努めます。
- ⑤ かみいしづ緑の村公園において、新たな「四季の里」構想を検討します。
- ⑥ かみいしづ緑の村公園において、施設の老朽化や社会情勢の変化に対応するため、再構築計画に基づき、運営の見直しや施設の統廃合、再整備を実施します。
- ⑦ かみいしづ緑の村公園や日本昭和音楽村を、イベントやレクリエーションなどの場として活用します。
- ⑧ 里地里山は、貴重な「みどり」であるだけでなく、本地域の魅力の一つであるため、保全に努めるとともに、自然体験や環境学習など自然とふれあう場として活用し、市街地エリアとの交流を促進します。
- ⑨ 揖斐関ヶ原養老国定公園の自然環境を保全するとともに、東海自然歩道や登山道の利用を促進し、個性や魅力の普及啓発に努めます。
- ⑩ 間伐材の有効活用のため、木工製品や木質バイオマス資源として活用を推進します。
- ⑪ 多良峡森林公園において、モミジの植樹と保護を推進し、景観の保全に努めるとともに、観光資源として活用します。
- ⑫ プレーパークや環境教育の実施のほか、市民協働による公共花壇花いっぱい運動や環境



美化活動を推進します。

(4) 「みどり」の資源位置図《上石津地区（牧田・一之瀬・多良・時）》



■かみいしづ緑の村公園



■多良峡森林公園





第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画を推進するにあたっては、市民・事業者・行政など各主体が、基本理念を踏まえ、それぞれの役割を理解したうえで、連携して取り組む「協働による緑のまちづくり」の体制を構築することが必要となります。

図 7-1 模式図





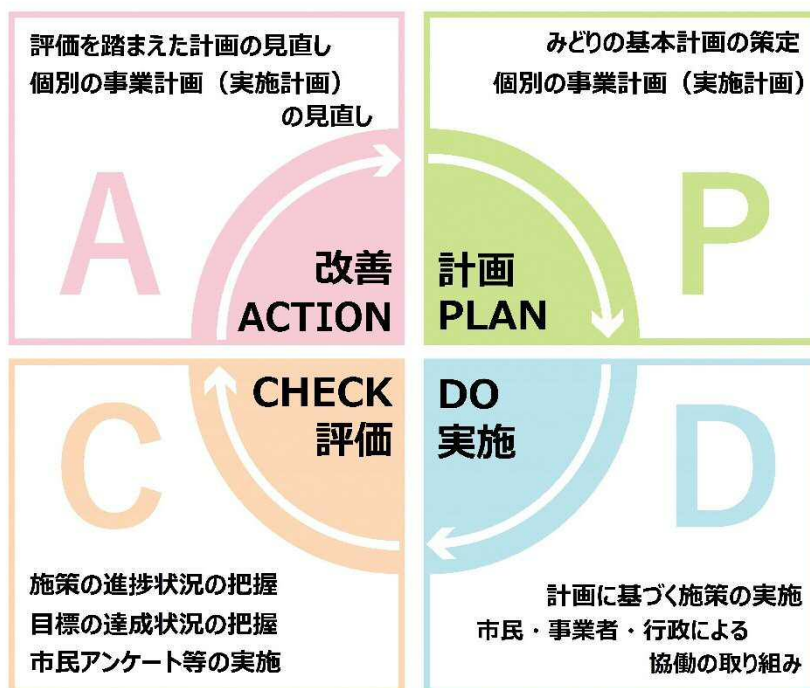
2. 計画の進行管理

各施策を実施していくにあたり、効果的に進めるためには、各施策の進捗状況や目標達成状況を把握し改善へとつなげていく必要があります。

そのため、PDCAサイクル【計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）】の考え方に基づく進行管理を行い、社会経済情勢や施策の進捗状況に応じて継続的に計画を改善することで、緑の将来像の実現を目指します。

また、成果や達成状況については、広く市民に公開します。

図 7-2 PDCAサイクル模式図





■各種制度について

1. 緑地保全地域(都市緑地法)

項 目	内 容
根拠法	都市緑地法 第5条（平成16年施行）
概 要	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的穏やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度
指定要件	次のいずれかに該当するもの ○無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため、適正に保全する必要があるもの ○地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要があるもの
指定主体	○緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として都道府県（市の区域内にあっては当該市）が計画決定を行う。 ○緑地保全地域の都市計画が定められた場合、都道府県または市は当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（「緑地保全計画」）を定める。
緑地保全計画	計画では次に示す行為の規制又は措置の規準を定める。 ○緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 ○管理協定に基づく緑地の管理に関する事項 ○その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項
行為の規制	○次の行為を行う場合に、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市の長）への届出が必要である。原則として届出後30日は行為の着手は不可となる。 ・建築物のその他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立又は干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積など ○都道府県知事または市の長は、緑地の保全のために必要があるときは、緑地保全計画で定める規準に従い、行為の禁止もしくは制限、又は必要な措置を講ずることを命令することができる。（原則として届出30日以内）
メリット	○管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。 ○市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

※出典：国土交通省「緑地保全地区制度」

<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/hozen/>



2. 特別緑地保全地区(都市緑地法)

項 目	内 容
根拠法	都市緑地法 第12条（平成13年施行）
概 要	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限する制度
指定要件	次のいずれかに該当するもの ○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のために必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承もしくは風俗習慣と結びついて、当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ○次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
指定主体	特別緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として計画決定を行います。 ・都道府県が決定：10ha 以上の場合（2 以上の区域にわたるもの） ・市町村が決定：10ha 未満の場合
行為の制限	次の行為を行う場合に、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）の許可が必要になる。 ・建築物のその他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立又は干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など
土地の買い入れ	○土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）に対して、その土地を買い入れる旨申し出ることができる。 ○この場合、都道府県、市町村あるいはみどり法人がその土地を買い入れる。 なお、地方公共団体は、土地の買い入れ費用や買い入れた土地の保全利用にあたり必要な施設の整備費用について、国からの補助を活用することができる。
メリット	○次の優遇税制により土地所有コストを軽減できる ・相続税が山林及び原野については8割評価減となる。 ・固定資産税が最大1/2まで減免される。 ○建築行為の申請が不許可となった場合に土地買い入れを申し出ることができる、譲渡所得には2,000万円の控除が適用される。 ○管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。 ○市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

※出典：国土交通省「特別緑地保全地区制度」

<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/tokubetsu/index.html>



3. 地区計画(都市計画法)

項 目	内 容
根拠法	都市計画法 第12条の4(昭和55年施行)
概 要	地区レベルで、道路、公園、広場といった施設の配置及び規模、建築物の形態、用途、敷地等に関する事項を規制・誘導するため、市町村が住民参画のもとに策定する都市計画制度。
地区整備計画の 主な計画対象	具体的な整備目標は、以下に示す項目に従って、地区整備計画において規定し、具体的な目標値や方針が設定される。 ○地区施設の配置規模 ・道路、公園、緑地、広場、その他の公共空地 ○建築物に関する事項 ・用途制限、容積率、建ぺい率、敷地面積の最低限度、建築面積の最低限度、壁面の位置制限、壁面後退区域における工作物の設置制限、高さ制限、形態又は色彩その他意匠の制限、緑化率の最低限(地区計画等緑化率条例)、垣又は柵の制限 ○現存する樹林地・草地等で良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項(地区計画等緑地保全条例)、土地利用に関する事項(樹林、草地の保全等)
地区計画等緑化率条例(都市緑地法第39条)	良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、地区整備計画等において、建築物の緑化率の最低限度を建築物の新築等に関する制限として定めることのできる制度。 ○建築物の緑化率の最低限度 ・25%を超えない範囲 ・対象地域の緑化を特に推進する必要がある場合には、土地所有者等の意見を踏まえて、25%の範囲内で「100%－(建ぺい率＋10%)」を上回る建築物の緑化率の最低限としても差し支えない。
地区計画等緑地保全条例(都市緑地法第20条)	地区計画区域内に現存する、屋敷林や社寺林などの地区計画区域内にある身近で小規模な緑地について、特別緑地保全地区と同等の行為規制を行うことが可能となる制度。 ○行為許可項目 ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立または干拓 ・屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積など

※出典：国土交通省「地区計画等の活用による緑地の保全」など

<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/chiku/index.html>



4. 管理協定制度(都市緑地法)

項 目	内 容
根拠法	都市緑地法 第24条（平成13年施行）
概 要	特別緑地保全地区や緑地保全地域などの土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度
主な対象	特別緑地保全地区、緑地保全地域、市民緑地
締結の内容	○地方公共団体又はみどり法人は、必要に応じて、特別緑地保全地区、緑地保全地域又は近郊緑地保全区域内の土地所有者と管理協定を締結することにより、これらの特別緑地保全地区等の緑地の管理を行うことができる。 ○締結する管理協定の内容は次の通りである。 ・管理協定の目的となる土地の区域 ・管理協定区域内の緑地の管理に関する事項 ・管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項（必要な場合に定める） ・管理協定の有効期間（5年以上20年以下） ・管理協定に違反した場合の措置 ○この協定を締結し、公告が行われた後には、この協定はその後に管理協定区域内の土地の所有者等になった方に対しても効力を持つ
メリット	○地方公共団体又はみどり法人が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 ○特別緑地保全地区においては、相続税は特別緑地保全地区としての評価減に加えて、貸付期間20年間以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。 ○一定面積以上の管理協定内の緑地の利用または管理のために必要な施設の整備が国の補助対象となる。

※出典：国土交通省「管理協定制度」

<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/kanri/index.html>



5. 緑化地域制度(都市緑地法)

※本市では、大垣市緑を育み生かす条例に基づき、別途制度を運用

項 目	内 容
根拠法	都市緑地法 第 34 条（平成 16 年施行）
概 要	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
指定要件	「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域」。
指定主体	緑化地域は、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行う。
緑化の義務づけの対象	義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則 1,000 ㎡以上の建築物の新築または増築 ・市町村は、条例で敷地面積の対象規模を 300 ㎡まで引き下げることができる。 ・増築の場合については、従前の床面積の 2 割以上の増築を行う物が対象となる。
緑化の義務づけの内容	○建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務づけられる。なお、都市計画に定める緑化率の最低限度は、「敷地面積の 25%」まで設定可能とする。 ○建築基準関係規定と見なされ、建築確認の要件となる。
メリット	○緑化地域内において、市民緑地認定制度に基づき、市町村の認定を受けることにより、固定資産税等の軽減（時限措置）を受けることができる。

※出典：国土交通省「緑化地域制度」

http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000080.html



6. 緑地協定制度(都市緑地法)

項 目	内 容
根拠法	都市緑地法 第45条、第54条（昭和49年施行）
概 要	都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度。
対象区域	保全又は植栽等により市街地の良好な環境を確保し得るような規模を有するまとまった土地で、区域の境界の明確なもので、通常は街区単位の規模
協定の種類	○45条協定（全員協定） ・既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの ○54条協定（一人協定） ・開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。
協定の締結者	○土地の所有者（民間デベロッパー等を含む） ○土地の借地権者（地上権又は借地権を有する者） ○土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者
協定の締結内容	○緑地協定の目的となる土地の区域 ○緑化に関する事項のうち必要なもの ・保全又は植栽する樹木等の種類 ・保全又は植栽する樹木等の場所 ・保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項 ・保全又は設置する垣又は柵の構造 ・その他緑地の保全に関する事項 ○緑地協定の有効期間（5年以上30年未満） ○緑地協定に違反した場合の措置
メリット	○関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ、地域の環境・景観レベルが向上する。

※出典：国土交通省「緑地協定制度」

http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000067.html



7-1. 市民緑地契約制度(都市緑地法)

項 目	内 容
根拠法	都市緑地法 第 55 条（平成 7 年施行）
概 要	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度
要 件	○指定地域 都市計画区域または準都市計画区域（特別緑地保全地区および緑地保全地域内の土地等も対象となります。） ○設置・管理主体 地方公共団体またはみどり法人
基 準	○面積 300 m²以上 ○設置・管理期間 5 年以上
締結内容	○契約期間 ○市民緑地契約の対象となる土地等の区域 ○市民緑地契約に違反した場合の措置 ○次の項目については必要に応じて定める ・市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項 ・緑化施設の整備に関する事項（人工地盤・建築物などの場合） ・市民緑地の管理の方法に関する事項
メリット	○管理負担の軽減 ・地方公共団体又はみどり法人が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 ○土地の所有コストの軽減 ・地方公共団体に無償で貸し付ける場合、土地の固定資産税が非課税となる。（みどり法人に貸し付ける場合は課税対象） ・契約期間 20 年間以上等の要件に該当する場合、相続税が 2 割評価減となる。 ○施設整備の負担軽減 ・一定面積以上の市民緑地については、緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

※出典：国土交通省「市民緑地制度」

<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/shiminn/index.html>



7-2. 市民緑地設置管理計画の認定制度(都市緑地法)

項 目	内 容
根拠法	都市緑地法 第 60 条 (平成 29 年施行)
概 要	民有地を地域住民の利用に供する土地として整備・管理する者（NPO法人、住民団体、企業等）が、「設置管理計画」を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
対象要件	○指定地域 緑化地域または緑化重点地区 ○設置・管理主体 民間主体（みどり法人を含む）
設置管理計画の 認定基準	○対象区域 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していると判断される区域 ○面積 300 m²以上 ○緑化率 20%以上 ○植栽及び設置施設等の管理基準 ○設置・管理期間 5 年以上 ○緑の基本計画との整合 ○業務遂行能力（資金、組織について） ○設置及び管理が適正かつ確実に実施される基準
メリット	○土地の所有コストの軽減 ・みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地に係る固定資産税および都市計画税が軽減される。（無償貸付および自己保有に限る） ※最初の 3 年間、原則として 1/3 軽減（1/2～1/6 で条例で規定） ※平成 31 年 3 月 31 日までの時限措置 ○施設整備の負担軽減 ・一定面積以上の市民緑地については、緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

※出典：国土交通省「都市緑地法運用指針」



8. 保存樹木(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律)

※本市では、大垣市緑を育み生かす条例に基づき、別途制度を運用

項 目	内 容
根拠法	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年施行）
概 要	都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定め、もって都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。
指定対象	○市町村長は、都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める規準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。
指定の通知	○前項の指定をするときはその旨を当該保存樹又は保存樹林の所有者に通知しなければならない。
指定の解除	○市町村長は公益上の理由その他特別の理由がある時は、保存樹又は保存樹林の指定を解除することができる。 ○所有者は、市町村長に対し、保存樹又は保存樹林について、規定により、指定を解除すべき旨を申請することができる。
標識の設置	○市町村長は保存樹又は保存樹林の指定があつたときには、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。
所有者の保存義務等	○所有者は、保存樹又は保存樹林について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。
市町村長等の助言等	○市町村長は、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の枯死の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。
報告、勧告等	○都道府県知事は、市町村長に対し、保存樹又は保存樹林に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求める、又は、保存樹又は保存樹林の指定その他その保存に関し必要な勧告、助言もしくは技術的援助をすることができる。

※出典：都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律



9. 工場緑化(工場立地法)

項 目	内 容
根拠法等	工場立地法 第4条(昭和34年施行)
概 要	中・大規模工場の生産施設新增設における緑化面積の義務を示した制度
対象業種	製造業、電気、ガス、熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)
対象規模	敷地面積 9,000 m ² 以上 又は 建築面積 3,000 m ² 以上
緑化の基準等	・敷地面積に対する「生産施設」面積の割合 30～65% ・敷地面積に対する「緑地」面積の割合 20%以上 ただし、建築物屋上等緑化施設は、敷地面積の5%(緑地面積の1/4)以内で緑地面積に算入できる。 ・敷地面積に対する「環境施設」面積(「緑地」を含む)の割合 25%以上 【各施設について】 生産施設：物品の製造施設・加工修理施設 緑 地：樹木や地被植物が生育する土地 環境施設：周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの 「環境施設」＝「緑地」＋「緑地以外の環境施設」 緑地以外の環境施設は、以下の通り ①噴水、水流、池その他の修景施設 ②屋外運動場 ③広場 ④屋内運動施設 ⑤教養文化施設 ⑥雨水浸透施設 ⑦太陽光発電施設 ⑧①～⑦に掲げる施設のほか、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの ※1 都道府県・市は、条例により地域の実情に合わせ、国の定める範囲内において、緑地及び環境施設の割合を独自に策定することが可能。 【国が定める範囲】 環境施設(含む緑地) 敷地の10～35% 緑地 敷地の5～30% ※2 既存工場(法施行以前に設置された工場)に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。

※出典：大垣市「工場立地法について」

<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/kanri/index.html>

経済産業省「工場立地法運用例規集」



10. 生産緑地制度(生産緑地法)

項 目	内 容
根拠法	生産緑地法（昭和 49 年施行）
概 要	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る制度。
指定要件	○良好な生活環境の確保に相当の効果が有り、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの ○500 m²以上の面積（市区町村が条例で面積規模を 300 m²まで引き下げることができる） ○農林業の継続が可能な条件を備えているもの
生産緑地の管理	○生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。
行為の制限	○以下の行為については、市町村長の許可が必要。市町村長は当該生産緑地地区において農林漁業を営むために必要となる施設又は当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資する施設の設置等に関し許可できる。 ・建築物その他の工作物の新築、改築または増築 ・宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 ・水面の埋立てまたは干拓
土地の買収の申し出	○農林漁業の主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合、または生産緑地として告示された日から 30 年が経過した場合には市町村長に買取りを申し出ることができる。
生産緑地の取得のあつせん	○市町村長は、買取りの申出がなされた生産緑地について、買取らない旨の通知をしたときには、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者が取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。
行為の制限の解除	○生産緑地法第 10 条に基づく買取り申出があり、申出の日から 3 月以内に生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、行為の制限が解除される。
メリット	○土地所有コストの軽減 ・相続税の納税猶予が適用される（三大都市圏の特定市以外の市町村においては、通常の市街化区域農地と同じ。営農期間 20 年） ・固定資産税の評価および課税が一般農地と同じ取り扱いとなる。（農地評価、農地課税） ○土地買い入れを申し出ることができ、譲渡所得には 1,500 万円の控除が適用される。

※出典：国土交通省「生産緑地制度」

http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000071.html



11. 風致地区制度(都市計画法)

項 目	内 容
根拠法	都市計画法 第8条(大正8年施行)
概 要	風致地区は都市における風致を維持するために定められる地域地区のこと。 「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。
指定主体等	○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(風致政令)で定める基準に従い、地方公共団体が条例(風致条例)を制定する ・10ha 以上の場合：都道府県、政令市が指定 ・10ha 未満の場合：市町村が指定
行為制限の内容	○風致政令における以下の行為については、許可が必要。 ・建築物の建築その他の工作物の建設(建ぺい率、高さ、壁面後退) ・建築物等の色彩の変更 ・宅地の造成等(適切な植栽等により覆われた率、のり) ・水面の埋立てまたは干拓 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取 ・屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

※出典：国土交通省「風致地区制度」

<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/fuuchi/index.html>



12. 市民農園に関する制度

項 目	内 容
根拠法等	市民農園整備促進法（平成2年施行）、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年施行）、法によらないもの
概要	一般に市民農園とは、都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。自治体、農協、個人などにより市民農園を開設できる制度等が整っている。
開設の形態	① 市民農園整備促進法によるもの ② 特定農地貸付法によるもの ③ 農園利用方式によるもの（法によらない）
市民農園整備促進法による農園	【目的】 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置により、健康的でゆとりある国民生活の確保を図りつつ、良好な都市環境の形成と農村地域の振興を図る。 【要件】 ・ 開設するためには、都道府県知事が策定する「市民農園整備基本方針」に基づき、当該市町村の区域内に利用が適当と認められた場所へ設置する。市街化区域以外に設ける場合は「市民農園区域」を指定し、市街区化区域内に設ける場合は「市民農園区域」の指定は不要である。 【利点】 ・ 市民農園開設者は、整備運営計画を作成し市町村の認定を受けることで、農地法に基づく許可不要や開発行為等の優遇処置の対象となる。
特定農地貸付法による農園	【目的】 都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例措置を設ける。 【要件】 ・ 10 アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。 ・ 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。 ・ 貸付期間が5年を超えないこと。 【利点】 ・ 特定農地貸付け及びそのための農地権利の取得について農地法による規定の適用を除外 ・ 農業協同組合の場合、農業協同組合法の規定にかかわらず、組合員の所有する農地について、特定農地貸付けを行うことが可能 ・ 特定農地貸付の承認を受けたものは、その農地について権原に基づき耕作の業務を営む者とみなし、土地改良事業への参加資格を付与
農園利用方式によるもの	【内容】 農業者（農地所有者）が農園に係る農業経営を自ら行い、利用者（都市住民等）が農園に係る農作業の一部を行うため、当該市民農園に入場する方式である。 【要件】 ・ 一定の人数の方々が、定型的な条件でレクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業のためのもの。 ・ 賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わず、当該農作業の目的で利用するものに限られる。 ・ 農業者と利用者は「農園利用契約」を締結する。

出典：農林水産省「市民農園を開設するには」

http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/s_kaisetu/



■ 用語解説

【あ】

生け垣	景観の向上や防災などの観点から、敷地の周囲を囲う塀を植物により行うもの。
生け垣設置事業補助金制度	緑豊かで住みよい生活環境を創出し、緑化を推進するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の危険を軽減するため、生け垣設置を促進する補助制度。
一時避難場所	災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、または帰宅困難者が公共交通機関の回復するまで待機する場所。
雨水浸透枳	屋根などで集めた雨水を、そこから地中に浸透させる‘ます’のこと。底をコンクリートでふさがず、砕いた石などを詰め込んである。雨水の流出を抑制するとともに、地下水の涵養などの効果が期待できる。
雨水貯留機能	公園、校庭、駐車場等で、本来の土地利用機能を損なうことがないように、雨水を一時的に貯留することにより、河川への雨水流出抑制を図ること。
美しいまちづくり推進団体制度	道路・河川・公園等の公共区域について、市民や企業等の自発的な清掃ボランティア活動等を行う団体と市が合意書を交わし、行政がその活動への支援として清掃用具の提供やボランティア保険の加入等を行う制度のこと。
エコロジカル・ネットワーク	生物多様性を守っていくために、同じタイプの自然や異なるタイプの自然がネットワークされていること。
NPO	Non-Profit-Organization(民間非営利組織)の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。
大垣市エコ水都環境プラン	市の望ましい環境像の実現に向けて、大垣市未来ビジョンや大垣市みどりの基本計画と整合性を保ちつつ環境施策を推進する計画。
大垣市景観計画	市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や方針、誘導策としての仕組みや基準、実現化方策などを明らかにする計画。
大垣市子育て支援計画	子どもと子育て家庭を、社会全体で温かく見守り支援し「子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち」を目指し、親が安心して子どもを生み育てることが出来る環境づくりを推進する計画。
大垣市森林整備計画	地域の目指すべき森林資源の姿を目指し、適切な森林の整備及び管理の推進を図るため、森林法の規定により策定する計画。
大垣市人口ビジョン	大垣市の人口の現状分析と今後の推移を検証し、将来展望についてまとめたもの。
大垣市地域防災計画	災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧・復興の諸活動の円滑な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、災害による被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする計画。



大垣市都市計画マスタープラン	都市計画区域マスタープランは、個々の都市計画区域について、どのような方針でどのような都市を作ろうとしているかを示すとともに、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業について、将来のおおむねの配置、規模など、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする計画。
大垣市農業ビジョン	「にぎわいと活力みなぎるまちづくり（産業振興）」の実現を目指して、多様な担い手による持続的な発展により、安全で良質な食を安定的に供給できる農業を具現化するため策定する計画。
大垣市緑を育み生かす条例	この条例は、自然環境を保護するとともに、市内の緑を守り、育て、生かしながら、市民が健康で緑あふれる快適な生活を営むことができる都市づくりを図ることを目的とする条例。
大垣市未来ビジョン	本市では、人口減少や少子高齢化社会を迎える中、長期的な視点に立ち、将来都市像に向けて、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するため、市制 100 周年の節目の年を初年度とする「大垣市未来ビジョン」を示す計画。
大垣市立地適正化計画	行政と住民、民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進することを目的とする計画であり、基本方針の設定の他、居住誘導区域などの区域設定などを行う。都市再生特別措置法の改正により創設され、市町村が策定主体となり策定するものである。
大垣市緑化審議会	緑化計画の策定、緑保全地区などの指定、その他市長が緑化計画と緑化推進上必要と認める事項に関する事柄を審議する機関。大垣市緑を育み生かす条例に規定されている。
屋上緑化	都市の生活環境の向上を目的として、屋根や屋上に植物を植えて緑化すること。

【か】

開発行為	主として周辺の環境に変化をもたらすおそれのある建築物の建築などの用に供する土地の区画形質の変更。
外来種	何らかの理由で、外国（他地域）から移入した生物。地域固有の生態系に影響を与えることがある。
街路樹	都市の美観の向上や道路環境の保全・歩行者などに日陰を提供することを目的として、市街地などの道路に沿って植えられている樹木のこと。
核家族化	大家族が減少し夫婦とその未婚の子どもで構成される家族（核家族）が増加すること。
河川区域	河川法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つである。
花壇設置等事業補助金制度	民有地内の公共性の高い部分に設置される花壇の整備により、華やかで美しい、多くの花が出迎えてくれる市民に親しみやすい街づくりを目指す補助制度。
合併処理浄化槽	生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽では、し尿だけしか処理できない。公共用水域に流れ込む汚れの量は、単独処理浄化槽と比べ 8 分の 1 に減少させる性能があり、下水道終末処理施設と同程度の処理水が望める。厚生省では設置を促進するため昭和 62 年より補助制度を創設している。



ガマ（がま）	大垣市北部の扇状地末端で伏流水が、地盤の割れ目などから噴き出しているもの。自噴水とも呼ばれている。
ガーデニングストリート	市民・企業・行政が協働で、道路空間等にプランターなどを設置し花や木をガーデニングする事業により創出された空間のこと。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指し、家庭や学校地域など様々な場において、環境と社会・経済・文化とのつながりや、環境保全などについて、理解を深めるために行われる教育。
環境保全	地球環境問題への関心の高まりの中で、ビオトープ（生物生息空間）の保全・整備と創出、快適でうるおいのある都市環境の創造、都市気候の緩和など、自然との共生や環境への負荷の低減に資するような行為のこと。
幹線道路	道路網のうち主要な骨格をなし、都市に出入りする交通と都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路。
間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして、健全な状態に導くために造林木を間引くこと。適正な密度に管理することで、残存木の成長が促進されると同時に林に光が差し込み、下生えが豊かになる。植林から主伐までの間に何度か行うのが普通である。このときに間引かれた材が間伐材である。
涵養	雨水や河川等の地表の水が地下の帯水層に浸透し、地下水となること。
記念樹配布制度	市民の入学、出産記念に、希望者に木の苗木を配布する制度。
協働	市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係をもってきた主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。それぞれの努力を補完して取り組みをすすめることで、個々に取り組む場合と比べて、大きな効果を生み出すことができるものと期待される。
計画フレーム	将来人口、産業予測など各種計画の前提となる数値など。
景観遺産	大垣市により指定された、市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、宿場町の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物をはじめとする「後世に伝承すべき景観を有する建造物等」のこと。
景観自慢	景観遺産の指定には至らないものの、地域のシンボリックな存在で地域住民に身近なものとして親しまれており、指定や顕彰によって景観まちづくり活動が促進される、あるいは保存や活用につながることで将来的に景観遺産への移行が期待される建造物等。
広域避難場所	一時避難場所及び指定緊急避難場所を含む地域全体が火災等により危険になった場合に避難する市が指定している大規模な公園や駐車場など。
広域防災拠点施設	広域避難場所など広域的な防災拠点となる施設のこと。
公園緑地	「都市公園など」と「民間施設の緑地」として整備・管理されているものの総称で、「施設緑地」と同義語。
公共花壇	市民が花を植え、育て、管理する公共の花壇。



公共下水道	主として市街地の下水を排除しまたは処理するために、地方公共団体が管理する下水道のこと。その他の生活系排水処理施設としては、市街地の周辺部において厚生省が管轄する合併処理浄化槽、農林水産省が管轄する農業集落排水処理施設がある。
公共施設緑地	公共空地などの都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と公共公益施設における植栽地などが該当する。
公募設置管理制度	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定し、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が有利な条件として適用される制度。
国定公園	国立公園に準ずる自然の風景地について、自然公園法第 10 条第 2 項に基づき指定する地域制の公園。
国有林	森林法第 2 条第 3 項に規定され、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第 10 条第 1 号に規定する分収林である森林をいう。
国立公園	我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む）について、自然公園法第 10 条第 1 項の規定により指定する地域制の公園。
コミュニティガーデン	住民が自由に花や緑を植え、育て、管理する場合（公共の庭、花壇など）。花や緑を植える機会を設けることで、周囲の環境に関心を持ち、地域のコミュニティ意識が高まり、ひいては地域全体の環境づくりにまで関心をもたらす。

【さ】

里地里山	環境省の定義では、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。＊一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、言葉の定義は必ずしも確定しておらず、ここでは全てを含む概念として里地里山と呼ぶ。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のなかの一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域。
施設緑地	都市公園法に基づいた“都市公園”と都市公園以外の“公共施設緑地”および“民間施設緑地”とに区分される。
自然環境保全地域	優れた天然林や希少な動植物の自生地等、良好な自然環境を有する地域として、県が指定するもの。
自然公園	わが国の自然の風景を保護するとともに、その利用の増進をはかり、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和 32 年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称のこと。



自然林	天然林ともいう。造林や育林についてほとんど人手が加わっていない林。そのうち、伐採後に自然に再生した森林を天然生林という。一方、今までまったく人手が加わっていない林を指して原生林と呼ぶが、日本にはほとんどない。
指定避難所	災害時に住宅が倒壊した場合、住宅の回復、応急仮設住宅への入居又は災害による危険の解消までの一時的な宿泊施設として指定している小学校等の屋内空間のこと。
児童遊園地	地区の自治会、個人などが設置し、管理・運営する主に年少の児童のために、公共に解放した公園。
自噴帯	地表に自噴水（被圧地下水の圧力面が地表面より上にあって、地表まで噴出する地下水）を多く含む地帯。
自噴井戸	被圧地下水の圧力面が地表面より上にあり、地下水が地表まで噴出する井戸。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会などを提供するために、レクリエーションなどとして営利以外の目的で、蔬菜類などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し出す農園のこと。最近では、地方公共団体や農協などが市街地に残された農地の活用をはかりつつ、市民のニーズに応えるため、農地所有者から農地を借り上げ設置するケースが多くなっている。
社寺林	神社や寺院が所有し、参道や拝所を囲むように維持されている樹林のこと。
市民緑地	土地の所有者が、自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの申し出に基づき、緑地保全・緑化推進法人が当該土地の所有者と契約（市民緑地契約）を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。
市民緑地制度	土地の所有者が、自ら土地を市民の利用に供する緑地として提供することを支援し、緑の保全を推進する制度のこと。土地の所有者からの申請に基づき、緑地保全・緑化推進法人がその土地の所有者と契約し、市民緑地をつくる。この場合、土地所有者には一定の優遇措置が与えられる。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園である。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
生産緑地	都市計画法と生産緑地法に基づく地域地区の一種で、農林漁業との調和を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園緑地など公共施設などの敷地に適している 500 ㎡以上の土地を指定する。
生態系	ある地域に棲むすべての生物と、その地域内の光、風、水、土壌などの非生物的環境をひとまとめにして捉えたもの。人間による影響を受けてバランスを崩すこともある。



生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」、(2)同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性(遺伝子の多様性)」、(3)これら生物とその生息環境からなる生態系(ある地域内に生息する生物群とその生活に関係のある物理的環境とを総合して一体としたもの)が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいる。
-------	--

【た】

地域固有種	生息分布が特定の地域に限定される種のこと。
地域森林計画対象民有林	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。
地域制緑地	緑地保全地区(都市緑地法)・風致地区(都市計画法)・保安林区域(森林法)などの“法による地域”、緑地協定(都市緑地法)による“協定”、“条例などによるもの”などの緑地が該当する。
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガス(太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つメタン、フロンガスなど)濃度の上昇により、通常大気を通過して宇宙に出ていく太陽光線の輻射熱のエネルギーが大気中にたまり、その結果大気平均気温が上昇する現象のこと。
地区計画	まちづくりのルールを住民と行政が協働して定め、このルールに基づいて、道路の整備や建築などを行っていくことにより、住みよい住環境の創造や美しい街並みの形成などを進めていく制度。
地産地消	地域の消費者ニーズに即応した農業生産と生産された農作物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。
駐車場緑化	周辺環境や景観へ配慮した駐車場の緑化。路面やフェンスなどを緑化する。
鳥獣害対策	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラスを対象鳥獣とした、捕獲、防護策等の設置を行う対策のこと。
鳥獣保護区	鳥獣保護法に基づいて鳥獣の保護繁殖を図るため設定された地域。指定地域内での鳥獣の捕獲は禁止されている。
長寿命化計画	利用者の安全性確保やライフサイクルコスト削減の観点から施設の適切な修繕・改築や計画的な長寿命化対策等、予防保全的管理による計画的な維持管理の取り組みを推進することを目的に策定する計画。
透水性舗装	雨水が浸透しやすいように、隙間の多いアスファルト混合物を用いて歩道や駐車場等を舗装すること。雨水の流出抑制とともに、街路樹の保護育成、水ハネがなくなるなど歩行性の向上、地下水への涵養などの効果がみられる。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に則し配置する。



特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等の一定の行為の制限等により現状を凍結的に保全する制度。
都市基幹公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園である。その機能から総合公園と運動公園に区分される。
都市計画区域	都市計画を策定する場ともいべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲を言う。
都市計画区域外	都市計画区域の範囲外を言う。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市道路として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。
都市計画法	都市計画の内容及び決定手続きや、都市計画に関連する各種制限や事業などについて必要な事項を定めた法律のこと。都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の発展と公共の福祉に寄与することを目的としている。
都市公園	都市公園法により整備された公園。都市公園法第2条に規定する公園施設で、街区公園や近隣公園などの“住区基幹公園”、総合公園などの“都市基幹公園”、風致公園や歴史公園などの“特殊公園”、広域公園や都市緑地などの“その他公園”などがある。
都市公園法	「都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」都市公園設置と管理基準などを定めるため昭和31年4月20日に公布、同年10月15日に施行された法律。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上をはかるために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地などにおいて良好な樹林地などがある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させる都市環境の改善をはかるために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）
都市緑地法	都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正（いわゆる景観緑三法の制定）により改称したもの。 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程している。



【な】

農業振興地域農用地区域	農業振興地域整備法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つである。
-------------	---------------------------------------

【は】

バイオマス	「再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」と定義される。例えば、木質のバイオマスは、太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。
バリアフリー化	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化を促進するため、公共施設における段差解消や障がい者用トイレの設置、ノンステップバスの普及促進など、様々なバリアフリー施策に取り組むこと。
ハリヨ	市の魚でトゲウオ科に属し、体長 6～7 cmの淡水魚で背びれに 3 本、腹びれに 2 本、しりびれに 1 本の棘をもち、産卵後雄が子どもを育てるなど、生態的に特異な習性をもつ。日本では、岐阜県の西濃地方と滋賀県の一部の、湧水か清流のみに生息する。
ヒートアイランド現象	都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染などが原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象のこと。
P F I 事業	PFI (Private Finance Initiative) 事業とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を行う事業のこと。
P D C A サイクル	計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) という、4 つの段階を繰り返すことで、計画等の継続的な改善を図り続けること。
ビオトープ	ドイツ語で生物をあらわす Bio と、場所を表す Top を組み合わせた造語。学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。有機的にネットワークすることにより、生物の移動に貢献し、地域生態系全体の質の向上に寄与する。野生生物が生息可能な環境状況を積極的に復元・創造していくという意味合いでも用いられる。
風致地区	都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。
プレーパーク	「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとした遊び場のこと。大垣市では、子育て支援の一助として実施している、公園に常駐している指導員（プレーリーダー）が、子どもに遊びを教える中で、子どもの創造力、自主性、コミュニケーション能力などを高めることを目的としている。
壁面緑化	都市化に伴う緑化空間の減少を補い、都市環境と景観の向上をはかるために、建物の外壁物に植物を植え緑化すること。建物内の消費エネルギーが軽減されたり、生物の移動空間となったりする。



ペレット	おが粉等を 15 mm程度の小さな円筒状に成形したもので、ストーブ・ボイラーの燃料として使用される。
保安林	森林法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つである。大垣市では、土砂流出防備保安林が指定されている。
防災機能	災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公害に対する緩衝地帯としての役割を果たす機能のこと。
防災公園	大都市地域、大規模地震の発生のおそれのある地域、政令指定都市、県庁所在地、人口 10 万人以上の都市を対象として、震災時において避難地、避難路、火災の延焼遮断帯、自衛隊やボランティアなどの救援活動拠点などの多様な防災機能を発揮するよう整備された都市公園。
保存樹・保存樹林	“都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律”に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木又は樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。所有者は、保存樹または保存樹林について枯損防止など保存に努める義務を負う。
保存樹木	大垣市緑を育み生かす条例により規定された制度。市長が、大垣市緑化審議会の承認を得て、良好な自然環境と美観風致上必要と認める樹木を所有者の承諾を得て指定する。市より、保存のための補助が受けられる。
掘り抜き井戸	地下を深く掘って被圧地下水を湧き出させる井戸。噴き井戸。

【ま】

「みどり」のイベント	広く市民に緑化の必要性などを啓発することを目的として開催される、花木の苗の即売や、花木、緑化などのコンクールや、学習会、シンポジウムなどの催し。
水屋	しばしば洪水に見舞われる低湿地帯集落で、非常用物資を備え、また避難所とするため、高く土盛りをした敷地の上に建てられた特殊な家屋。大河川の下流地帯に多く残る。
みどり	緑地の物理的・空間的機能や効果だけでなく、文化の醸成や幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する概念。
緑の育成ボランティア制度	草花や樹木などを移植し、個人のボランティアで管理する制度。里親制度から名称を変更。
緑のカーテン	ゴーヤやアサガオなどつる性の植物をネットにはわせ、窓の日差しを遮り、室温の上昇を抑えることを目的として設置されるカーテンのこと。グリーンカーテンともいう。
緑の基本計画	都市における緑地の保全と緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的にすすめることを目的とする計画。この計画は、都市緑地保全法の改正により創設され、市町村が策定主体となり作成するものである。
緑の銀行	市民からの献木と労力奉仕などの預け入れを基金として公共施設へ樹木を移植する制度。
緑の将来像	環境基本計画や都市マスタープランなどにおける都市づくりの基本理念を踏まえて、将来目指すべき緑の方向、緑の都市づくりの基本的な考え方、ビジョンなどを示したもの。その際、住民に分かりやすいテーマやキャッチフレーズを設定する。



緑の相談室	樹木や緑化に関する、市民を対象とした相談所。市役所や公園内に設置する。
緑のネットワーク	公園緑地のレクリエーション利用を向上させるため、また、生物の移動と生息空間を守るために、河川、緑道、幹線道路の緑化などの線状の水と緑により、公園緑地などを網状に結ぶエコロジカルネットワークのこと。
緑保全地区	大垣市緑を育み生かす条例により、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める地区を、所有者又は管理者の承諾を得て、市長により指定される地区のこと。
民間施設緑地	民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地を言う。一般的には、公開していることや永続性の高いことが条件となるが、具体的に位置づける場合は地域の実情に合わせて適宜判断している。
民有林	国有林以外の森林を言い、民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有等）、公社所有林 等がある。
名勝・天然記念物・史跡など緑地として扱える文化財	文化財保護法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。

【や】

ユニバーサルデザイン	はじめから、すべての市民の多様なニーズを考慮して、性別・年齢・身体的特性・国籍などの違いに関わらず、すべての市民が安全かつ安心して生活できるよう、建物・施設・公共交通・製品・もの・サービス・情報などを計画的に設計する考え方のこと。
屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えられた樹林のこと。

【ら】

ランドマーク	景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもの。わかりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用される。一般的には周辺から見ることでできる高さがあるもの。
緑化重点地区	緑地の保全・整備と都市緑化の総合的な展開をはかるために、モデルケースとして設定した地区。設定した地区においては、緑化推進施策をできる限り詳細かつ具体的な整備計画として策定する。
緑化地域制度	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度のこと。
緑化道路	街路樹などの植栽による緑の量的な拡大と防災機能や景観機能の向上をはかるために、道路施設に緑化を行うこと。
緑化率	学校などの公共公益施設や工場などの民間施設において、各施設の敷地面積に対する緑化された面積の割合（道路は延長の割合）。



緑地	都市公園や公共施設、民間施設の緑地として整備・管理されている「施設緑地」と、森林地域や河川区域、農業振興地域農用地区域などとして保全・管理されている「地域制緑地」の総称。
緑地協定	都市緑地法に定められた、都市の良好な環境を保全するため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
緑地保全地域	都市緑地法第5条の規定に基づき、無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある緑地を、都道府県知事または市町村が都市計画に定める地域地区。
緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度	地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度で、市民団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化に対する取り組みを推進することができる。
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性と快適性の確保などをはかることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯と歩行者路又は自転車路を主体とする緑地のこと。幅員は10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場などを相互に結ぶよう配置する。
緑被率	樹林・植栽地・草地などの植物の緑で覆われた、もしくは緑で覆われていない自然的環境の状態にある土地（緑被地）の面積の、ある一定の区域の面積に対する割合。緑の総量を平面的に捉える目安の指標として、一般的に用いられている。
レクリエーションの機能	多様化するレクリエーション需要に応え、日常的なレクリエーションと全市的なレクリエーション活動に対処しうるような利用を重視した機能のこと。
レッド・データブック（レッド・データリスト）	レッドリスト等に基づき、生息状況等を取りまとめた書物。環境省や各自治体が製作したものがある。
レッドリスト	野生生物の保全のために、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めるために作られたリスト。環境省では、絶滅、野生絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧の大きく4つのカテゴリーを設けている。

【わ】

ワークショップ	住民参加型まちづくりや公園づくりにおける合意形成手法の1つであり、自由な雰囲気の話し合いの場のこと。公園づくりにおいては、理想の公園のイメージや適切な管理手法などをテーマに話し合う場合がある。
輪中堤	江戸時代以降、洪水による水害を防ぐため、集落や耕地の周囲にめぐらせた堤防を木曽三川地域では輪中堤と称する。人々の生活の単位として、水防を中心に強固な共同体を形成してきた。
湧き水	被圧地下水の圧力面が地表面より上にあって、地表まで噴出する地下水。

注）本表には、本文中に記載が無い用語もあります。



大垣市の木・花・魚
クスノキ・サツキ・ハリヨ